

# 大阪市における公共サービスの実施にかかる民間活用の基本的な考え方

平成 20 年 3 月

大阪市 市政改革室

# 大阪市における公共サービスの実施にかかる民間活用の基本的な考え方 〔平成 20 年 3 月〕

## 1 策定の趣旨

大阪市では、平成 18 年 3 月に策定した「大阪市政改革マニフェストに基づく新しい行財政改革計画」(以下「新しい行財政改革計画」という。)に基づき、財政危機を克服し、高度化・多様化する市民ニーズに適切に対応していくため、職員数・経費の大幅な削減、組織機構の再編・整備、事務事業の見直しなどの取組を進めている。

しかし、依然として高い水準にある行政コストや本市が抱える財務リスク等に鑑みると、本市の財政状況は引き続き危機的な状況におかれている。また、現在の行財政改革の取組を単に市役所内部の改革にとどめるのではなく、社会経済情勢に即した新たな施策の展開など、地域自体の活性化につなげるためには、将来にわたり持続可能な確固とした行財政基盤を構築しなければならない。そのためには、引き続き、行財政改革を強力に進め、無駄を排した効率的な行政運営を確立しなければならず、現計画期間の後も視野に入れた更なる取組についての検討が必要である。

「新しい行財政改革計画」においても、職員数等の大幅な削減に取り組む中で、市民ニーズに適切に対応した行政サービスを展開するために、これまでの業務執行体制や執行方法の総点検を行い、民間委託の推進など事務事業の再構築に取り組むことを明らかにしているが、将来を見据えた公共サービスの実施にかかる官民の役割分担の現時点での考え方及び「市民の目線」に立った不断の見直しの方向性を市民及び職員に対して明らかにするとともに、行政サービスの水準の維持・向上、安全管理等適正な業務執行の確保など、民間活用にあたって十分に留意すべきことについて全市的な認識の共有化を図るため、この「大阪市における公共サービスの実施にかかる民間活用の基本的な考え方」(以下「基本的な考え方」という。)をとりまとめた。

この「基本的な考え方」においては、民間活用検討の視点、民間活用にかかる事務事業の考え方(民間活用の推進を検討すべき業務、市が直接実施すべき事務事業)、「市民の目線」に立った見直しの方向性、民間活用にあたっての留意事項などを示すほか、従来から実施している業務委託にとどまらない、透明・公正な競争条件のもとで民間のアイデアやノウハウを活かす新たな手法による民間活用の推進についても言及する。

なお、この「基本的な考え方」において「民間活用」とは、これまで市が直接実施してきた、或いは、今後実施しようとする事務事業について、事業主体は本市に留保しながら、その全部又は一部の実施を民間事業者、NPO 等市民活

動団体など(以下「民間事業者等」という。)に委ねること、また、民間事業者等とともに協働・連携して取り組むことをいう。

## 2 民間活用の目的

本市における民間活用は、次の点を目的として推進する。

- (1)民間を活用した公共サービスの質の維持向上  
民間事業者等が有するサービス実施に関するノウハウ、専門的知識・技術及び柔軟な執行体制等の活用により、行政サービスの質の維持向上をめざす。
- (2)行政運営にかかる経費の削減  
市が直接実施する必要のない事務事業の外部化を進めることにより、経費の削減を図る。
- (3)市民参画・市民協働の推進  
企業のほか、地域住民の組織、NPO、ボランティア団体などの市民活動を行う多様な主体(市民活動団体)が市と協働して公共サービス実施の一部を担うことにより、一層の市民参画・市民協働の推進を図る。
- (4)優先度の高い分野への行政資源の重点配分  
民間活用により生み出された人員等の行政資源を社会経済情勢に鑑みその時々が必要となる優先度の高い分野へ重点的に配分することが可能となる。
- (5)地域経済の活性化、雇用の創出  
公共サービスの実施にかかる官民の役割分担を見直し、民間に実施できることは民間に委ねることにより、地域経済の活性化、雇用の創出が期待される。

## 3 民間活用検討の視点

個々の事務事業について、民間活用を検討するにあたっては、次の諸点について具体的な検討を行い、実施の可否を判断する。

- (1)将来にわたり市が直接実施し続ける必要があるか  
市民への行政サービスの提供は、市民負担(税金)の上に成り立っているため、その実施にあたっては、市民ニーズや事業の実施効果を的確に把握し、「市民の目線」に立って、常に経費の削減等、効率化を追求しなければならない。今後は、4で述べるように、行政が直接実施を担い続けるべき事務事業を明確にししながら、その他の、その全部又は一部の実施を民間事業者等に委ねることのできる事務事業については、退職者の動向等他の条件も勘案しながら、計画的に民間活用を進める必要がある。

(2) 行政サービスの質が維持・向上できるか

民間活用により、必要な行政サービスの質が低下するものであってはならない。その時々求められる市民ニーズに的確に対応したサービスを提供できるかについて十分な検討を要する。

(3) コスト削減効果が明確であるか

コスト削減効果は客観的なデータに基づき、明確でなければならない。委託初年度において、受託者側にイニシャルコスト(機器整備等初期導入時にかかるコスト)が発生する場合は、中長期的なコスト削減効果について総合的な判断が必要である。

(4) 業務プロセスの改善はできないか

民間活用にあたっては、実施の前に、現在の業務プロセスに無駄がないか、或いは、事務の集約化等によってより効率的な業務執行が図れないか等について点検し、必要な改善を行うべきである。

既に、民間委託を行っている業務に関しても、職員が直営で行っている事務部分についてより包括的に受託者に委ねることができないか、受託者の業務と職員の事務に重複がないか等について点検し、必要な改善を行わなければならない。

(5) 市民活動との協働に効果的に取り組めないか

市民の自発性・自主性と多様な価値観に基づき、ニーズに応じた臨機応変な活動や先駆的・開拓的な活動ができるなどの特性をもつ市民活動は、公共サービスのもう一つの担い手として、行政や企業と連携しつつ、これからの市民社会を支える主体となっている。

市民活動と行政の協働の推進により、

- ・柔軟性・迅速性といった市民活動団体の特性を活かしたよりきめ細かでよりニーズに沿った、迅速なサービスの提供
- ・地域に密着し多様な市民の意見を引き出すことのできる市民活動団体との協働による市民の行政への参加の一層の推進、市民自治の増進

などが期待される。

新たな公共領域の担い手である市民活動は、これからのまちづくりの原動力としてますます重要性を増すことを十分に認識しなければならない。

(6) 適正な業務執行が確保できるか

安全管理、個人情報等の機密保持など、市として適正な業務執行が確保されなければならない。また、市民に対して公平・公正なサービス提供が確保されなければならない。

(7) 受託者は存在するか

受託可能者の有無について確認を要する。

( 8 ) 部分委託はできないか

事務事業の目的が4で述べる、市が直接実施すべきものに該当する場合であっても、業務プロセスを分析することにより、補助的業務、定型的業務などについて部分的な民間活用が可能となる場合がある。事務事業全体としてみればその実施を民間事業者等に委ねることができないと思われる場合においても、部分的な活用の可否について検討を要する。

( 9 ) 段階的委託はできないか

現に多くの職員が従事している事務事業の実施を民間事業者に委ねる場合は、当該職員の配置転換が大きな課題となる。このような場合は、段階的な実施についても検討すべきである。

事務事業の一部についての受託者が存在しない場合は、全部委託が可能となるまでの間、非常勤嘱託等の活用についても検討する。

## 4 民間活用にかかる事務事業の考え方

( 1 ) 事務事業の分類・整理

民間活用を進めるにあたっては、事務事業の実施主体のあり方について事務事業の内容及び性質に応じた分類・整理を踏まえた検討が必要であるが、次の諸業務についてはその全部又は一部を民間活用の対象として、具体的な実施を検討すべきと考えられる。(既に民間委託化されている業務も含む。)

### 定型的業務

集計・電算入力業務、データ管理・台帳整備業務、調査・統計・アンケート業務、広く一般市民を対象とした啓発業務、財産管理業務、窓口サービス業務、収納・給付業務(支出手続き事務、資格審査事務等)にかかる大量・反復的な点検・確認業務等)など

### 公共施設等の維持管理に関するもの

庁舎・学校園等維持管理業務、公の施設管理業務、道路・公園・港湾・下水道・河川等公共施設の維持管理業務など

### 民間の専門的知識や技術を活用できるもの

設計・測量・調査業務、検査・試験・分析・測定業務、情報化関連業務、用地買収関連業務、訓練・相談・技術指導業務、その他専門的業務など

### 時期的に集中する業務・臨時的な業務

イベント実施業務など

### その他民間活用により効果的・効率的な執行が期待できるもの

イベント・研修会・講習会の企画・運営業務、給食調理業務、広報誌・

番組の制作業務、職員研修業務、福利厚生業務はじめ内部管理業務など

この他、地域に密着した課題解決に向けた取組など、市民が主体的に取り組むことにより効果的な実施が期待される事務事業については、計画段階から地域住民の組織、NPO、ボランティア団体等の市民活動団体等の意見・提案を聴き、可能なものは実施を委ねるなど、市民参加を図ることが重要である。

今後とも、市が直接実施すべき事務事業としては次のようなものが考えられる。なお、3(8)で記述のとおり、以下に述べる事務事業であっても、業務プロセスの中で部分的に民間活用が可能な業務が含まれる場合があるので十分な分析を要する。

#### **法令の規定により行政が直接実施すべき業務**

但し、5(2)で述べるとおり、民間参入の可能性を拡大する国の制度改正の動向を注視しなければならない。また、民間活用することにより公共性の確保等に支障をきたすことなく、サービスの質の向上等が見込まれる場合は、国に対する法令改正の要望等の取組も視野にいれる必要がある。

#### **政策・施策の企画立案・意思決定業務**

重要な計画・指針等の策定、予算案の編成、条例案・規則等の制定など

#### **許認可・監督処分等公権力の行使**

- ・市民の権利や自由を制限する内容を含む業務
- ・市民に対して義務や負担を一方的に課す内容を含む業務
- ・市民に対して義務の履行を強制したり、強制力を持って執行する内容を含む業務 など

#### **行政が自己の名で直接執行すること自体に意義がある業務**

行政指導や表彰など、その性質上、市が自らの名において行うのでなければ成立しないものであって、当該事務事業が単に大阪市の名で行われているというだけでこれに該当するものではない。

#### **危機管理のため行政の責任において直接実施すべき業務**

災害時の対応、救急救命活動等、市民の生命・身体・財産への危機等に対する保護活動に直接従事する業務

#### **行政内部の運営管理業務**

職員の人事配置に関する業務、契約発注の意思決定など

#### **公正性・公平性確保、個人情報保護のため行政自ら実施すべき業務**

機密保持等について、法令に定めがある場合又は契約により確実に措

置できる場合はこの限りでない。

### **市民活動支援業務**

個性豊かで活力に満ちた魅力ある地域社会を築くためには、行政だけでなく、市民や市民活動団体等が連携協力して地域社会が抱える様々な課題解決に取り組むことが求められている。

行政は、地域活動プラットフォーム(地域の人々や市民活動団体等が、地域課題を共有し、課題解決に向け議論を重ね、魅力あるまちづくりをめざす場)の形成及び市民主体による継続的・安定的運営を促進する取組を進めるとともに、地域課題解決に向けた主体的な市民活動に対する支援を行う。

### **その他民間委託等にかかる指導・監督業務ほか**

上記以外のものでも、行政として直接実施すべき業務であるか、常に点検しながら業務執行を図らなければならない。

なお、民間により実施された事務事業の結果に対する行政責任を担保するために必要となる、民間委託等に係る指導・監督業務も基本的には市で担うべき業務である。但し、行政が一定の方針を定めて、民間にその方針に従った指導・監督を行わせる場合には、当該指導・監督業務も民間活用の対象となる場合があることに留意を要する。

以上のような事務事業を引き続き市が直接実施する場合においても、業務プロセスの中に無駄がないか常に点検し、効果的・効率的な業務執行を展開する必要がある。

## (2) 本市の実状を踏まえた取組を進めるにあたっての基本的な認識

### 公共施設の維持管理等の業務について

この間進めてきた事業分析において明らかにされたように、他都市との比較において大阪市では、多くの業務が技能職員により市直営で実施されており、行政コストが高くなる大きな要因の一つとなっている。

これらの業務については、他都市において既に民間委託化が進んでおり、今後は大阪市においても、民間事業者等に実施を委ねていくことを基本とする。

但し、大規模災害発生時に行政として果たすべき危機管理などの視点から、将来的にも必要最小限の体制を確保し、行政としての責任を果たしていかなければならない。この場合においても、通常業務の実施にあたっては、単一的な業務の遂行にとどまるのではなく、市民の目線に立って、市職員でなければできない付加価値を追求する意識が今まで以上に求められることに十分に留意しなければならない。

なお、民間委託化に伴うもと従事職員の配置転換(再配置)数が退職者数を

上回る場合には、一時的な経費の増につながるため、委託化を進めるにあたっては、退職予定者数を勘案した段階的な取組が必要である。委託化を早期に進めなければならない事情がある場合にも、本市が直面する課題解決のために市民の理解を十分に得ることのできる業務へ職員を再配置すべきこと、或いは、民間事業者等が実施することによりサービスの質が向上するなど付加的な価値を追求すべきことに留意しなければならない。

また、職員の再配置が課題となる当面の間においては、経費削減の観点から、現に民間委託している事務事業について、一時的に直営に戻すことも検討の視野に入れる必要があると考えられる。

#### 一般行政事務について

一方、政策・施策の企画立案業務をはじめ、現在、主に一般事務・技術職員が従事している事務事業については、引き続き、経費の削減、職員数の削減が求められる中、多様化・複雑化する市民ニーズに適切に対応するため、選択と集中による職員の配置がますます重要となる。

一般事務・技術職員が従事する事務事業については、定型的業務部分への民間活用のほか、既に進められている総務事務センター、総合コールセンターの取組のように、事務の集約化など業務プロセスの改善の取組が特に重要である。

\* 今後検討を進める具体的な事務事業の例については、別紙「民間活用の検討を進める事務事業の例」参照

## 5 民間活用にあたっての留意事項

### (1) 事務事業の廃止、民営化

この「基本的な考え方」は、実施は民間に委ねるものの事業主体は本市であるものについて、基本的な考え方等を示すものであるが、本来、事務事業の必要性そのものについても、常に検証しなければならない。必要性が無くなるか、希薄になれば廃止すべきであるし、事業そのものの必要性が認められても本市が事業主体である必要が認められなくなったものについては、民間への移譲等民営化の検討を行うべきである。

### (2) 国の制度改正の動向の注視

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」において、国は、公共サービスの改革に関する地方公共団体の取組を可能とするため法令の特例を定めるなどの環境整備を図ることとされており、これら民間参入の可能性を拡大する国の制度改正の動向も注視しながら、民間活用の検討を行わなければならない。



また、市の条例等により、市が直接実施することとしている事務があっても、公共性の確保等に支障のない範囲において、民間活用を推進するための改正について検討する必要があるとともに、国に対する法令改正の要望等の取組も視野に入れなければならない。

### (3) 協働の意義・原則を踏まえた取組の実施

市民活動団体との協働にあたっては、経費の削減など行政側の論理だけで進めるのではなく、団体の自主性・自立性を尊重しつつ、利用者本位の公共サービスの提供や自立型地域社会の構築をめざすといった協働の意義や、「目的・目標の共有」、「相互理解」、「対等の関係」、「透明性の確保」など、協働の原則を十分に認識したうえで、取組を進める必要がある。

### (4) 職員の処遇

民間活用の実施に際しては、当該事務事業に従事していた職員については、その時々々の社会経済情勢に鑑みた市民ニーズの高い事務事業へ配置転換するなど、本市の貴重な行政資源として最大限有効活用を図る必要がある。

### (5) 適切な民間事業者等の選定と委託契約等の適正化

民間活用には、どのような事業者等に業務を委ねるのが非常に重要な事項であることから、公正性、透明性、経済性を確保するとともに公共サービス提供の確実性・継続性に留意しつつ、当該業務の実施に最も適した事業者等を選定する必要がある。また、契約・協定等の締結においては、サービスが安全かつ適正な水準で提供されるよう、履行の確保を図るなど、委託契約等の適正化を引き続き行っていく必要がある。

### (6) 適正な業務執行の確保と業務改善のために ～モニタリングの実施～

地方公共団体は、公共サービスの提供に関し、それを安全かつ適正に行うとともに、市民ニーズを的確にとらえ、質の高いサービスを効果的・効率的かつ安定的に提供していかなければならない。

そのため、民間活用を行った業務については、モニタリングを実施することが重要であり、また、民間活用によって、当初想定したような効果が実際に生み出されているのかどうかについて、業務報告等に基づき、適宜、検証・評価を行い、必要に応じて執行方法等の見直しを行う必要がある。

#### モニタリングの意義

民間活用の推進にあたっては、契約において受託者との間で合意されたサービスが安全かつ適正な水準で確実に履行されていることを定期的ないしは随時に確認し、不履行がある場合には是正の措置を講じ、是正されない場合には、業務停止や契約解除などの措置を講ずる必要がある。また、これらの状況については市民に対して説明責任を有することに十分留意しなければならない。

また、サービス向上の観点からも、業務の実施過程で把握した課題について受託者と協議を行い、継続的に業務改善を図ることも必要である。

このように、契約において合意した事項の確実な履行の確保と、サービス向上に向けた業務改善に必要な情報を得るため、適宜、モニタリングを実施しなければならない。

#### モニタリングの方法

モニタリングの手法としては、受託者による自己点検(セルフモニタリング)、市職員による定期的または随時の調査(実施報告者など受託者からの提出書類の点検・評価及び実地調査)、利用者(市民)アンケート、意見・苦情の受付などがあり、業務内容に即してこれら複数の方法を組み合わせてモニタリングを実施しなければならない。

モニタリングの実施項目は、次のような事項が考えられる。

#### 【モニタリング項目の例】

##### 個人情報保護、法令順守

・関係法令や条例は順守されているか ・個人情報は適正に管理されているか ・法令順守又は個人情報保護のためのマニュアル等は整備されているか ・法令順守または個人情報保護のための職員研修等は実施されているか

##### 安全管理・衛生管理

・安全管理等のためのマニュアル等は整備されマニュアル等に従った活動が行われているか ・マニュアルの周知や安全管理技術向上のための職員研修等は実施されているか ・安全管理等の責任者が明確であり内部統制体制が構築されているか ・安全管理等に必要の人員が適正に配置されているか ・施設・設備・備品等の保守点検業務は确实かつ適正に実施されているか ・緊急時の連絡・初動体制が整備されているか ・防犯・防災上、適切な管理が行われているか

##### 業務改善

・利用者(市民)からの意見・苦情を受け付け情報を共有化する体制が構築されているか ・従事者に、市民のために施策目的の実現に向けた業務に従事していることを認識させるなど、サービス向上に向けた取組に留意されているか

## 6 新たな手法による民間活用の推進 ～提案競争型民間活用の実施について～

「新しい行財政改革計画」において、市場化テストの実施に向けた取組を進めることを明らかにしているところであるが、今後、民間活用を進めるにあたっては、公共サービスの質の維持向上と経費の削減を一層進めるため、実施の早期の段階から民間事業者等から意見を求め、透明・中立・公正な競争条件のもと、価格とサービスの質をあわせて評価を行い実施主体を決定する提案競

争型民間活用の実施に向けた取組を進める。

公共サービス改革法に基づく市場化テスト(下記参照)については、今後の法改正の動向もみながら取組の検討を進めるが、ここでは、公共サービス改革法によらない効果的・効率的な取組についても、検討を進めるものである。

なお、事務事業見直しの点検等を進める中で、公共サービスの改革のため法令改正等を要する事務事業が明らかになった場合には、国に対して法令改正等の要望を行う。

#### 参 考

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(公共サービス改革法)で規定する地方自治体における市場化テスト

公共サービス改革法では、法律で公務員が直接行うこととされている地方自治体の業務について、特例により民間事業者でも行えるようにしている。平成 20 年 2 月現在、特例が適用される業務(以下「特定公共サービス」という。)は、戸籍・除籍謄抄本の交付請求の受付及び引渡しなど 6 業務(下記参照)で、今後も、地方自治体や民間事業者等の要望に基づき、拡大していく予定となっている。

公共サービス改革法では、特定公共サービスについて市場化テストを実施する場合は、入札の公正な実施の監理等を行う機関の設置や、契約を行う際に議会の議決を必要とするなどの手続規定がなされている。

一方、法律で公務員の直接実施を義務化していない業務について、市場化テスト(提案競争型公共サービス改革)を実施する場合は、特に公共サービス改革法に基づく手続きを行う必要はない。

法令の特例が設けられた業務(特定公共サービス)

戸籍法に基づく戸籍・除籍謄抄本

地方税法に基づく納税証明書

外国人登録法に基づく外国人登録原票の写し等

住民基本台帳法に基づく住民票の写し等

住民基本台帳法に基づく戸籍の附票の写し

印鑑登録証明書

以上の交付請求の受付及び引渡し(公共改革サービス法第 34 条に規定)

基本的な考え方は次のとおりである。

#### (1) 目的

提案競争型民間活用は、従来大阪市が直接実施してきた事務事業について、民間事業者等からの提案を受け競争を行うことにより、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図るとともに、職員の意識改革を進めるなど、行財政改革のより一層の推進を図るため実施するものである。

## (2) 類型

### 官民競争型

現在大阪市が直接実施している事務事業の全部又は一部について、大阪市と民間事業者との間で、価格及びサービスの質について競争を行い、実施主体を決定する方式。

### 民間競争型

現在大阪市が直接実施している事務事業の全部又は一部について、民間事業者の間で、価格及びサービスの質について競争を行い、実施主体を決定する方式。

## (3) 民間事業者等からの提案の積極的活用

従来民間委託は、行政側の意思により民間に委ねる業務を決定し実施してきたが、提案競争型民間活用においては、対象とする業務の選定、実施方法等に関して、広く民間事業者やNPO等から提案を広く求めるなど、民間の創意・工夫を最大限活かす取組を進めていく。

## (4) サービスの達成水準・目標等の明確化

提案競争型民間活用の対象とする業務の目的、達成水準・目標、遵守事項などを具体的に示し、これらに基づく、より効果的、効率的な業務の実施方法等について提案を求めるとともに、事業者選定後の取組状況の点検・評価につなげる。

## (5) 業務プロセスの見直しも含めた業務改革の推進

公共サービスの質的向上及び経費の削減を実現するためには、業務プロセスそのものについて抜本的な見直しが必要な場合があると考えられる。

そのため、提案競争型民間活用の実施にあたっては、現行の業務の流れや実施方法を与件とするのではなく、民間事業者等から、業務プロセスの見直しも含めた提案を幅広く求めるなど、業務改革推進の仕組みを構築する。

## (6) 新規の事務事業も含めた対象業務の幅広い適用

良質な公共サービスの提供、効率的な業務執行の実現という趣旨に鑑み、提案競争型民間活用の対象を既存の実施業務だけに限定せず、新規の事務事業についても、より効果的・効率的な実施方法等について民間事業者等から提案を求め、具体の実施につなげる仕組みを検討する。

## (7) 行政内部からの提案による自立的な改革の推進

行財政改革の推進のためには、職員一人ひとりの意識改革が欠かせない。

公共サービスの質的向上、経費の削減については、職員自ら、経験を活かし、これまでの業務を点検し、取組を進めることが必要であり、民間事業者等外部からの提案に加え、行政内部からの提案も募集する。

( 8 ) 第三者の点検・評価等による透明性・中立性・公正性の確保

官民競争型、民間競争型ともに、透明性、中立性及び公正性を確保するため、実施業務の選定、実施要項の策定、競争入札等の実施、事業実施状況のモニタリング等の各過程において、学識経験者等市役所外部の第三者による点検・評価や助言を受ける仕組みを構築する。

なお、民間競争型の場合、対象となる事務事業を所管する所属(局等)において、実施要項の策定、事業者の選定、モニタリングの実施等に関する仕組みを構築するなど、効果的・効率的な事務の遂行に留意する。

( 9 ) 当面の取組

以上の基本的な考え方をもとにして、今後、提案競争型民間活用の実施の流れ、実施要項で定めるべき事項、事業者の選定や事業実施のモニタリングのあり方、実施スケジュールなどについて整理を行い公表する。

## 7 今後の進め方

大阪市の事務事業への民間活用に関する現時点での基本的な考え方は以上のとおりであるが、公共サービスの質の向上、効果的・効率的な業務の遂行のためには、職員一人ひとりが常に自分の仕事について無駄がないか、改善はできないかといった見直しの視点を持ち、業務の遂行にあたることが重要である。

また、十分に議論することなく真に必要な市民サービスを切り捨ててしまうことの無いよう、十分に配慮した取組を進めなければならない。

そのために、どのような事務事業の見直しに今後取り組むのかその立案段階から情報開示に取り組むとともに、官民の役割分担の見直しの検討段階での市民参加の実施についても検討を進める。

このような視点にも留意しつつ、今後においても、社会経済情勢の動向、市民ニーズの変化を的確にとらえるとともに、市民の目線に立って、事務事業のあり方について不断の見直しを続ける。

## 民間活用の検討を進める事務事業の例

平成 19 年度に市政改革室を中心に、各局の事務事業について、新たに民間活用できるものがないかについて点検作業を行った。引き続き精査を要するが、現時点で、今後新たに民間活用が可能と思われる事務事業の例は次のとおりである。

文書交換所業務、職員研修運営業務、総務事務センター運営業務〔以上、総務局所管〕、区役所業務(端末入出力業務等のバックオフィス業務、届けにかかる受付・引渡し等の窓口業務)〔市民局ほか所管〕、税務事務(納税推進のための民間オペレーターの活用など)〔財政局所管〕、用地取得に伴う物件調査〔契約管財局所管〕、指定統計調査〔計画調整局ほか所管〕、がん検診等における運営業務、精神保健市民講座の運営、エイズ等性感染症検査業務、中央授産場の運営、消毒業務〔以上、健康福祉局所管〕、こども文化センター業務、市立保育所職員研修〔以上、こども青少年局所管〕、公園の維持管理〔ゆとりとみどり振興局所管〕、計量検査〔経済局所管〕、市場内の施設・設備維持〔中央卸売市場所管〕、粗大ごみ収集、環境整備業務(街頭ごみ容器ごみ、不法投棄処理)、斎場の管理運営〔以上、環境局所管〕、測量・清算金徴収・物件調査(区画整理事業)〔都市整備局所管〕、道路の維持管理、渡船業務、測量業務(道路基準点保全等)、河川浚渫業務、下水道施設の維持管理業務(浚渫、補修、施設調査業務等)、下水道使用料の調定及び徴収業務(特定徴収分)〔以上、建設局所管〕、綱取・渡船・臨港緑地及び船舶給水施設などの港湾施設の維持管理〔港湾局所管〕、危険物確認試験業務〔消防局所管〕、市立図書館の図書等遞送業務、自動車文庫車運行管理業務、音楽堂貸し出し業務、給食調理業務〔以上、教育委員会事務局所管〕

一部既の実施しているもの、課題整理など具体的検討を要するものを含む。また、部分的な民間活用が可能と思われるものも含む。下線を付しているものは局長改革マニフェストにおいて、平成 22 年度までの取組が明らかにされているもの。

以上は一例であり、上記以外の事務事業についても、継続的に検討を進め、検討状況については適宜公表する。

# 資料：「事務事業の民間活用に関する市政改革室及び各局の見解」について

平成20年3月 大阪市 市政改革室

この資料(次項以降を参照)は平成19年度の事務事業の見直し検討作業において、各局に対し民間活用について指摘した事務事業に関する各局の現在の見解を整理・仕分けしたものである。

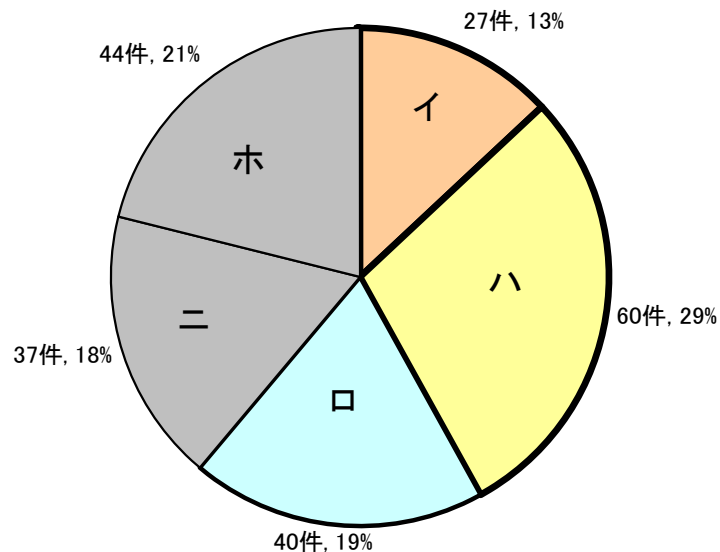
- ・従来から民間委託、指定管理者制度導入済み等の事業を除き、さらに民間活用の可能性があると考えられる事業を抽出して検討を行った。
- ・検討段階での資料であり、個々の事務事業の見直しの方向性を現時点で明らかにするものではないが、今回の整理では消極的な見解が示されているものを含め、検討作業を引き続き進めていく。
- ・今回、さらなる民間活用の可能性について検討した事務事業 計208件

## 〔各局の見解に対する市政改革室の見解区分〕

- イ： 現在、民間活用が図られており、今後の拡充についても積極的な見解のもの。
- ロ： 現在は民間活用が図られていないが、今後については積極的な見解のもの。
- ハ： 現在は民間活用が図られているが、今後の拡充の余地が少ない、もしくは消極的な見解のもの。
- ニ： 現状では、民間活用について検討し難いという見解のもの。  
例) 法令等による制約がある。意思決定や公権力の行使を伴うため。業務廃止を予定している。 など
- ホ： 現在は民間活用が図られておらず、今後の検討の方向性も定かでない、または消極的な見解のもの。

## 〔検討した事務事業を民間活用の現状からみた区分〕

- ・現状としては、検討対象事業の約42%において一部民間活用が図られている。
- ・現在は民間活用されていないが、今後について積極的な見解のものを含めると約61%になる。



## 〔市政改革室の見解区分の位置づけ〕

次の区分により、現在の各局の見解を位置づけている。

		消極的な局見解	積極的な局見解
民間活用している	ハ	現在は民間活用が図られているが、今後の拡充の余地が少ない、もしくは消極的な見解のもの。 60件	現在、民間活用が図られており、今後の拡充についても積極的な見解のもの。 27件
	ロ	現状では、民間活用について検討し難いという見解のもの。 37件	現在は民間活用が図られていないが、今後については積極的な見解のもの。 40件
民間活用していない	ニ	現状では、民間活用について検討し難いという見解のもの。 37件	現在は民間活用が図られていないが、今後については積極的な見解のもの。 40件
	ホ	現在は民間活用が図られておらず、今後の検討の方向性も定かでない、または消極的な見解のもの。 44件	

事務事業の民間活用に関する市政改革室及び各局の見解

【総務局】

事務事業名	事務事業内容	市政改革室のコメント	局の考え方	局の考え方を受けての市政改革室の見解 (イ～ホの区分説明は末尾に記載)
公報発行事務	公告式条例に基づき、条例、規則、達その他の規程及び公表を要する告示・公告を掲載する大阪市の公報を毎週金曜日に発行する。	民間委託の検討ができないか。	公報発行事務のうち、原稿の審査等の事務は直営で行うべきものであるが、校正作業については、一定の範囲で平成20年度から民間委託を進める。具体的には、告示・公告について校正を業者に委託することとし、一方、条例・規則については、高度の正確性が求められるものであり、かつ、原本の決裁が手書き修正が数多く入ったものであるため、平成21年度以後の校正の委託の実施に向け、慎重に検討を進める。	ロ
文書交換所事務	到達文書の收受・郵送文書の発送の事務を集中管理するとともに、所属間相互の文書送付と交換を行う。	文書送付業務の委託化に続き、文書交換所の業務全般について委託化を検討してはどうか。	文書交換所の業務全般についての委託化の検討を進める。	イ
職員研修等	職員の人材開発・育成の観点から、若年層に対して積極的に自ら学び行動することができるよう動機付けを行うとともに、管理監督者のマネジメント能力の向上を図るための研修を導入する。 また、自律的に考え行動できる職員を育成・支援するため、職員のキャリア形成への理解を促し、自らのキャリア形成について考える機会を提供するとともに、キャリア形成の観点から、管理監督者に対するマネジメント能力の向上を図るための研修を実施する。新たにキャリアデザイン研修を実施するとともに、階層別研修へもキャリア形成に関するプログラムを導入していく。	市場化テストの実施を検討できないか。	・市場化テストについては国の法律で「研修」を対象とするとされているところであるが、次の理由から法律に沿った市場化テストに基づく研修の全面的な民間委託については不適切と考えている。 (なお、実際に「市場化テスト」を研修に導入している先行事例である大阪府をみても、国の言うところの「市場化テスト」ではなく、従来の民間委託であり、研修企画部門を残した上で、最終的な業者公募に当たっては研修企画部門がきわめて詳細な仕様書(研修企画や委託範囲などを府側で細かく規定)を作成し実施している。研修における(市場化テストではない)民間委託の先例は長崎県等にみられるところであるが、研修企画立案についてはおおむね直営としている。) 職員人材開発センターでは、人材育成基本方針に基づき、職員の能力開発、意識改革、職場風土改革の促進・支援及びこれらに関するコンサルタント機能を担っているところである。このため、具体策の企画・立案及び効果の職務への反映は、この方針の実効性をより高めるためにも最も重要な要素であることから、職場・職員と当センターが密接に連携を図り、職場においてその目的や効果が達成されるよう、行政の責任として本市の直営で遂行すべきである。 ただし、研修業務の運営については積極的に民間委託の導入を検討すべきと考えている。検討にあたっては他都市における民間委託の先進事例も参考にしながら、そのメリット・デメリット(事業費、人件費等)について調査し、委託業務と直営業務の十分な連携が可能であるかどうかを見極めたうえで民間委託の可否を判断していきたい。	イ
行政資料センターの運営	市民等の市政に対する理解と関心を深めてもらうとともに、市民等が必要とする市政情報を、的確に提供するため、本市が作成した刊行物等の行政資料を集中的に収集、配架し、市民の利用に供している。また、有償刊行物の頒布も行う。	民間委託の検討ができないか。	・業務の内容であるが、行政刊行物等の収集・整理等にあたっては、刊行物等の内容を見分けた上で、多岐にわたる行政分野別の区分に沿った作業を行うとともに、配架にあたっては、「来訪者のニーズが高い情報」「本市が提供すべき情報」を念頭に、刊行物の配架・入替えを判断するものである。 ・また、当センターには、毎年度5～6万人の来訪者があるが、来訪者からの様々な行政情報の問い合わせに関する対応や各局との連絡調整も担当しており、これらのいずれの作業にとっても、行政に関する専門的知識と経験が不可欠である。 ・こうした行政刊行物等の収集等については、常に市民ニーズの把握・分析に努めるとともにその結果を反映した方針を策定・改定する必要があり、行政に関する高度な専門的知識と経験が不可欠であるが、現段階では、こうした業務を実施する民間団体を見つけることはきわめて困難である。 ・以上の理由から、また経費抑制の観点から、現在、当館では、本市行政の実務に長年携わり市政全般に精通した本市退職者等の活用が最適と考え、本市退職者等3名を非常勤嘱託職員として雇用しているものであり、現段階では、民間活用は困難と考えている。	二
公文書館運営事業	・歴史的文化的価値を有する公文書その他の記録の収集、整理及び保存を行う。 ・広く一般の利用に供するため、公文書のうち利用に供しない部分(公文書館収蔵文書管理要綱第8条)についての精査業務を行う。 ・市民等の市政に対する理解と関心を深めてもらうとともに、市民等が必要とする市政情報を的確に提供するため、本市が作成した刊行物等の行政資料を集中的に収集、配架し、市民の利用に供する。	委託可能な業務を切り出し、民間活用できないか。	・業務の内容であるが、歴史的文化的価値を有する公文書及び行政刊行物等の収集・整理等にあたっては、公文書等の内容を見分けた上で、多岐にわたる行政分野別の区分に沿った作業を行うものであり、また、公文書のうち利用に供しない部分の精査にあたっては、公文書等の内容を見分けた上で、(1)公文書を公開することにより人権侵害のおそれがあるもの、(2)公文書を公開することにより公共の安全及び利益を損なうおそれがあるもの、(3)法令・通達で公開を禁じられているもの等を非公開事項として判断するものである。 ・さらに、毎年度、行政テーマに沿った収蔵公文書等を展示する特別展示を企画立案・実施し、その内容等を研究紀要として取りまとめているほか、歴史的文化的価値を有する公文書の指定にあたっては専門委員と連携することとなっているが、これらのいずれの作業にとっても、行政に関する専門的知識と経験が不可欠である。 ・以上の理由から、また経費抑制の観点から、現在、当館では、本市行政の実務に長年携わり市政全般に精通した本市退職者等の活用が最適と考え、本市退職者8名を非常勤嘱託職員として雇用している。 ・したがって、委託可能な業務を切り出し、民間活用することは困難と考えている。	二

市政改革室の見解における区分

- イ： 現在、民間活用が図られており、今後の拡充についても積極的な見解のもの。
- ロ： 現在は民間活用が図られていないが、今後については積極的な見解のもの。
- ハ： 現在は民間活用が図られているが、今後の拡充の余地が少ない、もしくは消極的な見解のもの。
- ニ： 現状では、民間活用について検討しがたいという見解のもの。
- ホ： 現在は民間活用が図られておらず、今後の検討の方向性も定かでない、または消極的な見解のもの。



事務事業の民間活用に関する市政改革室及び各局の見解

【市民局】

事務事業名	事務事業内容	市政改革室のコメント	局の考え方	局の考え方を受けての市政改革室の見解 (イ～ホの区分説明は末尾に記載)
犯罪被害を防止する安全なまちづくりの推進	平成14年12月に策定した「大阪市安全なまちづくり基本計画」に基づき、安全で安心できるまちづくりの広報・啓発活動に取り組むとともに、市民、事業者及び市、警察、府など関係行政機関の代表で構成する「大阪市安全なまちづくり推進協議会」の意見を参考に安全なまちづくりの推進に努める。また、府や大阪府安全なまちづくり推進協議会と協働で街頭キャンペーンを実施するなど、オール大阪の一員として安全なまちづくりの広報・啓発に努める。	企画立案、警察等との調整は直営であっても、講演会開催、啓発等は民間活用できないか。	安全なまちづくりの推進のための啓発事業として、安全なまちづくり講演会の開催をはじめ、リーフレットの作成やホームページでの広報を実施している。そのうち、安全なまちづくり講演会については、現在も業務の一部を企画会社等に委託しているが、今後は企画コンペ等を実施して、当日の運営などを含め、可能な限り事業委託を行っていく。啓発事業については、特にキャンペーンを主催しておらず、ホームページや冊子等の作成については委託している。	イ
消費者向け各種講座の実施	消費者が合理的な消費行動を行ううえで必要な知識を得るため、消費者センターで行う講座のほか地域へ出向いて行う出前講座など様々な形態の消費者向け各種講座を開催することにより、合理的な消費行動を行える知識を持った消費者が増える。	大阪府との重複整理のうえ、実施については民間委託(市場化テスト)を検討してはどうか。	本市が実施している出前講座に対応する業者が見当たらず、大阪府が養成した「くらしのナビゲーター」を活用している。 ・「体験講座」については、府市連携のうえ、民間委託により効果的・効率的に事業を実施している。	ハ
啓発カーによる消費者啓発	事業者からの情報だけでは、消費者が商品・サービスを適正に判断することが困難であるため、拡声器を搭載した啓発カーで市内をくまなく巡回することにより、消費者問題に関する市民の意識の高揚や消費者センターの周知を図ることにより、合理的な消費行動を行える知識を持った消費者が増える。		技能職員の有効活用を図っており、巡回して広報活動を行うほか、ビラ・パンフレットの配布、市民からの苦情・要望の聴取等を行っている。	ホ
消費生活専門相談員による相談	事業者は消費者よりも多くの情報や強い交渉力を持っており、被害を受けた消費者の救済や、今後同様の被害がおきないように未然防止を図るうえで、消費者から商品やサービスについての苦情や相談を受け、解決のための助言や斡旋を行うために、専門的知識を有する消費生活専門相談員が迅速かつ的確に消費生活相談に対応することにより、消費者問題が解決できる。		消費生活相談員には非常勤嘱託を充てており、民間委託しても効率化にはつながらない。 消費生活相談のうち、事業者指導を伴う難件については、本市職員が消費生活相談員とともに対応している。	ニ
労働・職業情報の収集・提供 (本市雇用施策関連リーフレット等の作成) ※平成19年度終了予定	国・府・市等の雇用・労働に関する相談機関等を項目別にまとめた冊子を発行し、本市の関係窓口等に配布する。		20年度以降については、当面の間は作成を予定していない。	ニ
労働・職業情報の収集・提供 (ホームページによる情報提供)	市民局ホームページ内に「しごと情報ひろば」ホームページを開設し、労働・職業相談窓口や各種事業の案内、雇用施策、各種制度、就業支援に関する様々な情報をタイムリーに分かりやすく市民に提供する。	他都市に無い取組もあるので、事業継続の必要性の精査が必要。継続する場合も、事業を一括しての民間委託(市場化テスト)を要検討。 ※但し、収束予定のものは速やかに収束。	20年度以降については原則的に個別の予算要求は行わない。市民の情報収集の手段としてのニーズは高い。今後も引き続き、タイムリーでわかりやすい情報提供に努める。	ニ
労働・職業情報の収集・提供 (地域創業助成金チラシの作成) ※平成19年度終了予定	国の「地域創業助成金」制度の積極的な活用促進を図るためのチラシを作成し、市民に広く周知することで、国が指定するサービス10分野及び本市が設定する地域重点分野(観光関連分野)での市内における新たな創業を支援する。		20年度以降については、当該制度がなくなるため、収束する。	ニ
労働・職業情報の収集・提供 (求人・求職情報システム)	本市ホームページに構築した求人・求職双方の情報を提供するシステムを運営し、雇用のマッチングの促進を図る。		これまでの実績について検証を行った結果、事業を廃止する。	ニ

市政改革室の見解における区分

- イ：現在、民間活用が図られており、今後の拡充についても積極的な見解のもの。
- ロ：現在は民間活用が図られていないが、今後については積極的な見解のもの。
- ハ：現在は民間活用が図られているが、今後の拡充の余地が少ない、もしくは消極的な見解のもの。
- ニ：現状では、民間活用について検討がたいという見解のもの。
- ホ：現在は民間活用が図られておらず、今後の検討の方向性も定かでない、または消極的な見解のもの。

事務事業の民間活用に関する市政改革室及び各局の見解

【財政局】

事務事業名	事務事業内容	市政改革室のコメント	局の考え方	局の考え方を受けての市政改革室の見解 (イ～ホの区分説明は末尾に記載)	
市税の賦課徴収関係事務	法の規定に従い、納税義務者に対して適正・公平に賦課徴収を行うことにより、自主財源である市税収入を確保する。	国通知「地方税の徴収に係る合理化・効率化の一層の推進について」にかかる方針を踏まえ、賦課徴収関係事務について更なる嘱託職員化や民間委託の導入を行うなど業務の見直しを検討すべきではないか。	・市税事務所開設後も税務事務の合理化・効率化に向けて取り組むため、部内に「税務事務の合理化効率化検討会」を設置し、税務事務における民間委託や徴税吏員の業務範囲などの整理を図るとともに、税務事務の合理化・効率化に向けた取り組みの検討を行っている。 ・20年度において、民間債権回収会社のオペレーターを活用した電話による納税催告業務の実施。(増収効果7億円) 20年度:派遣職員7人×2事務所 21年度～:派遣職員7人×6事務所(職員の見直し▲30人)	□	

市政改革室の見解における区分

- イ: 現在、民間活用が図られており、今後の拡充についても積極的な見解のもの。
- ロ: 現在は民間活用が図られていないが、今後については積極的な見解のもの。
- ハ: 現在は民間活用が図られているが、今後の拡充の余地が少ない、もしくは消極的な見解のもの。
- ニ: 現状では、民間活用について検討しがたいという見解のもの。
- ホ: 現在は民間活用が図られておらず、今後の検討の方向性も定かでない、または消極的な見解のもの。

事務事業の民間活用に関する市政改革室及び各局の見解

【契約管財局】

事務事業名	事務事業内容	市政改革室のコメント	局の考え方	局の考え方を受けての市政改革室の見解 (イ～ホの区分説明は末尾に記載)	
物件調査業務	取得する土地の上に存する建物・工作物等の調査と補償金の算定を行う。	純然たる「調査業務」については、民間コンサルタント等を活用。	外部委託化が可能な業務を精査し、外部委託化を検討する。	□	
管財事務	公有財産(有価証券及び出資による権利を除く。)の調査及び管理、処分等に係る連絡調整並びに公有財産台帳の管理に関する事、普通財産の管理、転用及び処分に関する事、不動産の交換及び寄附收受に関する事(ただし他の所管に属するものを除く。)、市有不動産の測量に関する事、不法建造物等処理対策委員会に関する事。	・純然たる「測量・計算業務」については、民間事業者を活用。 ・賃貸地等の管理処分業務の委託化の拡大。	・賃貸地については平成19年度に売却媒介業務の委託について試行実施し、平成20年度より拡充予定としている。	ハ	「測量・計算業務」についても、民間活用の検討が必要である。
用地取得及び補償業務	公共用地の取得にあたり、事業の内容・補償金の算定内容等を十分説明し関係権利者の方々の理解と協力を得ながら、適正かつ公平な補償を行う。	交渉業務にも民間事業者を活用できないか。	・市民の権利義務を取り扱い、プライバシーに深く関わる事務であるため、市職員による対応としている。ただし他都市動向を把握した上で、業務プロセスの分析を行い、民間委託の可能性について検討する。また、市に準ずる団体の活用も検討していく。 ・一方、より効率的な組織体制の検討に努める。	ホ	市民の権利義務を取り扱う業務であることが全て職員が対応しなければならない理由にはならない。業務プロセスを分析し、部分的であれ、民間活用できないか検討が必要である。
調度事務	工事その他の請負契約の締結、不動産を除く物件の買入れ、売払い及び借入れ契約の締結、業務委託の入札、入札参加資格の審査、契約制度の企画及び調査を行う。	入札参加資格審査業務における「窓口受付(随時、定期)」に民間事業者を活用できないか。(府は建設業許可事務の「窓口受付」に民間活用を検討中。)	現在、窓口受付には正規の職員ではなく、嘱託職員(市職員OB)が長年培った能力・経験を有効に活用して従事しているところであるため、現時点で見直しの検討は考えていない。	ニ	

市政改革室の見解における区分

- イ： 現在、民間活用が図られており、今後の拡充についても積極的な見解のもの。
- ロ： 現在は民間活用が図られていないが、今後については積極的な見解のもの。
- ハ： 現在は民間活用が図られているが、今後の拡充の余地が少ない、もしくは消極的な見解のもの。
- ニ： 現状では、民間活用について検討しがたいという見解のもの。
- ホ： 現在は民間活用が図られておらず、今後の検討の方向性も定かでない、または消極的な見解のもの。

事務事業の民間活用に関する市政改革室及び各局の見解

【計画調整局】

事務事業名	事務事業内容	市政改革室のコメント	局の考え方	局の考え方を受けての市政改革室の見解 (イ～ホの区分説明は末尾に記載)
統計調査(総論)		分析業務は外部の専門家を活用するなど民間委託の拡大を検討すべきである。	(1) 指定統計調査にかかる民間委託 指定統計調査は地方自治法上の法定受託事務であるため、民間活用についても国の処理基準に基づいた事務処理が求められる。現在、民間活用が可能な統計調査は、総務省所管の一部統計調査(19年度は就業構造基本調査及び全国物価統計調査、20年度は住宅・土地統計調査(予定))のみとなっている。しかし、これらの民間活用が可能な統計調査においても、本市の調査対象数を勘案すると、全国一律の結果精度を維持する「質の確保」を前提として、コストや業務量等の「業務の効率化」及び業務遂行可能な民間事業者が存在するかどうかの「受託可能性」のいずれの点においても、現時点では本市での実施は極めて困難と考える。なお、19年度に民間活用を実施した市町村は、就業構造基本調査で1市(福井県越前市)だけで、全国物価統計調査では実施されていない。また、本市と同様に調査対象が集積する他の政令指定都市でも、民間活用による統計調査を実施した都市はない。 (2) 指定統計調査以外の統計調査担当業務における民間委託の状況 ○ 統計調査担当では、「指定統計調査以外で行う個々の統計調査」を実施しているのではなく、上記の指定統計調査で得られた統計結果等を活用した企画・解析業務を実施している。 市民経済計算や地域経済分析(産業連関表)、人口分析等のうち、集計等の単純業務はすでに民間委託を実施しており、大阪市職員は企画解析業務を実施している。	ハ 国の動向も注視しながら民間活用の可能性を検討すべきである。
工業統計調査(指定統計第10号)	工業(製造業)を対象として、事業所数、従業員数等を産業分類別、規模別、地域別に把握し、製造事業所の分布、製造活動など、工業の実態を明らかにすることを目的として調査を行う。 (調査周期 毎年)		・本調査は民間開放の対象となっていないので、民間開放に必要な政省令等の改正がなされていない。 ・また、集計は実施者である国において行っているため、大阪市では民間活用できない。 ・なお、民間委託の実施にあたって政省令等の改正が必要とならない調査関係用品の配送はすでに民間委託している。	ニ
学校基本調査(指定統計第13号)	学校教育行政に必要な学校に関する基本的事項を明らかにすることを目的として調査を行う。 (調査周期 毎年)		・本調査は民間開放の対象となっていないので、民間開放に必要な政省令等の改正がなされていない。 ・また、集計は実施者である国において行っているため、大阪市では民間活用できない。 ・なお、民間委託の実施にあたって政省令等の改正が必要とならない調査関係用品の配送はすでに民間委託している。	ニ
全国消費実態調査(指定統計第97号)	家計の収支及び貯蓄・負債、耐久消費財、住宅・宅地などの家計資産を総合的に調査し、所得、消費、資産に係る水準、構造及び分布などを明らかにすることを目的として調査を行う。 (調査周期 5年)		・本調査は民間開放の対象となっていないので、民間開放に必要な政省令等の改正がなされていない。 ・また、集計は実施者である国において行っているため、大阪市では民間活用できない。 ・なお、民間委託の実施にあたって政省令等の改正が必要とならない調査関係用品の配送はすでに民間委託している。	ニ
農林業センサス(指定統計第26号)	農林業の実態を明らかにし、農林行政の基礎資料を得ることを目的として調査を行う。 (調査周期 5年)		・本調査は民間開放の対象となっていないので、民間開放に必要な政省令等の改正がなされていない。 ・また、集計は実施者である国において行っているため、大阪市では民間活用できない。 ・なお、民間委託の実施にあたって政省令等の改正が必要とならない調査関係用品の配送はすでに民間委託している。	ニ
商業統計調査(指定統計第23号)	卸・小売事業所を対象として、業種別、規模別、地域別に把握し、卸・小売事業所の分布等商業の実態を明らかにすることを目的として調査を行う。 (調査周期 5年)		・本調査は民間開放の対象となっていないので、民間開放に必要な政省令等の改正がなされていない。 ・また、集計は実施者である国において行っているため、大阪市では民間活用できない。 ・なお、民間委託の実施にあたって政省令等の改正が必要とならない調査関係用品の配送はすでに民間委託している。	ニ
事業所・企業統計調査(指定統計第2号)	事業所の事業活動及び企業の企業活動の実態を調査し、事業所及び企業の産業、従業者規模等の基本的な構造を地域別に明らかにするとともに、各種統計調査のための母集団情報を整備することを目的として調査を行う。 (調査周期 5年)	市場化テストを検討できないか。 集計については、民間委託が可能と思われる。	・本調査は民間開放の対象となっていないので、民間開放に必要な政省令等の改正がなされていない。 ・また、集計は実施者である国において行っているため、大阪市では民間活用できない。 ・なお、民間委託の実施にあたって政省令等の改正が必要とならない調査関係用品の配送はすでに民間委託している。	ニ
事業所・企業統計調査調査区設定(指定統計第2号付帯業務)	事業所・企業統計調査の実施に当たり、調査員の担当区域を明確にし、調査の重複、脱漏を防ぎ、結果の正確を期するとともに、事業所・企業を対象とする各種統計調査の基礎資料としての利用に供することを目的として調査区の設定を行う。 (調査周期 5年)		・本業務は、事業所・企業統計調査の実施に先立って、調査員を基準客数に沿って配置するための調査区設定(地区割り)作業であり、事業所・企業統計調査の付帯業務である。 ・事業所・企業統計調査が民間開放の対象となっていないので、必要な政省令等の改正がなされていない。このため、本業務についても民間開放は実施できない。 ・なお、民間委託の実施にあたって政省令等の改正が必要とならない調査関係用品の配送はすでに民間委託している。	ニ 国の動向も注視しながら民間活用の可能性を検討すべきである。
国勢調査(指定統計第1号)	行政上最も基礎となる人口・世帯数を始め、男女・年齢別、産業別などの人口の構造や世帯の構成・居住状況を明らかにすることを目的として調査を行う。 (調査周期 5年)		・本調査は民間開放の対象となっていないので、民間開放に必要な政省令等の改正がなされていない。 ・また、集計は実施者である国において行っているため、大阪市では民間活用できない。 ・なお、民間委託の実施にあたって政省令等の改正が必要とならない調査関係用品の配送はすでに民間委託している。	ニ
国勢調査調査区設定(指定統計第1号付帯業務)	国勢調査の実施に当たり、調査員の担当する区域を明確にし、調査の重複・脱漏を防ぎ、調査を正確かつ円滑に実施するための基礎となり、また、集計の地域単位及び各種標本調査の実施の基礎資料を得ることを目的として調査区の設定を行う。 (調査周期 5年)		・本業務は、国勢調査の実施に先立って、調査員を基準客数に沿って配置するための調査区設定(地区割り)作業であり、国勢調査の付帯業務である。 ・国勢調査が民間開放の対象となっていないので、必要な政省令等の改正がなされていない。このため、本業務についても民間開放は実施できない。 ・なお、民間委託の実施にあたって政省令等の改正が必要とならない調査用品関係の配送はすでに民間委託している。	ニ
住宅・土地統計調査(指定統計第14号)	住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を明らかにし、住宅・土地関連諸施策の基礎資料を得ることを目的として調査を行う。 (調査周期 5年)		・本調査は、現時点では民間開放の対象とはなっていないので、民間開放に必要な政省令等の改正がなされていないが、平成20年10月1日の実施に備えて、政省令等改正が予定されている。 ・また、集計は実施者である国において行っているため、大阪市では民間活用できない。 ・なお、民間委託の実施にあたって政省令等の改正が必要とならない調査関係用品の配送はすでに民間委託している。	ニ
住宅・土地統計調査単位区設定(指定統計第14号付帯業務)	住宅・土地統計調査の実施に当たり、調査員が担当する調査区域を明確にし、調査の円滑な実施を期するとともに、結果精度の向上に資することを目的として単位区の設定を行う。 (調査周期 5年)		・本業務は、住宅・土地統計調査の実施に先立って、調査員を基準客数に沿って配置するための調査区設定(地区割り)作業であり、住宅・土地統計調査の付帯業務である。 ・住宅・土地統計調査が現時点で民間開放の対象となっていないので、必要な政省令等の改正がなされていない。このため、本業務についても民間開放は実施できない。 ・なお、民間委託の実施にあたって政省令等の改正が必要とならない調査用品関係の配送はすでに民間委託している。	ニ

事務事業の民間活用に関する市政改革室及び各局の見解

【計画調整局】

事務事業名	事務事業内容	市政改革室のコメント	局の考え方	局の考え方を受けての市政改革室の見解 (イ～ホの区分説明は末尾に記載)	
漁業センサス(指定統計第67号)	漁業の生産構造、就業構造等を明らかにするとともに、漁業の背景の実態を総合的に把握し、各種水産施策の検討や水産統計調査の基礎資料とすることを目的として調査を行う。 (調査周期 5年)	市場化テストを検討できないか。  集計については、民間委託が可能と思われる。	・本調査は民間開放の対象となっていないので、民間開放に必要な政省令等の改正がなされていない。 ・また、集計は実施者である国において行っているため、大阪市では民間活用できない。 ・なお、民間委託の実施にあたって政省令等の改正が必要とならない調査関係用品の配送はすでに民間委託している。	二	
就業構造基本調査(指定統計第87号)	就業及び不就業の状態を調査し、地域別(大阪府・大阪市)の就業構造に関する基礎資料を得ることを目的として調査を行う。 (調査周期 5年)		・本調査は民間開放の対象となっており、必要な政省令等の改正もなされているが、本市では経費面のリスクが極めて大きいこと、市町村業務の効率化が図れないこと、等を総合的に勘案して民間開放を実施することは適当でない判断している。 ・全国では唯一福井県越前市が民間開放を実施している。 ・なお、調査関係用品の配送はすでに民間委託している。	ハ	今後とも民間活用拡大の可能性を積極的に検討すべきである。
全国物価統計調査(指定統計第108号)	消費生活において重要な支出の対象となる商品の販売価格及びサービスの料金並びにこれらを取り扱う店舗の業態や立地環境など価格決定に関するさまざまな要素を調査し、物価に関する基礎資料を得ることを目的として調査を行う。 (調査周期 5年)		・本調査は民間開放の対象となっており、必要な政省令等の改正もなされているが、本市では経費面のリスクが極めて大きいこと、市町村業務の効率化が図れないこと、等を総合的に勘案して民間開放を実施することは適当でない判断している。 ・全国でも民間開放を予定している市区町村はない。 ・なお、調査関係用品の配送はすでに民間委託している。	ハ	今後とも民間活用拡大の可能性を積極的に検討すべきである。
平成21年経済センサス試験調査 *平成19年度終了予定	包括的な産業構造統計の整備及び統計精度の向上に資する母集団名簿の拡充を図ることを目的とする経済センサスを平成21年に実施するための調査方法等の検討を行う。		・本試験調査は、平成21年創設の経済センサスの調査方法を検証するための調査である。 ・本試験調査は、国の定める実施計画に基づき大阪市が直接実施することと定められているため、民間開放は実施できない。	二	
統計情報システム等統計整備	統計情報システムにより統計データの効率的な管理運営を行う。 また、大都市統計協議会をはじめとした各種統計関連協議会等との連絡調整事務及び国の統計制度の改正や見直しに連動した調整事務を行う。	民間委託又は民間委託拡大の検討を要する。	・統計情報システム等統計整備業務は、必要な統計情報を整備していくための国や政令指定市、その他各種団体等との調整業務とPCを利用した統計データベースの構築に分けられる。 ・このうち、調整業務は、本市の統計データの整備に関して国等と調整を行うものであるため本市職員しかできない。また、各種団体・機関等に統計データの提供を依頼するにあたっては、本市職員であることから任意に提供を受けることができるものである。このため、民間活用はできない。 ・PCを利用した統計データベースの構築については、システムの企画及び設計、構築、運用などがあるが、システム設計や構築、運用、PC本体メンテナンスなど民間活用が可能なものについてはすでに民間活用しているため、これ以上の民間活用の拡大は困難であると考えている。	ハ	
統計誌刊行	市民、市職員、他地方公共団体、各種団体、企業、学術研究機関を対象に、各種企画検討の基礎データとして、統計誌(統計書、市勢要覧、統計時報)を刊行し、正確かつ迅速な統計情報を提供する。		・本業務は、統計情報を発信するための各種統計誌の刊行業務である。 ・実際の刊行にあたっては、大阪市職員は企画業務を実施しているが、レイアウト・印刷業務、発送業務は既に民間委託を行っており、これ以上の民間活用は困難である。	ハ	
統計調査員研修確保対策	国が実施する統計調査の調査員の選任を行うとともに、調査員を事前に登録・確保し資質向上を図る。		・本業務は、精度の高い統計調査を維持するために、調査員を確保するとともに、優秀な人材を育成するために行うもので、次の2つに分けられる。 ①地域振興会等の各種団体に統計調査員候補者の推薦を依頼すること。 ②優秀な統計調査員を育成するために、統計調査の制度のしくみや統計の利用のしかたなど統計制度全般に関わる事項を研修すること。 ・こうした業務は、①については、各種調整業務であり民間活用にはなじまないこと、②については、統計制度に精通して研修を実施できる者は大阪市職員しかいないことから、民間活用はできないと考えている。	二	
建築基準法等に関連した各種施策の企画・立案等に関する業務	建築基準法に基づく各種制度や、建築基準法において新たに定められる各種規定の実効性を確保するための取り組みの充実・強化に関する企画・立案に加え、地域特性等を踏まえた本市独自制度の企画・立案を行う。また、こうした企画・立案を行うにあたり、必要に応じて条例・細則の制定や改正を実施する。	調査業務については、民間活用の検討を要する。	当該企画立案業務は、建築基準法の運用にあたり、法改正に係る取組みや時代ニーズに即した許認可に係る制度の運用、近年多発するエレベーター事故等に対し必要な対応策について企画立案を行うものである。こうした対応策の企画立案は、密接に関連する都市計画担当や他部局及び他都市との協議・調整の中で、大阪市としての行政判断を行う必要があることから、本市職員が直接行う業務であると考えている。なお、これらの業務を行うにあたり必要となるデータ収集・整理など民間活用が可能な業務については、従前より民間委託を行っている。	ハ	
防災まちづくり共同研究推進会議	平成11年11月に策定した「防災まちづくり計画」において定めた「防災性向上重点地区」及び「特に大火の可能性が高い密集市街地」において、施策展開を検討・検証するとともに、土地利用現況調査の改訂に伴い、密集指標の見直しを行う。	民間活用の可能性について検討を要する。	平成11年11月の「防災まちづくり計画」策定の際にはコンサルタントを活用している。今後、「防災まちづくり計画」を見直す際にもコンサルタントを活用する予定である。	ハ	

市政改革室の見解における区分

- イ： 現在、民間活用が図られており、今後の拡充についても積極的な見解のもの。
- ロ： 現在は民間活用が図られていないが、今後については積極的な見解のもの。
- ハ： 現在は民間活用が図られているが、今後の拡充の余地が少ない、もしくは消極的な見解のもの。
- ニ： 現状では、民間活用について検討しがたいという見解のもの。
- ホ： 現在は民間活用が図られておらず、今後の検討の方向性も定かでない、または消極的な見解のもの。

事務事業の民間活用に関する市政改革室及び各局の見解

【健康福祉局】

事務事業名	事務事業内容	市政改革室のコメント	局の考え方	局の考え方を受けての市政改革室の見解 (イ～ホの区分説明は末尾に記載)
健康教育事業	生活習慣病の予防、健康増進等健康に関する正しい知識をより多くの市民に啓発し、「自らの健康は自ら守る」という認識と自覚を高めるため、生活習慣改善指導教室や健康講座などの集団健康教育を実施するとともに、糖尿病や高血圧等の方を対象に個別健康教育を実施している。	健康情報提供、生活指導に民間活用できないか。	地域健康講座については、地域の健康実態を勘案し、戦略的・継続的な視点をもって個人から地域ぐるみの健康づくりに向けて行動変容を促すための健康学習の場であり、住民主体による継続的な取り組みとなるよう働きかけながら、地域の健康づくりを目指すものである。 具体的な指導には、医師・健康運動指導士等を雇い上げにより対応しているが、今後も、定型化が図れるものについて民間活用を図っていく。 (これまで実施してきた健康教育事業のうち、定型化が可能な生活習慣改善指導教室、個別健康教育等については、今般の医療制度改革に伴い、平成20年度から特定健診・保健指導を民間活用することに併せ事業を終了)	ハ 民間活用の具体化に向けた検討に速やかに着手すべきである。
健康相談事業	各区の保健福祉センターや基本健診会場等に健康相談窓口を開設し、市民の健康に関する個別の相談に応じ、必要な助言・指導を行う。	日常生活相談等に民間活用できないか。	市民からの健康に関する不安や悩みの相談に対し、身近なところで気軽に相談できるよう地域に出向いて事業を開催している。 相談解決にあたっては一般的な健康情報の提供だけでなく、行政サービスや地域の様々な社会資源の活用などのコーディネート機能を発揮していく必要がある。これまでも可能な範囲で医師・歯科医師・歯科衛生士等の雇い上げにより実施している。 一層の民間活用にあたっては、コーディネート機能を低下させることのないよう留意しながら検討していきたい。	ハ 民間活用の具体化に向けた検討に速やかに着手すべきである。
介護予防事業	介護予防事業とは、平成18年4月から新たに始まったサービスであり、要介護認定を受けておられない、要介護・要支援となるおそれのある高齢者を対象とした特定高齢者施策や一般高齢者施策を実施している。	直営の広報業務、講座開催も民間活用できないか。	介護予防の講座は、地域の高齢者実態を踏まえながら、地域住民自身が主体的に介護予防活動を実践継続していけるよう支援する事業であり、十分な効果を生み出すため、地域の関係組織と密接な連携のもとで開催している。具体的講座内容の指導部分については今後さらに積極的な専門家の雇い上げ拡大により対応していきたい。 また、広報業務については、地域に根ざしたネットワーク委員等への民間活用により、独自性を発揮した講演会の開催や広報誌の作成、相談業務の委託を実施しており、今後さらに有効な民間活用の方策について検討していきたい。	ハ 民間活用の具体化に向けた検討に速やかに着手すべきである。
エイズ等感染症対策の推進	エイズは現在、根本的な治療法が確立されておらず、また有効なワクチンも開発されていないことから、市民一人ひとりがエイズに関する正しい知識に従って行動することが有効な感染予防の方法と言える。わが国におけるHIV感染者・エイズ患者は、日々確実に増加し続けており、20歳代から30歳代の若年層に集中して感染者の増加がみられる。このような状況をふまえ、市民に対し正しい知識の普及啓発を行うとともに、保健福祉センター等におけるHIV(希望者に対しては、梅毒・クラミジア)抗体検査や相談・体制の充実を図る。	直営で行っている検査相談も民間事業者を活用できないか。	保健福祉センターでの直営検査は、採血業務について、開始当初から委託している。検査業務の民間活用については、他都市の民間活用の状況や費用対効果などを踏まえ、検討していく。	イ
国民健康保険事業	国民健康保険は、被保険者が疾病、負傷、出産又は死亡した場合に、必要な保険給付を行うことを通じて社会保障及び国民保健の向上に寄与する。	徴収業務等における市場化テストの導入検討。 *レセプト点検の委託効率化	訪問徴収業務等の一部民間委託(試行実施)や滞納整理指導員の導入について、平成20年度実施に向け検討しているところである。 *レセプト点検の委託効率化 平成19年度より、レセプト点検業務の業務量(入院・外来・調剤・歯科)の1割程度を公募型指名競争入札により決定した民間業者に委託し、実績を比較する。ただし、単年度での比較は困難であり、一定期間の実績により比較検証をする必要がある。	イ
こころの悩み電話相談	社会が複雑になっていくにつれ、市民のメンタルヘルスの維持のために気軽に利用できる相談窓口が必要とされている。このような需要に応えるため、平成12年4月から、こころの健康に関することなど市民の悩みに対して、精神科医師・臨床心理職員・精神保健福祉相談員などの専門職種が電話で相談に応じる。	講習会、相談業務などは民間事業者を活用できないか。	夜間のこころの悩み電話相談事業については、精神障害者社会復帰促進協会に委託しているこころの救急相談窓口へ一本化を検討する。	ロ
骨量検査	寝たきり等の原因となる骨粗しょう症を予防するため、正しい知識の普及啓発に努めるとともに骨量検査を行い、骨量の減少者の早期発見と早期予防策を講じ、市民の健康保持に資することとする。	直営部分の案内、整理、料金徴収等に民間活用ができないか。	平成20年度以降、案内・整理等委託可能な業務について民間活用を図っていく予定	イ
胃がん検診	がんに関する正しい知識の普及と検診を通じて、早期発見・早期治療に努め市民の健康を保持するため、胃がん検診を40歳以上の市民を対象に実施している。検診方法としては、胃部エックス線撮影検査である。	直営部分の案内、整理、料金徴収等に民間活用ができないか。	平成20年度以降、案内・整理等委託可能な業務について民間活用を図っていく予定	イ
大腸がん検診	がんに関する正しい知識の普及と検診を通じて、早期発見・早期治療に努め市民の健康を保持するため、大腸がん検診を40歳以上の市民を対象に実施している。検診方法としては、免疫学的便潜血検査2日法である。	直営部分の案内、整理、料金徴収等に民間活用ができないか。	平成20年度以降、案内・整理等委託可能な業務について民間活用を図っていく予定	イ
乳がん検診	がんに関する正しい知識の普及と検診を通じて、早期発見・早期治療に努め市民の健康を保持するため、乳がん検診を30歳以上の女性市民を対象に実施している。検診方法としては、30歳代の方は視触診及び超音波検査、40歳以上の方は視触診及びマンモグラフィである。	直営部分の案内、整理、料金徴収等に民間活用ができないか。	平成20年度以降、案内・整理等委託可能な業務について民間活用を図っていく予定	イ
肺がん検診	がんに関する正しい知識の普及と検診を通じて、早期発見・早期治療に努め市民の健康を保持するため、肺がん検診を40歳以上の市民を対象に実施している。検診方法としては、免疫学的便潜血検査2日法である。	直営部分の案内、整理、料金徴収等に民間活用ができないか。	平成20年度以降、案内・整理等委託可能な業務について民間活用を図っていく予定	イ
一般健康相談(クリニック)	市民並びに市内在勤者で、希望する者に対し医師による健康相談及び健康診断を実施し、市民の健康の保持増進を図る。また、労働安全衛生規則において各事業者の責任で実施する定期健康診断の受け皿として事業を行っている。	検査業務に民間活用ができないか。	検査業務の民間活用については、他都市の民間活用の状況や費用対効果などを踏まえ、検討していく。	ロ
保健指導(こども青少年局含む)	市民からの健康に関する相談に応じるとともに、各種申請・健診結果などから健康に関連した支援が必要と考えられる対象者に対して面接・電話・家庭訪問により対象者やその家族とともに問題解決を図り、必要に応じて保健・医療・福祉に関する調整を行うことで、個人及び地域社会全体の健康の保持増進に努める。	相談業務に民間活用ができないか。	保健師の保健活動については、厚生労働省指針において多様化する事例に関する総合的・専門的な相談支援、関係先との総合的な企画・調整連携などの役割が求められている。 本市及び民間の社会資源の活用から援助の方向性を見出し、個人及び地域の健康状態に即した総合的な相談・コーディネート・モニタリング機能を発揮する保健指導は、保健福祉事業が多様化する状況において、ますます重要となっている。 民間活用については、現在果している役割や機能を低下させることのないよう留意しながら検討していきたい。	ホ 民間活用の具体化に向けた検討に速やかに着手すべきである。
肝臓疾患対策	基本健康診査受診者で、過去に肝炎ウイルス検査を受けたことのない希望者に対し、B型・C型肝炎ウイルス検査を実施している。	直営部分の案内、整理、料金徴収等に民間活用ができないか。	平成20年度以降も特定健診に併設実施をするが、特定健診では案内、整理、料金徴収等についても委託化を予定しており、一体的に行う。	イ

事務事業の民間活用に関する市政改革室及び各局の見解

【健康福祉局】

事務事業名	事務事業内容	市政改革室のコメント	局の考え方	局の考え方を受けての市政改革室の見解 (イ～ホの区分説明は末尾に記載)
訪問指導事業	療養上の保健指導が必要であると認められる者及びその家族に対して、保健師等が訪問して、健康に関する問題を総合的に把握し、必要な保健指導を行い、これらの者の心身の機能低下の防止と健康の保持増進を図る。	初回の訪問から民間活用できないか。	訪問指導事業は、本人・家族や地域住民、医療機関等からの要請により、健康課題を持つ家庭をまず地域担当保健師が訪問して、家庭環境の状況把握のうえ、今後の支援方針をたて、定期的な状況確認や日常生活指導の必要性和委託の可否を判断している。 訪問指導が必要となる方の多くは、本人の健康問題にとどまることなく、家族全体にかかる複雑多岐な健康課題を有しており、多様な社会資源の掘り起こし・活用といったコーディネート機能が必要であり、また、既に委託している訪問指導が適正な水準で履行されているかのモニタリング機能を発揮するためにもアセスメントを的確に行う必要がある。 初回訪問の民間活用については、このような観点に留意しながら検討していきたい。	ハ 民間活用の具体化に向けた検討に速やかに着手すべきである。
環境衛生規制業務	ビル・マンションなどにおいて、水道水を一旦受水槽と呼ばれるタンクに貯めた後各戸へ給水する設備を有している施設や百貨店・集会場・遊技場・事務所・旅館など多数の人が利用する建築物などで、市民が直接あるいは間接的に利用する環境衛生関係施設を監視指導することにより、公衆衛生の向上及び安全で衛生的な施設の利用並びに生活環境の保全を確保する。	講習会、普及啓発等に民間活用できないか。	講習会は、法規制並びに立入調査の際の実例・報告徴収結果を解説するなど、事業者や関係団体の自発的な衛生管理の取り組み促す指導の一環としてであり、監視指導と表裏一体的な側面を持つ。現在、実施回数は、ビル管理法関係2回、水道法関係2回のみである。 民間活用は、法規制や監視指導の着眼点を踏まえ、実効ある衛生管理に資するものとなるよう留意しながら検討していきたい。	□ 早急に具体的な方向性を示すべきである。
シンナー乱用防止啓発事業	シンナー乱用の低年齢化やシンナーの延長線上に覚醒剤使用の問題があるため、シンナーを中心とした薬物中毒による身体的、精神的な害について啓発媒体を作成し、中・高校生を中心に啓発活動を行う。	講習会、相談業務などは民間事業者を活用できないか。	社会的課題の普及・啓発活動は、その重要度に鑑み今後とも、直営と委託の効率的な取組みを検討して行く。	□ 早急に具体的な方向性を示すべきである。
でかけるチーム精神保健相談	複雑困難ケースに対応するため、平成12年7月から、精神科医師や臨床心理職員、精神保健福祉相談員などがチームを組んで、自宅や関係機関等地域に積極的に出向き、相談に応じる。	講習会、相談業務などは民間事業者を活用できないか。	区保健福祉センターにおいても処遇困難なケースについて、専任の精神保健福祉相談員を中心として区保健福祉センターへの技術的支援も併せて行うもので、多くは措置を必要とするケースである。 現時点では、精神保健にかかる人材は民間医療機関等においても不足しており、また精神保健分野で事業を展開している民間事業者は見当たらない状況であるため、当面は現行どおりの実施方法によらざるを得ないと考えている。 今後、人材の育成状況や民間事業者の動向を踏まえながら、民間事業者を活用した適切な事業実施について検討していきたい。	ホ 民間活用の具体化に向けた検討に速やかに着手すべきである。
家族教室事業	精神障害者当事者を支え、援助する立場として重要な役割を果たす家族を支援するため、精神科医師を交えながら家族の精神障害や疾病についての正しい理解を深め、お互いの悩みなどを話すことにより解決策を見出していく。	講習会、相談業務などは民間事業者を活用できないか。	家族がその時々で抱える問題について、グループワークの手法を用い問題解決へと導く、家族心理教育を実施している。 業務はグループリーダーとしての臨機応変な対応とともに、併せて各関係機関との連携による一体的な社会資源の提供や家族のニーズに合わせた内容も計画している。 現時点では、精神保健にかかる人材は民間医療機関等においても不足しており、また精神保健分野で事業を展開している民間事業者は見当たらない状況であるため、当面は現行どおりの実施方法によらざるを得ないと考えている。 今後、人材の育成状況や民間事業者の動向を踏まえながら、民間事業者を活用した適切な事業実施について検討していきたい。	ホ 民間活用の具体化に向けた検討に速やかに着手すべきである。
思春期・薬物関連問題相談	思春期・薬物関連問題講座による普及啓発を行うとともに、思春期問題相談や薬物関連問題相談を予約制で、こころの健康センターにおいて実施。	講習会、相談業務などは民間事業者を活用できないか。	思春期・薬物相談は継続的な支援を必要とするものが多く、相談後各区でフォローするために区と常に連携する必要がある。また、各区の一般相談からも継続ケースについての相談や支援が求められこれらを一体的に行う必要がある。 現時点では、精神保健にかかる人材は民間医療機関等においても不足しており、また精神保健分野で事業を展開している民間事業者は見当たらない状況であるため、当面は現行どおりの実施方法によらざるを得ないと考えている。 今後、人材の育成状況や民間事業者の動向を踏まえながら、民間事業者を活用した適切な事業実施について検討していきたい。	ホ 民間活用の具体化に向けた検討に速やかに着手すべきである。
精神保健市民講座	市民が精神障害者を正しく理解するため、各区において精神障害及び精神疾患等についての講演会を行う。	講習会、相談業務などは民間事業者を活用できないか。	社会的課題の普及・啓発活動は、その重要度に鑑み今後とも、直営と委託の効率的な取組みを検討して行く。	□ 早急に具体的な方向性を示すべきである。
精神保健福祉・社会復帰相談指導事業	精神保健及び精神障害者福祉に関する相談および指導については、各区保健福祉センターが地域の第一線の相談指導機関であり、専任の精神保健福祉相談員がクリニックや社会復帰相談指導事業(日常生活技能の不足が原因で社会適応が困難となっている回復途上の精神障害者を対象にしたグループワーク等)等を行う。	講習会、相談業務などは民間事業者を活用できないか。	精神保健福祉での地域の相談事例は病院等施設内での相談と異なり、処遇困難事例が多く、また、同時に地域からの問い合わせにも対応していかなければならない。社会復帰相談指導のグループワークについては、精神障害者の社会的なリハビリとしての役割が大きく、グループワークの手法を用い、グループを通じて自身の自立を図っていくものである。また、自宅にひきこもっている精神障害者に対しては、専門的なアプローチをし、信頼関係を築いた上で参加へ導いている事例が多い。 現時点では、精神保健にかかる人材は民間医療機関等においても不足しており、また精神保健分野で事業を展開している民間事業者は見当たらない状況であるため、当面は現行どおりの実施方法によらざるを得ないと考えている。 今後、人材の育成状況や民間事業者の動向を踏まえながら、民間事業者を活用した適切な事業実施について検討していきたい。	ホ 民間活用の具体化に向けた検討に速やかに着手すべきである。
難病患者等療養相談会	難病患者及びその家族に対し、専門医師等による治療・保健・食生活に関する指導及び助言を行い、療養生活における負担の軽減を図る。	相談業務に民間事業者を活用できないか。	難病患者の支援については相談会での専門的助言とともに、生活圏である地域事情を踏まえた各区保健福祉センターでの継続した支援が必要となるため、医師等による専門的助言を基に各区保健福祉センターと連携しながら総合的にコーディネートする役割を担う。 相談には医師、理学療法士などを雇い上げで対応するとともに、一部の疾患の相談会においては患者会とも連携を図る等の工夫を行っている。 民間活用にあたっては、コーディネート機能が低下することのないよう留意しながら検討していきたい。	ホ 民間活用の具体化に向けた検討に速やかに着手すべきである。
感染症対策事業	感染症情報ホームページ、感染症講演会等を利用して市民に感染症に関する正確な知識の普及啓発を行うとともに、感染症発生時には必要に応じて感染症指定医療機関への入院勧告及び消毒等で感染症のまん延防止に努める。また、感染症患者の人権尊重の観点から、一定の期間で入院が適切であるか感染症診療協議会で審議し、申請により医療費を公費負担する。	普及啓発に民間事業者を活用できないか。	感染症発生動向調査事業により収集・分析した内容及び国等からの通知・情報提供により感染症の流行状況を十分把握したうえで、ホームページでの発信やリーフレットの作成等を行っている。 感染症予防にかかる普及啓発については、費用対効果を踏まえつつ定例的なものについては民間事業者の活用について検討していきたい。	□ 早急に具体的な方向性を示すべきである。
環境科学研究所事業	保健衛生行政に関わる食中毒・感染症の原因究明、ウイルス・細菌・寄生虫等の病原微生物のサーベイランス、残留農薬や食品添加物などによる食品汚染、容器包装や家庭用品の理化学的検査、食品栄養成分の検査・研究及び行政施策を補完するための大気、河川や港湾水域の水質、土壌汚染・悪臭汚染の調査研究や原因究明・対策。また、廃棄物処理や資源リサイクル技術等に関する技術開発。	府市の機能集約の検討推進とOB活用、委託拡大による人件費の抑制。	機能集約については、府市連携協議会の協議に沿って検討を行い、府市で現体制で可能な事業連携の拡大を図る。OB活用については今後関係課と調整を進め、委託拡大については検査業務の内容を見極めて一部及び一括委託の検討を行っていく。	イ 早急に具体的な方向性を示すべきである。
結核定期健康診断事業	市内に居住する者に対して、結核の定期健康診断を実施する事業。(エックス線間接撮影を実施し、さらに詳しい検査が必要な者に対してエックス線直接撮影及び喀痰検査を実施し、結果に応じて受診勧奨・治療指導、経過観察を行う。)	人員に多い感あり。OB活用が出来ないか。計画と調整以外は包括して委託できないか。	OBの活用は業務内容により可能である。 包括した委託は健診の実施体制も含め、今後検討することも必要であると考えられる。	イ 早急に具体的な方向性を示すべきである。

事務事業の民間活用に関する市政改革室及び各局の見解

【健康福祉局】

事務事業名	事務事業内容	市政改革室のコメント	局の考え方	局の考え方を受けての市政改革室の見解 (イ～ホの区分説明は末尾に記載)
そ族昆虫駆除業務・住居衛生推進業務	感染症の発生を未然に防止するため、ねずみ衛生害虫等の駆除指導や道路、池などの公的な場所から発生する衛生害虫の駆除事業を実施するとともに、室内の空気環境等居住環境全般に係る相談を実施することにより、市民等の快適な生活環境の確保を図る。	消毒業務、相談業務については、民間事業者を活用できないか。	最近、市民の関心が高いアレルギー物質を原因とするシックハウス症候群等の住居衛生推進業務については、地域保健法第4条に基づく基本指針において、行政で指導等を行うよう定められている。 そ族昆虫駆除に係る相談業務については、単なる助言ではなく感染症予防法により蔓延を防止する観点からの指導を伴う面があるが、消毒所における業務については、今後現状を精査し検討していく。	二 指導は市職員が行うとしても、それ以外の部分については積極的に民間活用を検討すべきである。
そ族昆虫駆除業務・住居衛生推進業務 (消毒所分)	(消毒所の役割) 公共発生源対策及び消毒業務の実施 17年度 薬剤散布 12万平方メートル	消毒業務、相談業務については、民間事業者を活用できないか。		ホ
衛生統計調査事務	出生、死亡等の実態を表すものとして、国、地方自治体の行政の基礎資料となる人口動態統計や国民の保健・医療・福祉・年金等の状況を総合的に把握し、厚生労働行政の企画及び運営のための基礎資料となる以下の調査について、衛生統計調査として実施している。(法定受託事務) (人口動態調査、国民生活基礎調査、21世紀成年者縦断調査、中高年縦断調査、介護サービス施設・事業所調査、医療施設調査、医師・歯科医師・薬剤師調査、患者調査、受療行動調査、人口問題研究所調査)	民間委託の導入	統計法に基づく指定統計の法定受託事務として、その実施方法が定められている。実施にあたっては民間人に統計調査員を委嘱して実施しているが、委託実施については認められていない。 (なお、統計調査の民間委託に係るガイドラインが示され、厚生労働省において検討中である)	二
健康づくり対策事業	健康づくりの重要性を普及啓発するため、地域の健康づくりリーダーの活動を支援するとともに、積極的な健康づくりを推進するため、体力測定車で市内各地域を巡回し、個人々の体力測定結果に応じた運動方法のアドバイスや運動実践施設の紹介などを行う。	申込受付、会場設営等に民間活用できないか。	申込受付については、保健福祉センターの通常業務の中で、電話等による事前予約を行っており、委託にはなじまない。また、会場設営等については、既に委託している。	ハ
措置入院費及び通院医療費公費負担事業	入院させなければ自傷他害のおそれのある患者に対し、都道府県知事または指定都市市長の権限で行われる措置入院制度の入院費用や精神疾患の治療のために通院医療を受ける方を対象に通院費用を公費負担することにより、適切な医療の普及を促進して、精神障害者の地域での生活を医療面から支援することを目的とする。(予算内容は扶助費)	民間事業者を活用できないか。	措置入院費及び通院医療費申請は、そのつどの確認と審査を行う必要があり、行政が行う措置の決定である。(精神保健福祉審議会において審査・決定) なお、医療費の支払い関係事務は、国通知に基づき、国保連合会等に委託実施。	ハ
栄養指導	市民がそれぞれの生活環境の中で、健康的な食生活を実践できるよう支援するため、乳幼児期から高齢期までの市民を対象に、そのライフステージに応じた正しい食生活(食育)についての講習会や相談を実施する。	講習会、相談業務に民間活用ができないか。	健康増進法に、保健所を設置する市においては、住民の健康増進を図るために、医師又は管理栄養士の資格を有する職員のうちから栄養指導員を命じたうえで、必要な栄養指導を行うこととされており、民間活用できない。(第17条・第18条第1項及び第19条)	二 法により、栄養指導員を医師又は管理栄養士の資格を有する職員としなければならないとしても、非常勤職員の活用を検討すべきである。
国民健康・栄養調査	健康増進法(平成14年法律第103号)に基づき、国民の身体状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにし国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得るため、身体状況調査・栄養摂取状況調査・生活習慣調査を実施する。	調査業務等に民間活用できないか。	対象者個人の栄養摂取状況や身体状況等についての調査で、詳細な個人情報扱う調査内容であることから、実施方法は、国通知により保健所長等を班長とし、医師、管理栄養士等の専門職による調査班を編成し実施するよう定められている。	ハ 非常勤嘱託職員を活用できないか検討すべきである。
基本健康診査 *平成19年度終了予定	基本健康診査は、主として循環器系疾患の予防と早期発見のために行う健診であり、40歳以上の市民を対象にして、各区の保健福祉センターや地域の会場、市内取扱医療機関において実施している。検査内容は、受診者全員に実施する検査(必須検査)と医師の判断により実施する検査(選択検査)で、必須検査として問診・身体計測・理学的検査・血圧測定・検尿・血液検査、選択検査として心電図検査・眼底検査・貧血検査等を実施している。	直営部分の案内、整理、料金徴収等に民間活用ができないか。	平成19年度末をもって特定健診に移行し、本事業を終息する。 (今後は、生活保護受給者等を対象とした健康診査を医療機関で実施)	二
姫島こども園	知的障害児通園施設の運営。	障害者自立支援法・制度が落ち着いた段階で 指定管理者制度へ移行すべき。	指定管理制度への移行も含めあり方を検討する。	ホ
中央授産場の運営	社会就労に向けた作業指導や生活支援を必要とする身体障害者及び知的障害者を対象に、日々の作業を通して、就労に向けての必要な職業能力習得のための助言と指導訓練を行うとともに、社会生活の適応性向上のための生活支援を行う。	指定管理者制度の導入	平成20年度から指定管理者導入予定。	ロ
早川福祉会館の運営	障害者団体等への貸室。 点字図書館の運営。	経過(寄付施設)等から直営となっているが指定管理者制度の導入検討すべき。	今後の施設の有効利用及び適正な管理運営方法について検討する。	ホ

市政改革室の見解における区分

- イ： 現在、民間活用が図られており、今後の拡充についても積極的な見解のもの。
- ロ： 現在は民間活用が図られていないが、今後については積極的な見解のもの。
- ハ： 現在は民間活用が図られているが、今後の拡充の余地が少ない、もしくは消極的な見解のもの。
- 二： 現状では、民間活用について検討しがたいという見解のもの。
- ホ： 現在は民間活用が図られておらず、今後の検討の方向性も定かでない、または消極的な見解のもの。



事務事業の民間活用に関する市政改革室及び各局の見解

【こども青少年局】

事務事業名	事務事業内容	市政改革室のコメント	局の考え方	局の考え方を受けての市政改革室の見解 (イ～ホの区分説明は末尾に記載)	
大阪市立保育所職員研修事業	大阪市立保育所職員を対象に、子育て支援の充実に向けた専門性の向上、意欲と創造力が備わった人材養成を目的に研修を実施し、研修計画の作成・講師依頼・開催準備・実施後の整理・年度末のまとめなどに関する起案・決裁・支払い・精算報告書および派遣研修関係事務。予算案作成、決見作成。	委託化が可能と思われる。	平成21年に改定、告示化となる「保育所保育指針」のなかに、保育の質の向上、保育所職員の資質向上を図ることが求められており、引き続き体系的・計画的に実施する必要がある。保育にかかわる専門的知識や技術を高める研修のなかで、本市実施と同様の効果を得ることが予想される研修(例えば表現、言語など)については、効率的に実施できるよう委託化の方向で検討を進める。	□	
児童院管理運営	個別に心理治療を実施し、児童の心の傷を癒しつつ、心の成長を図る。また、並行して家族の指導や治療を行う。入所児童に対しては、暖かい受容的な雰囲気環境の環境作りに努め、自己表現の尊重と自立性の確立、また、基本的な生活習慣の確立と身辺処理能力の養成を目指す。大阪市立明治小学を併設しており、義務教育を実施している。	職員OB、民間活用の検討を要する。 収容人員数と職員数の関係は適正か精査を要する。	児童院は情緒障害児短期治療施設(入所定員35名、通所定員15名)である。入所児童の多数に虐待経験があり、また発達障害を伴うなど個別対応が必要な児童が多く、24時間体制のもとで専門的かつきめ細やかな対応が必要である。児童院では、これらの入通所者の支援に必要な職員を配置しているほか、児童院が設置されている阿波座センタービル(他局の所管事業所と合築された複合施設)全体の管理運営を担当しているため、ビル管理を担当する職員を配置している。児童院の運営体制のあり方については、今後、多面的に検討を進めていく。	ホ	入通所児童にきめ細やかな対応が必要であるにしても、民間の人材を活用できないか検討すべきである。 また、ビルの管理業務における民間活用を検討すべきである。
公立保育所管理運営	公立保育所の運営にあたり建物の維持管理経費、給食賄材料費などの児童処遇経費及び職員欠員対策のための経費を負担する。	保育所業務の委託化。	公立保育所の管理運営については、市内公立保育所に勤務する職員、約1800人の正規職員と200人の臨時的任用職員、500人の非常勤職員と約1000人の臨時職員の人事・給与関連事務、また、135箇所ある(うち3箇所は休止)の保育所建物の維持管理、保育所で使用する物品に関する支出決議調達、予算決算事務、市民からの苦情処理業務などを行っている。 保育所の場合、施設長である所長は係長級(うち12人は副参事)であり、日々の超過勤務命令や休暇・届の承認、物品の調達業務などは保育所運営担当課長の権限となることから、全ての事務が局職員に集中している現状にある。 また、保育所の再編整備計画においては、最終的に、各エリア(市内35エリア)に2カ所程度を基本として集約化を図ることとしている。<19年度当初16カ所委託(うち19年度新規5箇所)> 今後、市全体における「総務事務センター」への事務移管内容等も踏まえながら、効果的・効率的な運営にとりむくこととしている。	ホ	計画的な保育所業務の委託化の推進、総務事務の効率化について速やかに取り組むべきである。
母子・妊娠高血圧症候群等訪問指導事業	保健師や訪問指導員が家庭訪問を行い、発育、栄養、環境、疾病予防など、新生児の養育上必要な事項について指導し、母性の健全育成及び新生児の健康づくりに努める。妊娠高血圧症候群及びその他の異常の早期発見や、それぞれの家庭環境に応じた適切な保健指導を実施するため、保健師や訪問指導員により家庭訪問を行う。	外部委託拡大の検討を要する。	本事業の各区における訪問の実施については、既に雇い上げ助産師を訪問指導員として委託実施しており、保健師は法的根拠のもとに未熟児及びハイリスク妊産婦等の一部の特に追跡・フォローを必要とする訪問に従事している。 訪問指導員である助産師については、現在、大阪府助産師会の協力ののもとに、年間を通じて従事者の確保に努め、従事者証明の確認、訪問指導員の登録、訪問指導員証の発行事務があり、また、支払い業務は、委託単価の異なる妊婦高血圧症候群等訪問指導と新生児とその母を対象とする母子訪問指導のそれぞれの報告と請求内容の精査・確認を要している。 その他、訪問に必要な物品の準備、メンテナンス、訪問マニュアルの作成・更新や最新情報の提供等、全区で同じ訪問指導事業が展開できるよう調整機能を果たしている。 この事業に関しては、事業の精度管理・調整機能等は直営業務として重要と考えている。	ホ	企画・計画部分は市職員が担うとしても、訪問指導員の登録、訪問指導員証の発行事務等に民間活用が図れないか検討すべきである。
助産施設措置費	児童福祉法第50条に基づき、助産の実施のために必要な費用として、措置費を支弁する	審査事務切り出し集約化し外部化できないか。 または、職員OB、技能職員活用。	助産施設への措置費の支払業務については、支出命令書の発行のみならず、請求内容の精査・確認が必要であり、場合によっては、助産施設または区保健福祉センターに対する問い合わせや指摘が必要となる。 また、当該業務には、予算要求にかかる支弁状況の分析等、複雑な関連作業を多く含んでおり、支払い業務のみを切り出すことは困難である。	二	
母子生活支援施設措置費	児童福祉法第50条に基づき、母子保護の実施のために必要な費用として、措置費を支弁する	審査事務切り出し集約化し外部化できないか。 または、職員OB、技能職員活用。	母子生活支援施設への措置費の支払業務については基本的に外部に委託しているが、他都市との調整が必要な部分については他都市同様本庁にて処理している。また、当該業務は、予算要求にかかる支弁状況の分析等、複雑な関連作業を多く含んでいることから、外部化やOB等の活用は困難であると考えられる。	ハ	
児童養護施設等措置費	児童福祉法第50条に基づき、最低基準を維持するために必要な費用として、措置費を支弁する	審査事務切り出し集約化し外部化できないか。 または、職員OB、技能職員活用。	児童養護施設等への措置費の支払業務については基本的に外部に委託しているが、他都市との調整が必要な部分については他都市同様本庁にて処理している。また、当該業務は予算要求にかかる支弁状況の分析等、複雑な関連作業を多く含んでいることから、外部化やOB等の活用は困難であると考えられる。	ハ	
阿武山学園管理運営	児童福祉法第44条による児童自立支援施設として、児童相談所の入所措置に基づき、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援する。	職員OB、民間活用の検討を要する。 専門職が本務職員である必要性の検討を要する。(市場化テストの研究)	阿武山学園は児童福祉法に定める児童自立支援施設であり、同法施行令第36条及び第45条の規定により、児童自立支援専門員及び児童生活支援員は市職員をもって充てる必要がある。	二	児童自立支援専門員、児童生活支援員以外の業務について民間活用の余地がないか検討が必要である。
こども文化センター事業	優れた演劇、音楽、映画等の鑑賞及び絵画、工作等の創作その他の児童文化活動を通して健全なこどもの育成を図ることを目的に開館し、各種事業を実施している。ホールを中心とした児童演劇等の鑑賞会である「こども劇場」事業、地域の児童文化の振興普及を図るため「こどもクラブ号」(ワゴン車)を運行する巡回事業、児童の文化活動発表の場としての文化祭・作品展事業、人形劇等を申し込み不要で鑑賞できる「こども広場」事業、体験参加型の「こども講座」事業、学校向け参加型プログラムの開発・企画事業等を展開している。	運営方法の見直しを要する。	こども文化センターにおける指定管理者制度の導入について、平成20年度から取り組み、平成21年度からの導入を検討する。	□	

市政改革室の見解における区分

- イ： 現在、民間活用が図られており、今後の拡充についても積極的な見解のもの。
- ロ： 現在は民間活用が図られていないが、今後については積極的な見解のもの。
- ハ： 現在は民間活用が図られているが、今後の拡充の余地が少ない、もしくは消極的な見解のもの。
- 二： 現状では、民間活用について検討しがたいという見解のもの。
- ホ： 現在は民間活用が図られておらず、今後の検討の方向性も定かでない、または消極的な見解のもの。

事務事業の民間活用に関する市政改革室及び各局の見解

【ゆとりとみどり振興局】

事務事業名	事務事業内容	市政改革室のコメント	局の考え方	局の考え方を受けての市政改革室の見解 (イ～ホの区分説明は末尾に記載)
所管公園等の維持管理事業	市民のレクリエーションとコミュニケーションの場とともに、災害時には避難場所となる都市公園を良好に維持・管理することにより、うるおい豊かな都市環境を創造する。平成19年3月31日現在、953箇所、838haの都市公園(天王寺公園を除く)を管理。	指定管理者制度に移行する大公園以外の中小公園についても、将来的には民間委託の拡大を図るべき。	小公園については、管理の効率化を図るとともに、市民と協働した管理運営に向け、樹木管理など委託可能な業務の精査を行いながら、順次委託化を進める。 なお、具体の取組みにあたっては、大公園の指定管理者制度の移行とあわせ、見直しを行う人員と毎年見込まれる退職者数とを精査しながら、各年度において職員の大きな余剰が生じないように配慮し、計画的に進めていく。 なお、清掃(トイレ含む)や除草、ごみの収集・運搬等についてはすでに民間委託を実施している。 *当面の取組み予定 平成20年度：八幡屋公園と長居公園に指定管理者制度を導入。 平成21年度～：中小公園内の樹木等の維持管理業務について、順次委託化を実施。	イ
天王寺動植物公園管理運営	26haの天王寺公園(慶沢園(大阪の名勝)、長生庵、植物温室等を含む)、223種919個体数を飼育展示している動物園の管理運営を実施。公園については名勝のレベルを維持する高度な管理、動物園については国内外の各研究機関との連携により日本で3番目に古いまた、研究機関を併設した動物園では日本で最初の伝統ある園のレベルを維持している。新たに近年市民ニーズに即するよう、サポーター制度の実施、ボランティアとの連携、教育普及活動を実施し、入園者増を目指している。	委託可能な業務を切り出し、委託化を進めるべき。	動植物公園の管理運営については、平成17年度より出改札業務を委託化するなど、職員の削減を進めてきた。動物管理部門については、専門性や経験が重要なことから委託化は難しいと考えるが、公園、樹木の管理部門については、他の公園と同様であり、緑化推進部全体の動きに合わせ委託化、人員の縮小を検討していく。	イ
近代美術館展覧会	収集方針に沿って美術作品・資料の収集を進める中、佐伯祐三作品をはじめとする厳選された作品への公開要望に応え、収蔵作品に親しんでもらうため平成16年10月に心齋橋展示室を開設し、様々な趣向を凝らして収蔵作品展を開催し、展覧会のあり方、運営方法について調査研究を行っている。	展覧会開催について、民間活用の余地はないか。	受付、監視業務、清掃業務、空調関係・ビルメンテナンス・警備業務(賃貸施設なのでビル管理会社による)など、民間活用が可能な範囲については既に民間委託している。 広報宣伝等業務についても、共催者との分担内容と併せて、今後も、民間活用の可能性について引きつづき検討していきたい。	イ
美術館展覧会運営事業	常設展→当館は、文化財保護法第48条に規定する文化庁長官による国宝、重要文化財の公開展示施設に指定されており、館蔵品の他に寺社、個人からの寄託品を多数保管し、常設展示を行っている。 特別展→特別なテーマにより、所有者から美術品を借用して展示する。	展覧会開催にあたっては、民間委託可能な業務を切り出し、委託化を進めるべき。	展覧会の運営にあたっては、清掃、機械運転管理、警備はすでに民間に委託している。特別展では、作品の搬出入、会場設営など共催者と費用を分担し、民間に委託している。今後、広報宣伝業務など民間委託の可能性を検討していきたい。	イ
観覧料等の収入事務	観覧料、地下展覧会室の使用料、美術研究所の研究料の収入調定、納付書の発行、指定金融機関への納付の事務。	定例業務につき、委託化を図るべき。	経費については券売機リース料のみである。また、収入調定事務等を除き、出改札の窓口案内や団体割引手続き業務などについては、OB化(嘱託職員)を図るなど見直しを行っている。	二
公園灯設備維持管理	公園内の照明設備の点検、補修などの維持管理。	民間事業者を活用できないか。		□
学校グランドナイター設備維持管理	学校校庭の照明設備の点検、補修などの維持管理。	民間事業者を活用できないか。	業務内容は、設備の点検と、点検時に発見された不良箇所の修理や応急措置あるいは市民要望への緊急対応などを実施している。施設管理者として、台風や震災など災害時に緊急対応を行なう柔軟で機動力のある最小限の体制は必要と考えているが、業務全般の精査を行い、可能な業務について民間事業者の活用を検討していく。	□
「大阪人」による文化情報発信強化	月刊誌「大阪人」を活用して、大阪の魅力を発掘、分析し、大阪の文化を様々な角度から捉えた紙媒体を使用している文化情報の発信を行う。	民間事業者を活用できないか。	「大阪人」は、大正14年から今日まで長期にわたり上方文化を生み、育み発展させた大阪の土壌や気風、偉大な歴史の財産満載の大阪発の情報を総合的に紹介してきた他都市には類を見ない唯一の冊子である。 「大阪人」による文化情報発信強化は、情報発信源が東京に一極集中している現状で、大阪の情報が必ずしも正確に発信されておらず、その結果、大阪というまちの本当の魅力が全国に発信されていない中で、全国各都市の書店を通じて大阪の情報発信しているものは、月刊誌「大阪人」だけであることから、今後も「大阪人」を活用して、文化情報を発信していくのが最善と考えているので、他の民間が発行している情報誌の活用は考えにくく、民間委託にはなじまない。	二
泉布観管理	泉布観は、明治4年に完成した大阪市内最古の洋風建築で、昭和31年に国の重要文化財に指定された。本事業では、市民及び来訪者を対象に、毎年1回3日間にわたり、重要文化財「泉布観」を無料で一般公開する。	民間活用の拡大を検討できないか。	重要文化財である泉布観については、老朽化が激しく、現状の維持管理に注意を払う必要があるとともに、大規模な補修工事が必要な状況であり、現在、建物内の一般公開については、春季に年1回と限定しているが、さまざまな問い合わせ、記事掲載依頼や撮影依頼等も多く、対応が必要となっている。また、泉布観地区を活用・連携した事業も文化集客事業の中で実施されることもあり、連絡・調整の業務が生じている。敷地内の樹木や雑草の管理については、公開前の1回しか予算化されておらず、その他の時期については、必要に応じて担当者が現地で作業しなければならない状況となっている。	ハ

市政改革室の見解における区分

- イ： 現在、民間活用が図られており、今後の拡充についても積極的な見解のもの。
- ロ： 現在は民間活用が図られていないが、今後については積極的な見解のもの。
- ハ： 現在は民間活用が図られているが、今後の拡充の余地が少ない、もしくは消極的な見解のもの。
- 二： 現状では、民間活用について検討しがたいという見解のもの。
- ホ： 現在は民間活用が図られておらず、今後の検討の方向性も定かでない、または消極的な見解のもの。

事務事業の民間活用に関する市政改革室及び各局の見解

【経済局】

事務事業名	事務事業内容	市政改革室のコメント	局の考え方	局の考え方を受けての市政改革室の見解 (イ～ホの区分説明は末尾に記載)
計量検査	計量法で規定された「取引・証明用」に使用される計量器について、検査基準に合格しているか2年に1回定期検査を行う。	20年度から民間委託実施予定。	検査車の運転、検査用分銅の載せ降ろしなど、定期検査業務の一部(補助業務)について民間委託予定(平成20年4月実施予定)。 計量法第19条第1項より、定期検査業務(上記補助業務を除く)は本来行政が行うべきものであるが、民間委託を検討するにあたって、選択肢として、計量法に基づく指定定期検査機関を指定し、委託する方法が考えられる。そのためには、計量法をはじめとする専門知識・経験を有し、かつ市内の検査計量器数(年間約1万2,500個)に対応できるだけの計量士等を有する検査機関が必要となる。 大阪市においては、上記条件を満たす検査機関は現存せず、定期検査業務(上記補助業務を除く)は計量法の趣旨でもある行政による直営で行うことが適当と考える。	□ 全業務を一括しての委託は無理だとしても、指定定期検査機関への一部委託や、複数業者への分割委託などについて検討すべきである。
小規模事業者等支援委託事業	企業の実態に応じ、専門相談員が経営・技術等について指導を行う巡回相談を実施する。また、経営・技術等に関する基本的な知識や方法についての一般研修を行い、経営の合理化、技術の向上を図る。	専門員派遣決定等を含め包括的に民間委託できないか。	当事業は国からの委託事業であり、包括的な民間委託はできない。	ニ
計量指導・啓発	「適正な計量」の実施が確保されることにより、生産性の向上、取引の公正化を図り、もって産業経済の発展と市民生活の安定に寄与するため、計量器使用事業者及び商品の量目販売事業者に対して適正計量の指導及び立入検査・計量関係団体の指導・育成、計量器使用事業者に対する「適正計量」、広く一般市民に「計量の重要性」について認識と理解を深めてもらうための啓発事業、適正計量管理事業所の指定並びに指導・育成等を行う。	民間活用できないか。	指導・啓発業務は、計量法の趣旨に沿って、適正な計量の実施を確保する観点から行っている。 指導業務については、計量法第148条(立入検査)において、都道府県、特定市町村の職員にその権限を付与し、これを行わせるものとされており、啓発業務については、計量行政審議会答申(H10.12.18)において、地域住民等への情報提供及び計量思想普及等の実施は、地方公共団体が住民に身近な行政主体として実施すべき役割、責務として位置づけられていることから、これら業務を民間に委託することは適当でないと考えられる。	ホ 計量行政審議会答申の趣旨は国と地方の役割分担であって、市職員による直営でなければならないということではなく、民間活用の可能性を検討すべきである。
計量検査所施設等整備	計量法で規定された定期検査等を行ううえで、検査が円滑かつ確実に実施できるよう、検査器具並びに検査所施設を常に良好な状態に維持する。	民間活用できないか。	検査所施設については、本市が所有しているため、その維持管理が必要となる。 一方で、計量法に基づく検査を円滑かつ確実に実施するためには、検査所施設の管理とともに、検査器材(検査用基準器や実用基準分銅、大型ばかり)の精度確保等の維持や各種検査室の適正な保守管理が必要である。 これらの保守管理等には計量法をはじめ計量に関する専門知識が不可欠であり、検査業務と一体で執り行うことが効率的と考えられることから、民間に業務委託することは適当でないと考えられる。	ホ 定期検査業務の委託化と併せて施設維持管理業務も民間活用を検討すべきである。

市政改革室の見解における区分

- イ： 現在、民間活用が図られており、今後の拡充についても積極的な見解のもの。
- ロ： 現在は民間活用が図られていないが、今後については積極的な見解のもの。
- ハ： 現在は民間活用が図られているが、今後の拡充の余地が少ない、もしくは消極的な見解のもの。
- ニ： 現状では、民間活用について検討したいという見解のもの。
- ホ： 現在は民間活用が図られておらず、今後の検討の方向性も定かでない、または消極的な見解のもの。

事務事業の民間活用に関する市政改革室及び各局の見解

【中央卸売市場】

事務事業名	事務事業内容	市政改革室のコメント	局の考え方	局の考え方を受けての市政改革室の見解 (イ～ホの区分説明は末尾に記載)
本場の運営 (場内の施設・設備維持)	施設及び設備の維持管理。	更なる業務の委託化の検討。	順次委託化を進めてきているが、更なる委託化には要員の流動化が不可欠。	イ 要員の流動化については全市民的な課題として取組を進める。
本場の運営 (施設の運営)	「場内の保安交通に関すること」、「場内の清掃及び防疫に関すること」、「施設の指定並びに使用許可等に関すること」、「工作物の設置等の許可に関すること」、「使用料・保証金等の徴収に関すること」、「関連事業・関係業務の許可及び指導監督に関すること」	更なる業務の委託化の検討。	順次、委託化・システム化を進め、系の統合化により効率化を図ってきた。	ハ 今後の取組についての考え方が示されていない。更なる委託化について検討すべきである。
東部市場の運営 (場内の施設・設備維持)	施設及び設備の維持管理。	更なる業務の委託化の検討。	順次委託化を進めてきているが、更なる委託化には要員の流動化が不可欠。	イ 要員の流動化については全市民的な課題として取組を進める。
東部市場の運営 (施設の運営)	「場内の保安交通に関すること」、「場内の清掃及び防疫に関すること」、「施設の指定並びに使用許可等に関すること」、「工作物の設置等の許可に関すること」、「使用料・保証金等の徴収に関すること」、「関連事業・関係業務の許可及び指導監督に関すること」	更なる業務の委託化の検討。	順次、委託化・システム化を進め、系の統合化により効率化を図ってきた。	ハ 今後の取組についての考え方が示されていない。更なる委託化について検討すべきである。
南港市場の運営 (場内の施設・設備維持)	施設及び設備の維持管理に関する事務。	更なる業務の委託化の検討。	順次委託化を進めてきているが、更なる委託化には要員の流動化が不可欠。	イ 要員の流動化については全市民的な課題として取組を進める。
南港市場の運営 (施設の運営)	「施設及び設備の指定及び使用許可等に関する事務」、「工作物の設置等の許可に関する事務」、「使用料・保証金等の徴収に関する事務」、「関連事業関係業務の許可及び指導監督に関する事務」	更なる業務の委託化の検討。	順次、委託化・システム化を進め、系の統合化により効率化を図ってきた。	ハ 今後の取組についての考え方が示されていない。更なる委託化について検討すべきである。
卸・仲卸業者検査・相談業務	①業者検査 市場業者の業務・財務について検査を行う。 ②相談事業 市場業者が、企業診断や会計等の専門家に相談を受けることができる。 ③経営状況調査 卸売市場関係事務処理要領に基づき、仲卸業者等の経営状況を調査・集計し、農林水産省へ報告する。	経営状況調査は民間活用できないか。	経営状況調査は、農林水産省との緊密な連携が必要であり、また、業者の営業上の機密情報を扱うことから、外部委託はできない。	ハ 業者の機密情報を扱うこと、即ち民間活用不可ではない。農林水産省との連携は市職員がするとして、切り出している民間活用の可能性はないか検討すべきである。
調査・統計	①各種統計資料作成 ②入出場調査 ③流通状況調査 ④正月用生鮮食料品の入荷量等見直し調査 ⑤法規関係(法規(相談含む)、JAS法、貝毒等通知、取引委員会、農水省報告、出荷奨励金通知)	委託内容の拡大により人員見直しできないか。また、ITを活用できないか。	IT化については適宜システム整備を行い、効率化を図ってきた。 事業者の経営状況や法規関係は信頼関係が必要であり、IT化はセキュリティー確保、それに伴う莫大なシステム更新費用の点から困難である。	ハ 調査に信頼関係が必要なものは理解できるが、民間事業者の進出が進んでいる分野であり、民間活用を検討すべきである。

市政改革室の見解における区分

- イ： 現在、民間活用が図られており、今後の拡充についても積極的な見解のもの。
- ロ： 現在は民間活用が図られていないが、今後については積極的な見解のもの。
- ハ： 現在は民間活用が図られているが、今後の拡充の余地が少ない、もしくは消極的な見解のもの。
- ニ： 現状では、民間活用について検討しがたいという見解のもの。
- ホ： 現在は民間活用が図られておらず、今後の検討の方向性も定かでない、または消極的な見解のもの。

事務事業の民間活用に関する市政改革室及び各局の見解

【環境局】

事務事業名	事務事業内容	市政改革室のコメント	局の考え方	局の考え方を受けての市政改革室の見解 (イ～ホの区分説明は末尾に記載)
公害工場跡地事業	騒音・振動等の公害対策を目的としてこれまでに買収した工場跡地のうち、現在所管している20箇所28,444平方メートルの未利用地について、維持管理を行うとともに、今後の活用等について検討する。	維持管理が中心なのであれば、民間事業者を活用できないか。	跡地管理に関して、除草やフェンス修理等は民間委託しているが、用地所管局として、周辺住民からの苦情対応や今後進めていく必要がある未利用地処分に関する事務処理などは本市職員が直接担当する必要がある。	ハ
粗大ごみ収集	市民が排出する粗大ごみ(家庭の日常生活から排出される最大の辺又は径が30cmを超えるものあるいは棒状で1mを超えるもの)を有料で収集する。また、家庭の引越しや大掃除などで一時的に多量に排出されるごみについても同様に収集する。	さらに民間委託を拡大できないか。	各事務事業の見直しに伴い、相当規模の人材活用の継続が一定期間にわたり必要と見込まれることから、一定のめどがついた段階で、事業のあり方について具体的な検討を進めることになると考えている。	ハ 将来に向けた計画的な取組のため、検討を進める必要がある。
環境整備業務	市民生活の生活環境を保全するため、不法投棄物、市民がボランティア清掃で回収したごみ、街頭ごみ容器内のごみ、日常的に市民の清掃の協力が得がたい歩道等での散乱ごみ、道路上で死んでいる犬や猫の死体等を収集し、適正に処理する。	民間委託できないか。	各事務事業の見直しに伴い、相当規模の人材活用の継続が一定期間にわたり必要と見込まれることから、一定のめどがついた段階で、事業のあり方について具体的な検討を進めることになると考えている。	ホ 将来に向けた計画的な取組のため、検討を進める必要がある。
斎場の管理運営	瓜破、北、小林、鶴見及び佃の5か所の市立斎場で火葬を行うとともに、また、各斎場に併設の式場を市民の利用に供する。 また、鶴見斎場稼働後の火葬需要を把握し、今後の火葬施設の建替整備を検討する。	今後民間活用の検討を要する。	斎場の運営については、「墓地埋葬法」により持続性と非営利性の確保とともに「公平性」「安定性」が求められることから、長年、直営で運営しており、市民の葬儀慣習に対応する市民サービスとして定着している。 今後の運営体制については、局事業の見直しの進捗状況や市民の葬儀慣習、民間の市場性等も考慮しながら、検討を進めていきたいと考えている。	ホ 他都市では民間活用の事例もあり、市職員でなければ対応できない業務ではない。 今後の運営体制の検討の中では、民間活用も含めて検討を進める必要がある。
環境保全関連事務	環境保全関連の事務事業の円滑化に係る事務を行う。	将来的には技能職員業務に民間活用できないか。	環境保全全部の技能職員については、業務をより一層効率的かつ着実に進めるために、環境保全全部の現業管理体制を構築し、平成19年度から運用している。 技能職員の今後の位置づけの整理については、まず、現行の現業管理体制について、一定期間運用し、その成果や問題点等を十分に評価したうえで、行うべきものと考えている。	ホ
環境分析業務	工場・事業場からの排ガスなどの規制基準の遵守状況判定と、市民を取り巻く一般環境調査などを実施して公害苦情に対処するための各種基礎データを得る。	民間委託できないか。	業務内容及び執行体制を精査した結果、環境分析に係る業務については、水質試験所での直営実施を見直す。分析の委託先は、精度管理確保のため、民間検査機関ではなく、環境科学研究所とする。	ロ 水質試験所業務以外の業務についても民間活用の可能性について検討すべきである。
地域住民との連携によるごみ減量等の取組みの推進	地域におけるごみ減量・リサイクルを推進するリーダーの役割を担う「大阪市廃棄物減量等推進員(愛称:ごみゼロリーダー)」と本市環境事業センターとの密接な連携のもと、ごみ減量推進のための具体的行動メニューを定めた「ごみ減量アクションプラン」の普及啓発やガレージセールの企画・開催を行うほか、地域住民のニーズに応じてごみ減量・リサイクルに関する講座を開催し、ごみ減量・リサイクルに向けた取組みをより一層進める。			ホ
地域に即した減量等の取組み(環境事業センター普及啓発事業)	市民及び事業者にごみ減量・リサイクルについての普及啓発を進めるため、廃棄物行政の拠点として市民及び事業者に接する機会が多い「環境事業センター」が主体となって、地域におけるイベントでの普及啓発や小学校へのごみ収集車の派遣による体験学習等を行うとともに、センター内の市民啓発コーナーにおいて情報提供やマタニティウェアの展示提供等、地域に即したごみ減量等の働きかけを行う。	将来的には、イベント実施、普及啓発等に民間活用ができないか。	本事業においては、委嘱した約4000名の廃棄物減量等推進員(ごみゼロリーダー)と連携し、地域のごみの減量・リサイクルの取組みだけでなく、ガレージセールなどのイベントについても共催で実施しており、既に市民と協働している現状において、民間活用する必要性は薄いと考えられる。	ホ 本市の体制効率化を図れないか検討すべきである。 市民協働については今後も推進すべきものであるが、従事職員数が業務量に比べ多いように思われる。
ごみ減量化・リサイクルキャンペーン事業	多くの市民が参加する区民まつりに、ごみ減量啓発のためのPRコーナーを設置し、再生紙の需要拡大を主要テーマに、紙パックと啓発物品(再生紙100%トレットペーパー)の交換を行うなど、広く市民にごみ減量とリサイクルへの理解と協力を求める普及啓発を実施する。また、政令指定都市・特別区や府内市町村との共同キャンペーン等により、ごみの減量・リサイクル資源化の啓発を実施する。			ホ
大阪市環境白書	本市の環境の状況及びその保全に関する施策の実施状況を明らかにする年次報告書として「大阪市環境白書」を作成し、その内容を本市環境審議会及び市会に報告するとともに、公表する。 また、図やグラフを多く使い市民にわかりやすくした「環境読本(環境白書概要版)」や外国人向けの「環境白書英語版」を作成、配布し、普及啓発を図る。	普及啓発は民間活用ができないか。	本事業の普及啓発部分は資料配布が主なものであり、民間活用する部分はほとんどないと考えている。	ニ
地域環境啓発事業	環境保全意識の高揚を図ることを目的に、広く一般区民を対象として、各区保健福祉センターにおいて生活環境学習会をはじめ各種講習会や健康展等における環境保全の啓発事業を実施する。	企画以外の事業の実施は民間活用ができないか。	環境局職員は地域の環境活動団体との折衝や団体所轄の区及び保健福祉センターとの連携等に従事しており、外部講師の招聘等もしている。本事業における「生活環境学習会」や各種講習会・健康展等そのものは各区が主体的に実施し、環境局との事業調整等を行っているため、民間委託の活用は難しい。	ニ 区が実施する講習会等については積極的に民間活用を図るべきである。
自動車排出ガス対策	幹線道路沿道において、街頭検査として、ディーゼル車を重点に自動車排出ガスの検査、整備状況の検査等を実施するとともに、自動車から排出される有害物質による環境汚染実態把握や、市民から寄せられる自動車排ガスに係る苦情への対応として環境調査を実施する。	さらに民間委託を拡大できないか。	環境汚染実態調査に関する業務は、警察等との折衝が主であり、民間委託になじまない。 また、街頭検査は、年間10日程度で、雨天時は中止する業務であり、民間委託のメリットはない。	ハ
航空機騒音対策	大阪国際空港の着陸航路下地域において、航空機騒音の環境基準の達成状況を把握するとともに、低騒音型機の導入拡大等を図る。また、テレビ受信に障害を及ぼす区域内において、国と協調してその一部補助等を行う。	民間委託を導入できないか。	直営業務のうち、航空機騒音の測定は、年間3日程度で、業務量は僅かであり、委託による効果は期待できない。その他の直営業務は、今後の騒音対策に関する空港周辺市等との調整及び国との協議などであり、委託化はできない。	ニ
水質汚濁常時監視(水質定点調査)	水質汚濁防止法第15条に基づき、市内の河川、海域及び地下水の水質汚濁状況を常時監視する。	さらに民間委託を拡大できないか。	本事業では、地下水調査時に本市職員が、調査地点の選定、井戸所有者への協力依頼等の調整及び地下水の採水を実施している。民間委託の検討が可能な業務としては、地下水の採水が考えられるが、井戸所有者の任意の協力のもとで実施しており、個人情報保護等の観点から、民間委託には適さないと考えている。	ハ 個人情報保護を理由にただちに民間委託不可と結論付けるのは早計である。 市職員が直営で実施するより民間活用した方が効果的・効率的に業務執行できるのであれば、民間活用しながら、いかに個人情報の保護を確保するかを検討すべきである。

市政改革室の見解における区分

- イ： 現在、民間活用が図られており、今後の拡充についても積極的な見解のもの。
- ロ： 現在は民間活用が図られていないが、今後については積極的な見解のもの。
- ハ： 現在は民間活用が図られているが、今後の拡充の余地が少ない、もしくは消極的な見解のもの。
- ニ： 現状では、民間活用について検討しがたいという見解のもの。
- ホ： 現在は民間活用が図られておらず、今後の検討の方向性も定かでない、または消極的な見解のもの。

事務事業の民間活用に関する市政改革室及び各局の見解

【都市整備局】

事務事業名	事務事業内容	市政改革室のコメント	局の考え方	局の考え方を受けての市政改革室の見解 (イ～ホの区分説明は末尾に記載)
補償清算事務	<p>土地区画整理事業に伴う、以下の業務を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・換地処分後の工事の連絡調整。</li> <li>・登記と清算。</li> <li>・換地処分後の宅地の権利調整。</li> <li>・町名地番の整理の統括。</li> <li>・地上物件の移転及び補償。</li> <li>・地上物件の移転のための土地及び仮設収容建物の管理及び処分。</li> </ul> <p>また、不法占拠の監視及びその他部所管不動産の管理。</p>	<p>・戦災復興事業は速やかに収束のこと。</p> <p>・存続せざるを得ないものも定型的業務は民間事業者を活用できないか。(測量、清算金徴収、用地管理、物件調査など)</p>	<p>早期収束に向けて引き続き取り組む。</p> <p>・例示されている各業務の取組み状況については、次のとおり。</p> <p>[測量] 事業収束など、事業進捗に伴う業務量の変動に的確に対応していくため、測量事務所を方面別に集約するなど効率的な業務執行を図っている。平成20年度には、放出土地区画整理事務所の測量体制を廃止し東方面測量事務所への業務移管、集約化を予定している。今後、住宅用地管理など局内関係部門での活用を検討する。 また、業務の委託化など、効率的な実施体制について検討する。</p> <p>[清算金徴収] 換地処分済み地区の清算金について、分納処理による徴収業務を実施している。引き続き、確実な収入に努め、滞納に対しては、法的措置により処理する。未収金の効果的な収入確保のため、納付書の発送・徴収業務など定期的・定型的な業務について専門的ノウハウを有している民間事業者の活用を検討する。</p> <p>[用地管理等] 全市的に所管用地の処分が求められており、当局においても「大阪市未利用地活用方針」(H19.6)に基づき、①売却可能な用地の更なる洗い出しと処分 ②公的利用されている土地の管理替え等の整理を行い、所管用地の処分を進めている。除草、投棄物除去など業務内容に応じて民間事業者の活用を検討する。</p> <p>※[物件調査] 平成18年度に物件査定体制を現場事務所体制からWTC庁舎へ集約化を実施済。土地区画整理事業における移転物件の補償業務については公平性・公正性の確保が不可欠であることから、物件調査は直営を基本に対応している。今後、民間委託化が可能なものについて検討していく。</p>	<p>□ 各業務における民間活用の具体化に向けた取組を引き続き進めるべきである。</p>
市営住宅用地管理事務	<p>市営住宅用地の適正な管理を行い、市営住宅入居者の住環境の維持向上に寄与するため、隣地との境界確定及び明示、行政財産目的外使用許可、用地の保守・管理、法定外公共物譲与等の業務を行う。</p>	<p>民間事業者を活用できないか。一次的には技能職員を活用できないか。</p>	<p>市営住宅用地管理事務では、土地所有者として適正に公有財産を管理・保全し、公平公正な立場で業務を遂行している。主な業務は、①隣接地主の要請に応じて行う敷地境界確定業務、②行政財産の使用許可業務、③公営住宅建替事業に伴う境界確定業務、④市営住宅敷地内の法定外公共物である里道・水路等の登記業務などであるが、このうち、③・④については、本市で負担すべき測量業務を伴う。 測量業務等、外部化できるものは既に民間委託を行っているが、対応可能な業務について、一時的に局内の測量現場業務体制を活用し、委託料を削減する方向で検討を進めている。</p>	<p>ハ</p>
公共建築物の効率的な維持・管理	<p>・市民利用施設や防災上重要な施設を対象として、劣化状況や維持管理面での問題点などについて、専門的視点で判断し判定する建物健康診断を定期的に実施する。</p> <p>・「建物保全ハンドブック」を活用した施設管理者向けの研修会を開催し、適切な日常管理の重要性について啓発、指導を行う。</p> <p>・施設管理者と連携して自家用電気工作物の適切な維持管理を行い電気保安を確保する。</p> <p>・「大阪市公共建築物保全連絡会」の事務局として、保全・管理技術や環境技術、法改正などの情報提供を行うとともに、適切な維持管理について指導を行う。</p>	<p>劣化状況診断、研修など民間委託可能と思われる。電気保安業務についても民間事業者等が活用可能。</p>	<p>【劣化診断】 本年度より劣化診断や定期点検等は、各局施設管理者が行っている。当局では、その結果報告を求めて適切な維持管理を指導、助言するとともに、要請に応じて技術的な協力を行っている。 また、本年度、資産流動化プロジェクト施設チームが緊急予防保全システムを立ち上げており、それと連携して一般会計施設(市営住宅・学校園を除く)の補修工事の要否について総合的に意思決定するために申請内容を精査し、必要に応じて現場確認を行っている。 引き続き、市設建築物の安全確保や維持管理を効率的に進めていく。</p> <p>【研 修】 公共建築物の維持管理に関する関係法令等の改正や、アスベスト対策やエレベーター緊急点検など緊急に対応すべき事項等について、本市の市設建築物ストックの実情に応じた技術情報の提供、対策の指導・取りまとめを行っており、一般的な研修ではなく、本市の実情に応じた課題解決に向けて実施する必要があり、民間委託にはなじまない。</p> <p>【電気保安管理】 電気事業法では、自家用電気工作物について、設置者の自己責任のもと保安管理組織や施設の実態に応じた巡視・点検・検査等に関する保安規程を策定し、電気工作物を技術基準に適合するように維持することが求められているとともに、電気工作物の保安を監督する電気主任技術者を選任しなければならないと定められている。 本市保安規程に基づく電気保安管理業務のうち、都市整備局の統括主任技術者が管理・監督する約570施設の電気工作物の点検業務については、外部委託し実施している。 当局の職員は、電気主任技術者として、点検実施計画の策定、技術基準に適合させるための改善計画策定と改善に向けた技術的指導、電気工作物工事に関する技術的指導や完成検査の立会のほか、別途、電気主任技術者が定められている320施設を含めた890施設の保安業務の統一的管理を行うために必要な調整業務等を行っている。 今後も、公共施設を安全に運営していくため、電気保安管理を引き続き効率的に実施していく。</p>	<p>ハ</p>
阿倍野地区第二種市街地再開発事業 *平成24年度終了予定	<p>本地区は、JR・近鉄・地下鉄・阪堺線の各駅が集中する、交通空便の位置に立地しているが、老朽化した木造低層の建物が多数存在し、防災上の観点からの問題を抱えた地区であり、市街地住宅地としても環境整備が必要な地区であることから、土地の高度利用と都市機能の更新等を図ることを目的に、公共施設と施設建築物を総合的に整備して災害に強いまちづくりを行う事業である。</p>	<p>測量は民間委託可能ではないか。</p>	<p>事業の収束など、事業進捗に伴う業務量の変動に的確に対応していくため、測量事務所を方面別に集約するなど効率的な業務執行を図っている。</p> <p>平成20年度には、阿倍野再開発事務所の測量体制を廃止し東方面測量事務所への業務移管、集約化を予定している。今後、住宅用地管理など局内関係部門での活用を検討する。 また、業務の委託化など、効率的な実施体制について検討する。</p>	<p>□</p>
市営住宅ストックの更新	<p>約10万戸ある市営住宅ストックを良好な社会的資産として有効活用するため、平成13年度に「大阪市営住宅ストック総合活用計画」を策定し、建替等の事業を行ってきたが、計画5年目となる平成18年度に見直しを行い、平成19年度からの10年間で計画とする新たな「ストック総合活用計画」を策定。この計画に基づき建替・改善等を効率的、効果的に進める。</p> <p>また、団地再生モデルプロジェクトの実施や、低・未利用地や空住戸等を活用した生活利便施設等を誘導するなど、多くの市民に支持される「市民住宅」への再編に取り組んでいる。</p>	<p>建設工事部門の民間委託等外部委託の拡大。</p>	<p>本市では、市営住宅事業に携わる職員は、基本的に行政的業務を担うこととし、技術関係業務では設計や工事監理の業務など民間でできるものは民間に委託することで業務の効率化を図っている。</p> <p>平成19年度には、建設部門の工事監理における本市職員の業務を、原則として指示・承諾や構造上重要な工程での検査等に限定し、一般的な検査業務や、施工関係書類の確認など外部化できる業務をすべて民間委託とすることで、より効率的な事業の推進を図ってきた。また、建替余地を活用した市営住宅団地の再生に向けた取り組みにおいては、民間事業者による分譲マンションの建設など、民間活力を積極的に導入している。今後も引き続き、業務の効率化に努める。</p>	<p>ハ 現状以上の民間活用による効率化の余地が全くないのか引き続き検証が必要である。</p>

事務事業の民間活用に関する市政改革室及び各局の見解

【都市整備局】

事務事業名	事務事業内容	市政改革室のコメント	局の考え方	局の考え方を受けての市政改革室の見解 (イ～ホの区分説明は末尾に記載)
ファシリティマネジメントの推進	市設建築物ストックは約1600万平方メートルと膨大な量となっており、維持管理経費や改修費が本市財政の大きな負担となっているとともに、今後、老朽化等による建替費の増大が予想される。そのため、市設建築物の全体像が把握できるデータベースを構築し、全庁的な視点から整備や管理についてマネジメントし、ストックの総合的な有効活用を図る。具体的には市設建築物の再編整備、新規施設整備の抑制、市設建築物の長期利活用、管理運営の効率化などに取り組む。	成果の検証を要する。定型業務の切り分けによる民間委託の拡大、職員OB活用の余地は無い。	<p>ファシリティマネジメントは市設建築物ストックの総合的な有効活用を図るものであり、総ストック量の抑制やトータルコストの削減等に向けて、長期的・横断的な視野に立つて施策を企画・立案するとともに、実施段階においては、成果を常に検証しながら、適宜、追加・修正を加えていく。</p> <p>【ファシリティマネジメントにおける具体的な取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○複合化・一元化や空きスペースの用途転用など市設建築物の再編整備を具体的な施設において検討・実施</li> <li>○耐震診断を重点的に実施するとともに、「市設建築物耐震改修計画」を今年度中に策定し、平成27年度までに対象施設の耐震化をめざす</li> <li>○「市設建築物省エネルギー基本方針」を今年度中に策定し、方針にもとづきESCO事業等の省エネルギー改修を推進</li> <li>○予算編成と連動して「施設整備計画書によるチェックシステム」や「緊急予防保全システム」を継続的に実施</li> </ul> <p>また、本事業は、既存ストックの有効活用方策に関する全庁的なマネジメント(企画・立案・連絡調整等)が主な業務であり、本市の財政状況の変化や市政改革の取組みに対しても迅速な対応が求められるなど、行政的な判断にもとづき進めていく必要がある。</p> <p>さらに、再編整備等の実施にあたっては、空き施設・供用廃止施設の状況や施設整備に関する各局需要など、その取り扱いに関し特別な配慮を要する情報を収集し、それらに基づき関係局の調整を行った上で、意志決定する必要がある。</p> <p>以上のとおり、本事業は定型的・反復的に実施する業務とは異なるものであることから、基本的には民間委託の拡大や職員OB活用にはなじまない。</p> <p>ただし、ファシリティマネジメントに関する計画等の立案に際しより高度な知識や経験を要する場合など、可能な部分については民間コンサルタント等への調査委託を適宜実施している。</p>	ハ

市政改革室の見解における区分

- イ： 現在、民間活用が図られており、今後の拡充についても積極的な見解のもの。
- ロ： 現在は民間活用が図られていないが、今後については積極的な見解のもの。
- ハ： 現在は民間活用が図られているが、今後の拡充の余地が少ない、もしくは消極的な見解のもの。
- ニ： 現状では、民間活用について検討がたいという見解のもの。
- ホ： 現在は民間活用が図られておらず、今後の検討の方向性も定かでない、または消極的な見解のもの。

事務事業の民間活用に関する市政改革室及び各局の見解

【建設局】

事務事業名	事務事業内容	市政改革室のコメント	局の考え方	局の考え方を受けての市政改革室の見解 (イ～ホの区分説明は末尾に記載)
下水管路の維持管理	下水管路施設の点検調査、清掃などの維持管理データのシステム化を進め、充実したデータを活用した計画的・効果的な維持管理業務を推進するとともに、効率的な維持管理体制の再構築を図る。	民間事業者を活用できないか。	管渠の維持管理に関しては、既に清掃業務及び管渠調査業務の一部の業務で民間委託を実施してきており、さらに20年度では浚渫・補修・調査業務での民間活用の拡大を図る予定である。	イ 今後、更なる民間活用の推進に取り組む必要がある。
各下水処理場及び舞洲スラッジセンターの水質管理業務	各下水処理場及び舞洲スラッジセンターにおいて、維持管理に必要な水質、汚泥等の分析、水質汚濁防止法等に定められた水質基準等が遵守できているかの確認のための水質分析等を実施し、必要な運転管理等を判断する。また、各規制部局への報告等を行う。	民間事業者を活用できないか。	水質等の分析業務に関しては、既に一部外部委託しているが、更なる民間活用も視野に入れて、効率的な分析方法を検討している。一方、調査企画や運転管理の評価・改善等に関わる部分については、委託化が難しいと認識している。	イ 今後、更なる民間活用の推進に取り組む必要がある。
下水の浄化過程における基礎研究及び下水、大気等の分析・試験業務	各下水処理場及び舞洲スラッジセンターにおいて分析される項目以外の、法令等により測定が義務付けられている水質・汚泥等の分析を実施する。また、下水道事業及び環境保全事業で必要とされる、不法投棄物、処理障害物及び臭気等の分析等を実施する。さらに、高度処理技術等、下水道事業を執行する上で解決すべき処理技術上の課題についての基礎研究を行う。	民間事業者を活用できないか。	分析業務に関しては、既に一部民間委託しているが、更なる民間活用も視野に入れて、効率的な分析方法を検討している。それらの分析結果を踏まえた処理計画や処理方法・条件などの研究・検討については、下水道管理者の責務と認識している。	イ 今後、更なる民間活用の推進に取り組む必要がある。
渡船事業(建設局)	渡船は、架橋困難な地域等の日常生活に重要な施設であり、市民に生活道路の一部として利用されるよう行っている事業である。	民間委託可能。20年度に一部委託、その後も順次委託。	渡船事業の効率化を図る観点から、平成20年度より一箇所の渡船場の渡船運航業務の民間委託化を実施予定。他の渡船場の実施時期は、民間事業者の検証・市民サービス等を総合的に勘案して、今後検討する。	ロ 平成20年度からの民間委託化を踏まえ、更なる民間活用の推進が必要である。
下水処理場・抽水所の維持管理	下水道では、PDCAサイクルに即した運営管理評価やTPM活動(全員参加の生産性向上活動)を定着させ、きめ細かな運転管理や作業管理に実施等により、維持管理費の低減に努める。	民間事業者を活用できないか。	処理場・抽水所の維持管理に関しては、業務の効率化を図る観点から、処理場監視室の統廃合・抽水所の無人化による処理場からの遠方監視制御などを、施設の改築更新に併せて導入を図る予定である。	イ 更なる民間活用の推進が必要である。
下水道使用料の調定及び徴収に関する事務	公共下水道使用者に対する汚水排出量の認定ならびに下水道使用料の調定及び収納を行い、下水道事業運営に必要な財源を確保する。(上水のみ使用者で水道局長へ徴収委任しているものを除く。)	定型的業務、定量的業務は民間委託化するなど、民間委託化可能な業務は民間委託化の検討を要す	局独自で徴収している特定徴収分について徴収率99%、口座振込率68%に達している。民間委託については、局独自で実施している徴収業務部分について費用対効果等を考慮しつつ検討していく。	ロ
河川の維持管理	都心に残された貴重な水辺空間である市内河川の環境改善並びに安全かつ快適な河川空間の維持。	ヘドロ撤去作業(浚渫作業)は民間事業者を活用できないか。水門・閘門操作も作業は民活できないか。	浚渫作業は、平成19～20年度の試行実施結果を踏まえて、平成21年度より完全民間委託化を実施予定。水門(閘門)操作については、防災の観点から河川管理者の責務と認識しており民間委託は困難である。	ロ 水門操作については、判断は市が責任をもって行いながら、作業を民間に委ねることはできないか検討すべきである。
下水道用地の境界確定	下水道用地の隣接地権者からの申請による境界協議及び所管内事業に伴う境界確定業務。	【測量明示担当業務共通】 将来的には作業はすべて民間。	境界明示業務は、資料未整備の地域では土地所有者との境界確定協議の占める割合が極めて大きく、かつ、公平公正な立場での業務遂行が強く求められるため委託化は困難であるが、資料整備が完了すれば測量作業についての委託化は可能である。また、すでに明示資料の整っている地域では一定の効率化が図られるため、委託化について検討を行っている。一方、測量執行体制の一元化については、市の取り組みを勘案しながら、道路の境界線管理という当局業務の特性に充分留意しつつ検討を行う。	ロ
分権譲与財産の測量及び表示に関する登記事務及び処理場等施設用地測量監督業務	分権譲与を受けた官有水路敷の境界確定・表示に関する登記事務及び下水処理場、抽水所等大規模用地の確定測量の監督業務。			ロ
明示にかかる審査業務	工営所で受付した明示申請書のうち本課で実施する申請書(資料未整備区域)の接道地番や担当部局の調査を行う業務。			ロ
道路区域・市有地境界の明示	道路法に基づき本市の管理する区画整理・耕地整理施行済み及び旧市街地を除く道路の区域並びに本市所管道路用地及び分権譲与を受けた法定内外の公共物と民有地との筆界を申請により明示を行ない、証明書(明示書)等の作成を行う業務。			ロ
道路台帳整備に関する業務(Ⅰ)	道路台帳整備にかかる道路区域線確定測量業務委託(境界明示資料)の監督業務。			ロ
道路台帳整備に関する業務(Ⅱ)	道路台帳整備にかかる設計・積算及び予算執行管理、システムの運用管理並びに国の地籍調査にかかる連絡調整業務。			ロ
道路基準点保全	道路台帳整備業務によって設置した道路基準点を工事による亡失や毀損等に対応するための保全業務。			ロ
境界線・資料管理	工営所等で実施している境界明示の技術基準の統一や、工営所との連絡調整業務及び明示資料の管理業務。			ロ
都市計画道路の用地測量	事業決定された都市計画道路を建設するために必要な用地を取得するために行う測量及び買収図・表示に関する登記の図面作成。			ロ
都市計画道路の計画線の明示	都市計画道路に接する、又は都市計画道路区域内の土地の所有者が当該土地を測量する場合、或いは当該土地に工作物の新設、改築をしようとする場合に計画線の明示が必要となる。都市計画道路境界明示申請に基づき、現地若しくは図上により明示を行い、証明書を発行する。			ロ
土木施設の電気・機械設備の維持管理	市民が安全にかつ快適に都市生活を営むために、道路・河川付属施設の適正な維持管理を実施する。	民間事業者を活用できないか。	平成19年度より、指摘の直営部分に関しては工営所へ業務移管している。また、現在本課にて直営で実施している業務については、企画・設計積算・工事監督等必要最低限の業務のみである。	ハ



事務事業の民間活用に関する市政改革室及び各局の見解

【建設局】

事務事業名	事務事業内容	市政改革室のコメント	局の考え方	局の考え方を受けての市政改革室の見解 (イ～ホの区分説明は末尾に記載)
下水道総合情報システムの運用管理	下水道事業は、施設の計画・設計・建設・管理など広範囲な業務にまたがる情報を収集・管理・活用する事により行われており、これらの各種業務について、効率的・効果的運営を支援するとともに、市民サービスのより一層の向上を目指し開発した下水道総合情報システムの運用管理を行う。	従事職員数が多い感がある。 民間活用による削減が可能と思われる	下水道総合情報システムは、下水道事業に関する業務のうち、システム化を行うことにより、業務効率が向上したり、正確性が確保できたりする業務など、システム化に適する業務についてシステム構築を行ったものである。 システムの運用管理とは、運用に係る管理基準・利用規則等の策定、稼働等の実績把握等は本市職員で行う項目であるが、組織や法令の変更、下水道技術の変遷等に対応し、常にシステムと業務が整合しているかを監視し、差異が発生した場合の対応方法の検討を行い、システム変更、改修等の企画立案、実施等については、特に下水道の知識を持った職員が行う。 民間活用については、機器の保守、プログラムの作成・実行、運用管理基準・利用規則とシステムの整合性の確保、安定稼働、障害回復等、情報技術の専門知識が必要な業務であり、本システムも既に民間に委託している。 ただし、民間委託にあたっての、施行監視・履行確認等は本市職員が行う。	ハ 管理基準等の策定や組織・法令の変更等は日常的にあるものではないので、やはり従事人数は多い感がある。民間活用などにより従事人員の圧縮を図れないか検討すべきである。
道路の維持管理(工営所)	所管する公共施設の管理者として、道路法・河川法等関係法令に従い、施設を設置目的に沿って維持管理するとともに、災害発生下における被害復旧、避難路等交通を確保する。	民間事業者を活用できないか。	道路の維持修繕(舗装補修工事)については、既に大部分の工事を民間委託(請負工事)化しており、緊急対応等に必要な直営体制の維持と職員の技能保持を図るための直営工事材料・車両等については必要最低限の保有に留めるなど、直営工事体制のスリム化を進めている。 一方、市民ニーズが高い道路の不正・不法使用対策についても、例えば放置自転車対策については既に民間委託の導入を進めており、引き続き拡充していく予定である。	イ
急速ろ過池等の建設	下水道整備をはじめとする水質保全対策により、市内河川および大阪湾の水質は大幅な改善がされてきたが、今なお一部では環境基準が未達成である。そこで、高度処理施設として急速ろ過施設の建設を行い、これまで以上に公共用水域へのBOD(生物化学的酸素要求量)やSS(浮遊物質)の負荷量の削減を図り、河川や大阪湾の環境基準を達成、維持し、豊かな水環境の回復および快適な水環境の創造に寄与する。	従事職員数が多い感がある。 民間コンサルタント又は職員OBの活用が可能と思われる	これらは急速ろ過池の他、下水処理場・抽水所の各施設の企画・計画・設計・監督といった様々な業務を網羅的に含んだ数値である。また、各業務とも業務量は増加傾向にある。 民間コンサルタント又は職員OBの活用については、設計積算のような委託しにくい部分、地元説明や各種調整といった本市が主体的に実施しなければならぬ部分を除き、積極的に活用していく。	イ
汚泥集中処理施設の建設 *平成21年度終了予定	老朽化した汚泥の焼却設備の改築・更新に併せて、高度処理や合流改善の推進により増加が見込まれる汚泥量に対応した施設として、主に市内臨海部の8下水処理場の汚泥を集中し、効率的に脱水・溶融処理を行うとともに、汚泥の有効利用を目的とした舞洲スラッジセンターの建設を行う。また、処理場で発生した汚泥については従前のトラック輸送に替えて、地中に埋設したパイプにより輸送することで、効率的に汚泥を集約するとともに周辺環境に配慮するため、市内の各下水処理場間で送泥管のネットワークを構築する。			ハ
浸水対策事業	本市は、上町台地などの一部を除いて地域の約90%がポンプ排水に頼らなければならない雨に弱い地形となっている。本市の下水道は、面的にはほぼ100%整備され、概ね10年に1回の大雨(1時間60ミリの降雨量)を対象にさらに整備を進めているが、集中豪雨時には、今なお浸水被害が発生している。 そのため、抜本的な浸水対策として、淀の大放水路などの大規模幹線の建設や雨水ポンプ場の増設を進める。			ハ
合流式下水道の改善事業	本市の下水道は、大部分の地域が合流式下水道で整備されている。 合流式下水道は、一本の下水道管に汚水と雨水を集めて流すため、雨天時に下水水量が増加し一定量を超えると、ゴミや汚水の一部が雨水とともに公共水域(河川など)に直接放流され、水質汚濁の原因の一つになっている。 そのため、合流式下水道の改善として、降雨初期の汚れた雨水を貯留できる平成の太閤下水や雨水滞水池の建設、雨天時に高級処理する水量を増大させる処理法の導入などの対策を進める。	従事職員数が多い感がある。 民間コンサルタント又は職員OBの活用が可能と思われる。	浸水対策を例に取ると、企画・計画・設計・監督といった様々な業務を網羅的に含んでおり、各業務とも量的・質的に業務の複雑化と精度向上が求められており増加傾向にある。 現在、所管別での業務精査・分析を行っており、今後、業務の簡素化・効率化を図る観点での見直しを行う。 また、一部の設計業務等については、既に民間委託を実施している。	ハ 民間活用についての認識に触れられていない。 民間活用の可能性について検討が必要である。
下水管渠のリフレッシュ事業	本市の下水道は、早くから整備を進めてきたことにより、標準耐用年数を超えた老朽化した下水管渠を多く抱えている。これらの老朽管渠を放置しておくことは、流下能力の低下及び臭気や管内への浸入水、道路陥没の発生などの恐れがある。 そこで、下水管渠を良好かつ効率的に維持管理を行うために、これらの老朽した管渠を計画的に、また、耐震化を図りながら改築・更新を進める。			ハ
下水処理場・抽水所の覆蓋脱臭設備の整備 *平成27年度終了予定	本市の下水処理場・抽水所は建設開始時期が古く、沈砂池、水処理施設等は覆蓋や上屋等が無く、そこから発生する臭気に対する住民苦情が多く発生している。本事業はこれらの臭気発生源となっている開放型の施設に覆蓋を設置し、内部の臭気を脱臭する設備を設け臭みの無い快適な都市環境を創造するものである。			ハ
下水処理場・抽水所の機械・電気設備のリフレッシュ	公共用水域の水質保全及び浸水防除のためには、下水処理場・抽水所の老朽化により機能及び安全性、信頼性が低下した設備をリフレッシュ(改築更新)し機能及び安全性、信頼性を確保するものである。			ハ
都市計画道路の整備	都市計画道路は、都市の発展を計画的に誘導し、秩序ある市街地を形成し、合理的な土地利用を図るために必要な道路(幹線道路、補助幹線道路、歩行者専用道、特殊街路)であり、これの新設・拡幅の整備を行い、交通機能、防災機能、市街地形成機能、空間機能等を向上させるものである。	民間コンサルタント又は職員OBの活用が可能でないか。	現在の業務内容は予算管理・用地取得に伴う関係部署との調整・設計に係る関係部署との調整及び積算である。用地取得は、多くの個人情報を取り扱う業務であり加えて、権利者間の意見調整には、行政として対応が必要である。また、権利者の協力を得ることは、数年間要していることも多くあることから、民間コンサルタントには馴染まない業務である。OB職員の活用については、この業務の経験者であれば可能と思われるが、経験者は少ない。 なお、設計業務については、既に可能な限り民間コンサルタントに委託している。	ハ

事務事業の民間活用に関する市政改革室及び各局の見解

【建設局】

事務事業名	事務事業内容	市政改革室のコメント	局の考え方	局の考え方を受けての市政改革室の見解 (イ～ホの区分説明は末尾に記載)
地域高規格道路の整備 (淀川左岸線2期) *平成32年度終了予定	地域高規格道路は、都市間を連携し、60km/h以上の速度サービスを提供でき、一般道路と平面交差をしない「質の高い道路」である。この整備により、阪神高速道路網と連携した広域道路ネットワークが形成され、渋滞緩和や物流機能の向上が期待できる。	民間コンサルタント又は職員OBの活用が可能でないか。	現在の業務内容は用地取得や用地測量・調査・設計積算・関係先協議・各種調整業務であり、常に行政判断を伴う業務内容である。しかも、個人や企業との交渉において多くの個人・企業情報を取扱う業務であり、民間コンサルタントやOB職員の活用には馴染まない業務内容である。 なお、測量・調査・設計業務については、既に可能な限り民間コンサルタントに委託している。	ハ
道路と鉄道との立体交差化	連続立体交差事業は、地平を走る鉄道を高架化または地下化することにより、複数の踏切を一挙に除却し、都市内交通の円滑化を図るとともに、分断された市街地の一体化による都市の活性化を図る事業である。 単独立体交差事業は、道路と鉄道を個別に立体交差化することにより、都市内交通の円滑化を図る事業である。	民間コンサルタント又は職員OBの活用が可能でないか。	作業部分である各種業務(鉄道・道路の設計や、日照障害・電波障害等の調査など)については積極的に民間へ委託している状況である。しかしながら、事業全体を把握した上で行う各種業務(国土交通省・鉄道事業者等との協議や、予算・執行管理業務、都市計画法等の法的手続きなど)については、行政判断が必要で本市職員自らが遂行すべき事柄であるため、民間コンサルタントや職員OBを活用することができない。	ハ

市政改革室の見解における区分

- イ： 現在、民間活用が図られており、今後の拡充についても積極的な見解のもの。
- ロ： 現在は民間活用が図られていないが、今後については積極的な見解のもの。
- ハ： 現在は民間活用が図られているが、今後の拡充の余地が少ない、もしくは消極的な見解のもの。
- ニ： 現状では、民間活用について検討しがたいという見解のもの。
- ホ： 現在は民間活用が図られておらず、今後の検討の方向性も定かでない、または消極的な見解のもの。

事務事業の民間活用に関する市政改革室及び各局の見解

【港湾局】

事務事業名	事務事業内容	市政改革室のコメント	局の考え方	局の考え方を受けての市政改革室の見解 (イ～ホの区分説明は末尾に記載)
港湾労働者等福祉対策	港湾法に定める港湾管理者の業務である港湾労働者及び船員の福利厚生を推進するための施設を設置し、管理している。また、大阪港において港湾労働者・船員の福利厚生を行う公益法人と連携を図りながら、港湾労働者・船員の福利厚生を推進している。	維持管理業務の委託化の検討を要する。	当該業務は、既存の福利厚生施設の維持管理のみならず、港湾管理者として実施すべき福祉対策の企画、立案及び実施である。施設の維持管理については、船員待合所を除いてすでに大部分を公益法人に委託している一方、適切な福祉対策を実施するうえで必要となる事業主団体、労働者団体をはじめとする関係先との連絡調整を含む企画、立案業務は委託化にはなじまないと考えている。今後行われる埠頭の再編・整備と福祉対策は連動しており、これからの業務量の増加を踏まえると現状の水準は最低限維持されなければならないものと考えている。船員待合所の維持管理についても、団体調整を除く業務の大部分が、清掃委託契約事務及び光熱水費支出事務となっており、委託対象にはなり得ないと考えている。	ハ
網取事業	網取事業は、船舶が安全に離着岸できるよう補助するというポートサービス事業の一環として行っており、入港船舶が、係留施設(岸壁等)に停泊する場合、船舶を固定・安定させるロープを係留ビット(係船柱)につなぎ、また、離岸の際にロープを放す作業を行っている。	順次民営化を推進。	網取事業については、現在、まだ民間事業者による、大阪港全体を担っていく体制がない状況であるが、一部の網取事業を行っている民間事業者と協議し、移行に向け検討しているところであり、民間の実施体制に合わせて、順次、移行を図る。	イ 計画的な民間活用の推進が必要。
渡船事業(港湾局)	木津川渡船は、大正区船町1丁目と住之江区平林1丁目を結ぶ無料の渡船で、隣接する長大橋は歩行者及び自転車利用者の渡橋が困難であることから、これら市民の生活道路の一部として利用されている。利用者は歩行者及び自転車利用者に限られ、通勤、通学をはじめ市民の日常生活に不可欠な交通手段として重要な施設となっている。	企画、設計及び監督業務を除き委託化が可能と思われる。	大阪市内には8箇所の渡船場があり、そのうち7箇所については建設局が所管している。同局は、マニフェストの中で、渡船事業の効率化を図る観点から、渡船業務の民間委託化を含む管理体制の検討を掲げている。具体的には、平成22年度までに渡船業務の一部を民間委託化し、その検証結果を踏まえて、渡船業務の民間委託を具体化しようとするものである。木津川渡船においても、同局の動向を見極めながら、民間委託の具体化を検討する。	ロ 民間活用の先事例も踏まえ、具体的な検討が必要。
防潮施設の改良、補修事業	高潮や地震、津波などの災害から市民の生命・財産を守るために、老朽化した既存の防潮施設の機能維持のための点検を行い、効率的な補修等を実施する。	企画、設計及び監督業務を除き委託化が可能と思われる。	防潮堤補修は、企画、設計及び監督業務を除き委託している。鉄扉補修は、原則として企画、設計および監督業務を除き外部に発注しているが、実施においては、安全上の観点から台風時期等を避ける必要があり、年間を通じての補修ができないため、市民の生命・財産を守る重要な施設を計画的に、また迅速に補修していくため、一部直営作業による対応も実施している。	ハ 大規模災害発生時に最小限必要な直営人員数について今後明らかにする必要がある。
荷役機械の管理運営	船荷の積み下ろしを円滑に行うため、公共岸壁上に設置しているガントリークレーンなど荷役機械について、保守点検、維持補修等を行い、港湾運送事業者に施設を提供することで、大阪港の物流機能を安全かつ効率的な維持を図る。	企画、設計及び監督業務を除き委託化が可能と思われる。	当該事業において、保守点検等の管理運営については民間委託している。使用許可、使用料の調定及び徴収、油等の購入、事故等の対応、保守点検計画作成等は、大阪市としての判断が必要であることから委託化は困難であると考えられる。また、通常の補修は原則として民間に発注しているが、緊急補修については、市民と施設利用者の安全を確保するため、直営作業による迅速な対応を実施していく必要がある。	ハ 緊急に最小限必要な直営人員数について今後明らかにする必要がある。
上屋倉庫等の管理運営	海運貨物を一時保管する上屋、貨物の仕分けや一時置きを行う荷さばき地、穀物を取扱うサイロ、石炭を取扱う貯炭場といった港湾機能施設の保守点検、維持補修等を行い、港湾運送事業者に施設を提供することで、大阪港の物流機能を安全かつ効率的に維持している。	企画、設計及び監督業務を除き委託化が可能と思われる。		ハ
係留施設の維持補修	係留施設の利用者が、安全かつ円滑に荷役作業を行えるよう、岸壁・揚揚場及び棧橋等を対象にアセットマネジメントによる適正な維持管理・維持補修を行い、施設の安全性確保及び構造物の延命化等の効率化を図る。	企画、設計及び監督業務を除き委託化が可能と思われる。	係留施設の維持補修については、ライフサイクルコストの最小化を図るため予防保全型のアセットマネジメントを活用すべく現在アセットに必要な詳細調査を実施している。今後調査結果を元に補修計画を立て、補修工事を従来どおり外部に発注していくが、事故等に伴う緊急・応急の補修については迅速な対応が求められるため直営にて実施する必要がある。	ハ 緊急に最小限必要な直営人員数について今後明らかにする必要がある。
所管土地の管理	在来臨海部に位置する普通財産(約247万平方メートル)については、港湾運送事業、倉庫業、各種臨海工場等の港湾関連企業等に貸し付けており、これらの市有地をその歴史的沿革を考慮しつつ大阪港の開発発展、活性化、港湾の機能増進、港湾の効率的利用及び臨海地域の活性化を増大させ、ひいては大阪経済の発展と住民の福祉向上に資するよう検討し、管理を行っている。	財産活用担当における従事職員数に多い感がある。事業効果にみあった人員配置の検討を要する。測量、境界明示業務は委託化。	管理用フェンスの補修等に関する業務については、状況により、順次、民間委託への移行を検討する。臨海地域活性化室・財産活用担当における職員の配置状況については、職員1人あたり約11万平方メートルといった広範囲な管理面積に対し、単に表面上の管理を行うだけでなく、多種多様な業務内容に従事するとともに、職員数の不足を超過勤務により補っている状況にある。このことから、過大な職員数の配置とは言えないものと考えられる。測量、境界明示業務については、業務全般にわたってそのあり方を見つめ直し、官民の役割分担や公共事業としての必要性・効率性等を精査のうえ、業務見直しを実施する。	ロ 両事業一元化の上、測量業務をはじめ、民間活用の拡大についての検討が求められる。
不法占拠の処理	自己の権原に基づかないで局所管財産を使用・占用されることは、市有財産本来の使用目的が妨げられ、土地の利用計画等に支障をきたすため、不法占拠物件を早期に発見・処理し、適正管理を図る。			ホ
南港ポートタウン住環境維持業務	南港ポートタウンは、まちびらき以来、域内への車の乗り入れ規制を実施し、安全で快適な居住環境の維持保全に努めている。この規制が適正かつ円滑に行われるよう通行許可を受けた一部の車と許可のない車を適切に案内誘導するとともに、本規制に関する住民等への啓発、関係機関との連絡調整を行う。	従事職員数に多い感がある。埠頭公社への委託範囲の拡大の検討を要する。	南港ポートタウンに関する業務全体の見直しの中で、本件業務における業務体制、委託範囲を検討する。南港ポートタウン内の街路灯等各種電気設備は市民生活の利便性・安全性確保のための必要不可欠のものがあり、緊急対応措置、復旧業務、異常個所の調査・点検・補修等の緊急を要する業務など、市民サービスを低下させないために今後も直営で取り組んでいく必要がある。ポートタウン住環境維持業務に関しては、ポートタウン駐車場の管理とともに、ポートタウン夜間応急診療所の民間への移行業務も含めた業務を行うものである。	ハ 街路灯等各種電気設備の緊急対応措置等の業務を今後も直営で実施しなければならないという理由が明確でない。市民サービスを低下させることなく民間活用する方策の検討が必要である。
臨港緑地等の維持管理	臨港緑地等における清掃、警備、建物修繕、直営による樹木剪定、除草、灌水等を行う。	企画、設計及び監督業務を除き委託化が可能と思われる。	「大阪市政改革マニフェストに基づく新しい行財政改革計画」に基づき、臨海部における基盤施設(道路・橋梁、下水道、緑地)管理については、一元化すべく関係局等と協議している。	ハ 一元化の協議は重要であるが、維持管理は民間活用可能と考えられるので、これを理由に委託化の進捗が疎かにならないよう、鋭意検討を進める必要がある。
臨港道路の維持管理	安全で快適な移動空間を確保するため、臨港道路の維持管理を図ることにより、安全な通行空間の維持を効率的に行う。	企画、設計及び監督業務を除き委託化が可能と思われる。		ハ

事務事業の民間活用に関する市政改革室及び各局の見解

【港湾局】

事務事業名	事務事業内容	市政改革室のコメント	局の考え方	局の考え方を受けての市政改革室の見解 (イ～ホの区分説明は末尾に記載)
夢舞大橋維持管理業務	良好な施設の維持管理を行うことにより、臨海部と都心をネットワークで結ぶ公共アクセスの機能を保持するとともに、大阪港主航路が航行不能時の代替航路を確保するため、本橋の可動橋施設の効率的な機能保持に努める。	企画、設計及び監督業務を除き委託化が可能と思われる。	「大阪市政改革マニフェストに基づく新しい行財政改革計画」に基づき、臨海部における基盤施設(道路・橋梁、下水道、緑地)管理については、一元化すべく関係局等と協議している。	ハ
ペDESTリアンデッキの維持管理業務	歩行者専用アクセス通路を、安全で快適に通行できるように日常的な維持管理を行うことにより、効率的な施設管理を行っている。	企画、設計及び監督業務を除き委託化が可能と思われる。		ハ
市内河川埋没調査	市内4河川の下流域は港湾・河川の重複区域で船舶による港湾活動が活発に行われている。そのため、河川上流から流入する堆積土砂が浅くなる。航行船舶の安全確保するとともに水深を確保する責務があり、埋没調査を行い、その結果岸壁や護岸、航路の維持浚渫を実施している。	企画、設計及び監督業務を除き委託化が可能と思われる。	港湾法12条2項「港湾区域及び港務局の管理する港湾施設を良好な状態に維持すること」に基づき、直営による測量専用船で大阪港内5河川及び南港水路の埋没状況調査を実施している。本調査は、直営で実施している深浅測量業務等の実施部隊が2年に1回実施していたもので、20年度予算から3年に1回の実施へと見直すものとする。	ホ
電気設備維持管理業務の一部民間委託化	直営で実施している電気設備維持管理業務のうち、道路緑地照明他球替業務、受変電設備定期点検業務、電気工作物絶縁抵抗測定業務の3業務を民間委託化する。	民間委託化の拡大を要する。今年度における委託化により発生した効果はなにか。	民間委託化を行った結果、技能職員19名を14名に削減した。また、約4,400千円(試算)の削減見込みである。 なお今後は、多種多様かつ膨大な既存施設の老朽化が進むなか、電気設備の異常時には港湾活動に重大な影響を及ぼすことから、緊急対応措置、復旧業務、異常個所の調査・点検・補修業務など不特定、不定量、不規則な小規模補修及び電気事業法の主旨に基づく自主保安体制(機能保持と保安確保)により施設管理者の管理責任が伴う施設(上屋施設、局事業所など)に付帯する電気設備等の維持管理業務については引き続き直営で取組んでいく。	ハ
港湾鋼構造物現況把握調査	港湾鋼構造物は常に海水に接し、過酷な環境下であり、激しい腐食を示す。そのため、定期的に点検・調査を行い、構造物の劣化度を定期的に把握し、維持管理の基礎資料を得る。また、コンクリート構造物では現況把握調査を行い、背後地の陥没等の危険を事前に予測するなど、適切な維持管理を図る。	企画、設計及び監督業務を除き委託化が可能と思われる。	港湾法12条2項「港湾区域及び港務局の管理する港湾施設を良好な状態に維持すること」に基づき、業務を行っている。本業務は、総延長約110Km(鋼構造物約74Km)にも及ぶ港湾施設の構造上の安全度を知る重要な調査であり、信頼のおける調査データが必要である。調査は、水中部で実施することから監理監督者が調査内容を直接確認できないため、民間委託にはなじまない。また、緊急を要する調査に対応し、構造物の背後が陥没する事故等の危険性に対する予測も必要であるため、直営で実施する必要がある。	ホ
水域施設の管理運営	船舶が航行、停泊、荷役のために利用する水面である「航路」、「泊地」、「船だまり」の管理をいう。水域の秩序の維持、航行航路の安全を確保するため、所定水深の確保等を行う事務である。	水深測量及び沈船・車撤去作業の委託化が可能と思われる。	水域施設の管理運営については、船舶が航行、停泊するために利用する水面である「航路、泊地、船だまり」の管理であり、水域秩序の維持、航行安全を確保するため、無線電話を利用した通信業務委託や所定水深の確保等を行う業務を行っている。 管理業務の一つである水深測量については、港湾法12条2項「港湾区域及び港務局の管理する港湾施設を良好な状態に維持すること」に基づき、海上保安庁の海図補正や航路、泊地、船だまり等水域の安全確保のため実施している。 特に、岸壁前など常時船舶が利用する水域に関しては、車両や貨物の転落があった場合、早急な使用可否確認が必要であり、港湾管理者として確実に対応できる体制が不可欠となっている。また、航路障害物についても航行安全のため、同様の対応が必要である。 大阪港においては、測量専用船により専門的に水深測量を行っている民間事業者がおらず、また、即応性が求められる本業務については、民間委託はなじまない。水深測量業務については、年間の実施件数は10～15件と比較的少なく、他の水域施設の維持管理業務と複合的に実施している現行の体制が合理的である。 沈船・車撤去作業については、他の水中障害物も同様であるが、基本的には原因者の責任において撤去させている。当局が実施しているのは、原因者が不明で海上保安庁の指示により航路確保が必要な場合や岸壁前等、緊急的な処理が必要な場合で、当局が港湾施設の維持管理業務のために保有している機材で対応可能な比較的小規模のものである。このような海上作業を民間に委託するには、測量船・潜水士船を含めた機材の確保や準備等に時間を要することから合理的ではない。直営で対応する場合は、他の業務で使用している船舶を活用することにより、臨機応変な作業が可能であり、効率的に実施できている。	二
咲洲地区(コスモスクエア地区等)内の基盤整備	土地利用の進捗に合わせた道路、インフラ等の基盤整備のための予算確保、基盤整備のための各種調整。	従事職員数に多い感がある。企画及び設計業務での民間コンサル活用による要員見直しを要する。	・コスモスクエア地区だけでなく、咲洲約1,000haを対象とした業務であり、新設だけでなく、既設の改良・補修・日常の維持管理も含めての人員であり、決して多くはない。 ・また、警察等の関係機関との協議・調整については、道路管理者としての施策的判断が必要な業務であり、民間には委託できない。	ホ
舞洲基盤整備等	・舞洲における道路等の基盤整備の充実にかかる予算確保等の各種調整。 ・舞洲への進出事業者や立地事業者との連絡・調整。 ・舞洲の開発に関する企画・調査などを実施。	従事職員数に多い感がある。企画及び設計業務での民間コンサル活用による要員見直しを要する。	・舞洲約224haを対象とした業務であり、新設だけでなく、既設の改良・補修・日常の維持管理も含めての人員であり、決して多くはない。 ・また、警察等の関係機関との協議・調整については、道路管理者としての施策的判断が必要な業務であり、民間には委託できない。	ハ
東南海・南海地震に対する地震・津波対策の充実、推進(旧名称「堤防施設の耐震強化」) *平成22年度終了予定	近年、東南海・南海地震への対策が急務となっているため、低地盤且つ人口密集地である地区を優先にハード対策として、地震や高潮、津波などの災害から市民の生命・財産を守るために、防潮堤の耐震補強や防潮扉の電動化を推進している。また、ハード整備とソフト対策を一体的に行う総合的な減災対策を推進するために大阪湾地震・津波対策検討委員会等を設立し、関係機関や港湾関連業者、地域住民が連携した防災、減災体制の構築を進める。	従事職員数に多い感がある。企画及び設計業務での民間コンサル活用による要員見直しを要する。	地震・津波対策におけるハード整備について国庫補助事業で行っており、事業計画にあたっては国土交通省との綿密な調整が必要である。また、当該事業は背後が低地盤で人口密集地に隣接した場所での事業であり、事業計画・実施に際して、地域住民、関係する水面利用者や背後地権者等の地元関係者との綿密な事前調整や工程調整が必要である。このため、一定の従事する職員数が必要である。	ハ

事務事業の民間活用に関する市政改革室及び各局の見解

【港湾局】

事務事業名	事務事業内容	市政改革室のコメント	局の考え方	局の考え方を受けての市政改革室の見解 (イ～ホの区分説明は末尾に記載)	
臨海部における道路・橋梁等の耐震強化	大規模地震が発生した場合、住民の避難や物資の緊急輸送等の供するため、地域防災計画に位置付けられている臨海部と背後都市圏を結ぶ緊急交通路における橋梁の耐震強化を図るとともに、車両の大型化対応や耐久性向上のための補強工事を実施する。	従事職員数に多い感がある。企画及び設計業務での民間コンサル活用による要員見直しを要する。	・道路・橋梁の耐震強化は公共施設としての重要度が高く、民間コンサルの活用には限界がある。企画及び設計業務において民間コンサルを活用したとしても、コンサルとの調整やコンサルからの報告に対して整備方針を決め、国等の関係者との調整などの業務が必要である。	ハ	民間コンサルの活用により、本市体制のスリム化を図れないか検討する必要がある。
港湾コンクリート構造物現況把握調査業務	港湾コンクリート構造物は厳しい海洋環境下であり、腐食や劣化等による機能低下や施設の損傷による人身事故の発生につながる恐れがあるので、早期の発見が必要となる。そのためには、長期的な維持更新計画を早急に策定し、それに基づき点検・調査を継続的に行う必要がある。本事業は、この計画策定に必要な情報として、建設後ある一定経過した構造物の現況把握調査を行い、現在の状態を確認するものである。	企画、設計及び監督業務を除き委託が可能と思われる。現行における、年間調査件数及び全体の調査スケジュールを明らかにすること。	市民の生命・財産を守るため公が責任を持って管理しなければならない防潮堤防や係留施設及び外郭施設については日常巡視や定期点検は欠かすことができないので一定要員にて継続実施する。調査スケジュールは、全施設を2年かけて点検し、毎年全施設の概略調査と防潮堤防の詳細調査を1年で行う。次年度でその他施設(岸壁・物揚場・護岸・防波堤等)の詳細調査を実施する。年間調査件数は2件。	ホ	施設の日常巡視や定期点検業務は、市職員でなければできない業務とは思われない。民間委託化を検討すべきである。

市政改革室の見解における区分

- イ： 現在、民間活用が図られており、今後の拡充についても積極的な見解のもの。
- ロ： 現在は民間活用が図られていないが、今後については積極的な見解のもの。
- ハ： 現在は民間活用が図られているが、今後の拡充の余地が少ない、もしくは消極的な見解のもの。
- ニ： 現状では、民間活用について検討しがたいという見解のもの。
- ホ： 現在は民間活用が図られておらず、今後の検討の方向性も定かでない、または消極的な見解のもの。

事務事業の民間活用に関する市政改革室及び各局の見解

【収入役室】

事務事業名	事務事業内容	市政改革室のコメント	局の考え方	局の考え方を受けての市政改革室の見解 (イ～ホの区分説明は末尾に記載)	
統括用品の調達事務	収入役室で、各所属が共通して使用する物品を集中して購入を行っている。	事業の集約化、民間委託化。	総務事務センターにおける共通管理業務集約化の検討課題として、文房具等共通物品の集中処理を検討中。	□	
会計事務の実地調査、指導・研修	正確で適正な会計事務の確保のため、各所属へ出向き、帳簿や出納証書類などの現物等の調査を行う。4年程度で全所属を対象とする。また、出納員等を対象とした「審査事務研修」及び「会計事務担当者研修」を実施する。さらに、会計検査機能の強化の一環として、各所属に対して「公金支出に係る抜打ちの内部監察」を実施する。	研修については民間活用を検討できないか。	業務のうち時間的に圧倒的に大きな割合を占めているのは、会計規則第112条の3等に基づく収入役権限による実地調査であり、研修のみを切取って民間活用したところで、見直し効果は出せない。また、この研修は実地調査の結果を踏まえ、支出命令書の審査事例にも連携する実践的な内容であり、実地調査と密接不可分であること、さらに財務会計システムによる会計処理を把握している必要があることなどからも研修を民間委託するのは得策でないと考える。	二	

市政改革室の見解における区分

- イ： 現在、民間活用が図られており、今後の拡充についても積極的な見解のもの。
- ロ： 現在は民間活用が図られていないが、今後については積極的な見解のもの。
- ハ： 現在は民間活用が図られているが、今後の拡充の余地が少ない、もしくは消極的な見解のもの。
- ニ： 現状では、民間活用について検討しがたいという見解のもの。
- ホ： 現在は民間活用が図られておらず、今後の検討の方向性も定かでない、または消極的な見解のもの。

事務事業の民間活用に関する市政改革室及び各局の見解

【消防局】

事務事業名	事務事業内容	市政改革室のコメント	局の考え方	局の考え方を受けての市政改革室の見解 (イ～ホの区分説明は末尾に記載)	
住宅用火災警報器の設置促進	消防法の改正に基づく火災予防条例の改正が行われ、住宅用火災警報器の設置が義務化され、平成23年5月31日までに設置しなければならないこととなった。住宅火災の危険性、住宅用火災警報器の効果、併せて住宅用火災警報器の不適切販売の防止などについて広く広報し、住宅火災による死者発生防止に効果がある住宅用火災警報器の設置促進に重点を置いた住宅防火対策を推進する。	広く市民を対象とした予防啓発業務には、民間活用(市場化テスト含む)できないか。民間不可の場合も消防振興協会への委託はできないか。	<p>住宅用火災警報器の設置は、消防法及び大阪市火災予防条例に基づき設置しなければならないものであり、その設置促進については、住宅火災による死者の低減を主眼に、総務省消防庁を筆頭に、全国的に推進、取り組んでいるものである。</p> <p>本市の設置促進の取り組みについては、①地域ぐるみによる共同購入の推進、②消防職員(予防・警防の両面)が一丸となった立入検査及び防火指導による設置促進、など消防行政自らが主体となって直接的な取り組みを粘り強く続けることではじめて効果が発揮できるものと考えている。</p> <p>また、当該業務は災害出場に備える警防要員(消防隊)及び防火対象物の立入検査指導等法に基づく予防行政を行う予防要員により実施・推進されており、当該設置促進業務の全面的又は一部民間等委託は、新たな経費を伴うなど費用対効果の面からも難しいものと考えている。</p> <p>なお、民間等との協働・活用については、行政機関、関係業界、団体及び市民の代表により組織・運営する「大阪市住宅防火対策推進協議会」を設置し、住宅防火展の開催、民間職員との合同住宅防火訪問の実施、啓発用リーフレット・啓発品の作成、配布を行っている。</p> <p>さらには(財)大阪市消防振興協会の協力を得て市立図書館で住宅用火災警報器の設置を呼びかけるブックカバーを作成・配布するなど効率的・効果的な事業推進を図っている。</p>	ホ	現在の取組で十分に効果(警報機の普及)があがっているのか。もし十分といえないのであれば、当該業務の使命の重要性に鑑み、民間活用も含め、確実に効果を生み出す業務手法を考えなければならないのではないかと。なお、当該業務を現に警防要員及び予防要員が実施していること自体は民間活用不可の理由にならない。
放火防止対策の推進	大阪市内で発生する火災の出火原因は、31年連続で放火(疑いを含む)がトップであり、市内のどの地域でも放火被害を受ける可能性があるため、平常時の一般的な啓発として、広く市民に対し放火されない環境づくりを訴えるとともに、放火が多発し、あるいは連続放火が発生している地域においては、地域住民と一体となった重点的な放火防止対策を地域実情に応じて実施する。平常時の具体的事業としては、ポスター掲示、チラシ配付、スポット啓発ビデオの映画館、街頭ビジョンでの放映等を実施している。	広く市民を対象とした予防啓発業務には、民間活用(市場化テスト含む)できないか。民間不可の場合も消防振興協会への委託はできないか。	<p>放火防止対策の推進については、全国的にも放火火災が出火原因の第1位であり、放火火災の撲滅に向け、総務省消防庁を筆頭に、全国の消防本部で推進、取り組んでいる。</p> <p>本市の放火防止対策については、①放火火災や連続放火火災の現状分析、②それを踏まえた講ずべき対策の検討・取組み、③各区に設置の「放火防止対策連絡協議会」の活用による円滑、効果的な対策促進、④放火監視機器の設置促進など、各消防署が一つの単位として直接的に地域と連携し、それぞれの地域実情に応じた放火防止対策を早期かつ継続的に行うことで放火されない環境づくりと放火防止への効果が発揮できるものであり、消防行政自らが主体となって行うべきものと考えている。</p> <p>また、当該業務は災害出場に備える警防要員(消防隊)及び防火対象物の立入検査指導等法に基づく予防行政を行う予防要員により実施・推進されており、当該放火防止対策推進業務の全面的又は一部民間等委託は、新たな経費を伴うなど費用対効果の面からも難しいものと考えている。</p> <p>なお、民間等との協働・活用については、行政機関、関係業界、団体及び市民の代表により組織・運営する「大阪市住宅防火対策推進協議会」において、放火防止にかかる啓発用リーフレット等を作成・配布している。また、放火防止啓発用のスポット映像を映画館や街頭ビジョンで民間の協力を得て無償で放映している。</p> <p>さらに、大阪市消防振興協会の協力を得て市立図書館で放火防止を呼びかけるブックカバーを作成・配布するなど効率的・効果的な事業推進を図っている。</p>	ホ	当該業務を現に警防要員及び予防要員が実施していること自体は民間活用不可の理由にならない。民間活用も含め、更なる効果的、効率的な取組が求められる。
消防防災研究	複雑多様化する火災原因を科学的に解明し、内容を幅広く職員に周知し、火災原因の究明向上を図るほか、危険物確認試験を行う。	試験業務は外部化できないか	<p>・火災原因調査及び火災予防上必要な資料得るために必要な、極めて公益性の高い要件を満たす危険物確認試験についてのみ行政実施とすることについて検討中。</p> <p>・現在、消防防災研究のより効果的な運用体制について検討中である。</p>	□	

市政改革室の見解における区分

- イ： 現在、民間活用が図られており、今後の拡充についても積極的な見解のもの。
- ロ： 現在は民間活用が図られていないが、今後については積極的な見解のもの。
- ハ： 現在は民間活用が図られているが、今後の拡充の余地が少ない、もしくは消極的な見解のもの。
- ニ： 現状では、民間活用について検討しがたいという見解のもの。
- ホ： 現在は民間活用が図られておらず、今後の検討の方向性も定かでない、または消極的な見解のもの。

事務事業の民間活用に関する市政改革室及び各局の見解

【教育委員会事務局】

事務事業名	事務事業内容	市政改革室のコメント	局の考え方	局の考え方を受けての市政改革室の見解 (イ～ホの区分説明は末尾に記載)	
図書館間図書搬送システム	中央図書館を基点に搬送車5台で市立図書館24館の相互貸借資料や事業用の資料、物品等の物流を担っている。	民間委託できないか。	民間への業務委託を行うことで人件費を抑制し、より効率的な図書館運営を図る。	□	
自動車文庫事業	市民への図書館サービスの公平性を担保するため、図書館から離れた地域の市民に、自動車文庫車2台で月に1回巡回し図書館サービスを行っている。	運行業務は将来的には民間委託できないか。	20年度から民間企業に業務委託を行うことで人件費を抑制し、ステーションの増設など市民サービス向上を図る。	□	
地域の読書環境整備事業	保育所・幼稚園、高齢者福祉施設(特別養護老人ホーム等)の在園・入所者に図書の団体貸出を行っている。また、読書支援ボランティアを養成し、各施設にボランティアを派遣して、保育所・幼稚園の乳幼児への絵本の読み聞かせや高齢者福祉施設での入所者への図書の貸出などを行っている。	運行業務は将来的には民間委託できないか。	民間への業務委託を行うことで人件費を抑制し、より効率的な図書館運営を図る。	□	
学校園の環境整備等の充実に関する業務	児童・生徒がより充実した教育を受けられるよう、効率的な教育施設・設備等の整備及び安全管理を徹底する。まず、学校業務サービスセンターを設置し、各種行政機関と各校園間の文書等を正確かつ迅速に搬送している。また、教育施設・設備の整備のため、校園管轄園芸事務所を設置し、迅速かつ効率的に対応している。また、運送や作業で校園に赴く際には、車両にパトロールステッカーを添付し、腕章を着用して校園と連携して校園内外の巡視を行い、夜間には機械警備を実施して、侵入者を防止し、安全な施設の維持管理を行っている。	教材等搬送業務、校園管轄業務等管理作業員業務は民間委託できないか。	教材等運搬業務については、単に物品の運搬業務を行っているのではなく、年間約500万件に及び多種多様な大量の児童生徒、教職員の教育活動にかかる教材教具及び個人情報を含む資料等の教育委員会及び学校間の相互交換を実施しており、教育活動に密接に関わっている。また、教職員の業務負担軽減効果や、校園の行政財産の共有化による経済性を高める効果もある。また、教育委員会においては、すでにこれらの業務について学校教育への影響を最小限に抑制することを第一に考慮しながら、平成21年度末に実施される学校園のITシステム導入にあわせて業務の整理をはかり、効率的・効果的かつ低コスト化による民間委託を円滑に実施することとしている。 校園管轄業務については、学校園単独では実施することの難しい全市520校園に及び大量の施設・設備の補修・保全業務を担当しており、また集中管理することでの経済効果を高めている。近年は、学校園からの子どもの安全対策上必要な緊急補修や安全点検業務への要請も増大しており、あわせて実施している。 今後は、市政改革教育長マニフェストによる6か年間の退職不補充による見直しを着実に実施していくとともに、民間委託やOB化を進め、業務内容についても、より児童生徒及び施設・設備の安全対策に重点をおいた業務へと精査していく。	□	どの程度まで民間委託化を進めようとしているのかが明確でないが、管理作業員の人員規模の大きさに鑑み、現マニフェストの取組期間後も見据えた、効率的執行体制の確立に向けた計画的な取組の検討が必要である。
音楽堂貸し出し事業	各種コンサート等のための会場及び各種音楽団体の練習の場を廉価で提供することにより、音楽を聴く楽しみ、演奏する喜びの場として活用する機会を増やしていく。	指定管理あるいは利用促進・受付業務等の民間委託、ネーミングライツ等が検討できないか。	音楽堂については、指定管理者制度の導入を検討してきたが、屋外施設であるため、供用に関して騒音規制や季節・天候による利用条件の制限など、運営に関して制約があることから、民間事業者等が指定管理者になることは有益性や施設運営の責任制の面から困難であると推測できる。さらに、指定管理者制度を導入するには、その前段で(単年度で)ハード面の改修に多額の経費を投入する必要があるため、費用対効果の側面からも課題がある。このため指定管理者制度のみならず、業務委託等の手法を活用し、音楽堂の利用のある場合に限り管理を民間委託するなど、効率的な運営方策について、多角的に検討を行っているところである。ネーミングライツに関しては今後検討していくが、年間95,000人の観客数なので応募の見込みがないと思われる。	□	
図書館情報ネットワークシステム事業	第1期システムでは、市立全館オンラインシステムによる業務処理システム、書誌情報、施設・事業案内情報、イメージ情報等の提供サービスを行ってきた。移行再構築システムでは、利用状況確認などの音声応答サービスを開始し、インターネットからの貸出予約や事業参加予約機能、並びに障害者サービス登録者用蔵書検索システムの提供を追加、また、携帯電話対応版ホームページを開設するなど、情報提供の拡充を図った。さらに効率的な業務システムの改善および情報提供サービスの拡充を行い、市民サービスの向上を目指す。	企画業務以外は、一層の民間委託を図るべき。(データベース拡充、情報提供サービス内容充実等の人員に多い感あり)	図書館情報ネットワークシステム事業は、平成元年に開発着手し、8年7月中央図書館開館時に市立図書館24館を結ぶ全館オンラインシステムとして本稼動した。システム化は、その効果としての図書館業務全般に亘る効率化・迅速化や情報提供機能の充実などを企図している。市立図書館24館全館オンラインシステムによる業務処理システム、書誌情報、イメージ情報等の提供サービス、音声応答サービス、インターネットからの貸出予約や事業参加予約機能、並びに障害者サービス登録者用蔵書検索システムの提供、携帯電話対応版ホームページ開設など、24時間市民へ多様な情報提供サービスを行っており、中央図書館情報システム担当がその実施に当たっている。事業の詳細は以下のとおりである。 1. 図書館情報ネットワークシステム事業開発企画・調整 図書館業務システムの企画調整、IT技術動向の調査・研究、次期システムに向けた開発企画・調整の実施。 2. 図書館情報ネットワークシステム事業の運用・保守管理 図書館独自のネットワーク基盤の監視・運用管理にあたり、システムの安定稼働を図る。 3. ネットワーク関連予算執行管理、契約事務 機器賃貸借料・保守委託料、商用データベース使用料、機器関連消耗品費等多岐に渡る内容について、公平性・透明性を確保して計画的に予算執行、契約事務にあたる。 4. データ保護、セキュリティ保持 ・17年度実施の情報セキュリティ監査に伴う運用管理体制・改善点指摘事項について、本市情報セキュリティポリシーや情報セキュリティ実施手順に準拠したセキュリティ対策を継続して実施。 ・窓口等業務民間委託化に伴う業務システムの受託業者責任者への研修 ・業務システム・情報提供システムのセキュリティ監視 5. ホームページ等の運用管理、他のネットワークとの連携 ・コンテンツの豊富化及び随時の内容更新 ・職員の業務情報や業務用ツールの共有化のためのイントラネットの運用管理 ・学校連携ホームページの運用管理 ・国立国会図書館総合目録ネットワークとの連携・企画調整 システム運用保守及びサーバ機器等の保守など委託可能なものは民間委託している。 10年度に実施した本市のシステムアセスメント(運用)で、システム運用体制等において「適切」と評価されており、また上記事務事業内容から妥当な人数配置と考える。	ハ	人的資源の有効活用の観点から、市職員でなくともできる業務がないのか再点検し、民間活用による一層の効率化の検討が求められる。
中央図書館の機能充実	大阪市民及び市内通勤、通学者が心豊かに文化的な生活をおくれるよう、中央図書館は生涯学習の基盤施設として学習・文化活動に必要な資料・情報を提供している。市民の多様な高度化する情報ニーズに応え、地域課題の解決や経済・文化の活性化に貢献するため高度な情報サービスを提供するとともに、子どもの豊かな心や創造力を育む読書活動の推進施策を展開している。	更なる民間委託ができないか。将来的には指定管理者導入の検討も。	平成19年度より窓口業務等定型的業務の民間事業者委託を実施。今後、調査・情報サービスの高度化、学校や地域、市民との連携による子どもの読書活動推進等の教育施策や事業に関わる専門業務に専念できる体制とする。また、図書館は公共性・公益性の高い教育機関であり、民間による包括的な事業運営になじみにくいため、本市レベルの高度な図書館サービスを安定的、継続的に供給できる民間市場が形成されていない。また市民ニーズに基づく公平で中立的な選書や高度な調査相談・情報サービス等に対応する専門職員は長期的な養成が必要であるなど、図書館への指定管理者制度導入については現時点では困難。	ハ	
地域図書館(23館)の機能充実	大阪市民及び市内通勤、通学者が心豊かに文化的な生活をおくれるよう、地域の総合的な資料・情報センターとして学習・文化活動に必要な資料・情報を提供している。また、学校・学校図書館への支援や保健福祉センターと連携してのブックスタート事業等市民ボランティアとの協働による子どもの読書活動推進活動を実施している。	更なる民間委託ができないか。将来的には指定管理者導入の検討も。	平成19年度より窓口業務等定型的業務の民間事業者委託を実施。21年度に全館委託化し、22年度までに地域図書館の司書職員を46人に削減する。今後、調査・情報サービスの高度化、学校や地域、市民との連携による子どもの読書活動推進等の教育施策や事業に関わる専門業務に専念できる体制とする。また、図書館は公共性・公益性の高い教育機関であり、民間による包括的な事業運営になじみにくいため、本市レベルの高度な図書館サービスを安定的、継続的に供給できる民間市場が形成されていない。また市民ニーズに基づく公平で中立的な選書や高度な調査相談・情報サービス等に対応する専門職員は長期的な養成が必要であるなど、図書館への指定管理者制度導入については現時点では困難。	ハ	



事務事業の民間活用に関する市政改革室及び各局の見解

【教育委員会事務局】

事務事業名	事務事業内容	市政改革室のコメント	局の考え方	局の考え方を受けての市政改革室の見解 (イ～ホの区分説明は末尾に記載)
情報教育研究事業	教職員対象の情報教育に関する実技研修用の研修室の整備と、校長対象と教職員対象の情報モラル研修を実施する。	研修実施は民間委託できないか。	情報モラル研修は、内容の企画や講師の選定・打合せをセンターの職員が担当している。研修当日は、講師依頼した大学教員等が実際の研修を実施している。	ホ 19年度から民間委託されている「情報教育推進事業(研修)」とあわせるなど、包括的な民間活用を検討する必要がある。
進路選択支援事業	子どもたちが経済的理由により進学を断念することがないように、奨学金制度の積極的活用を図るため、各種奨学金制度の情報提供及び各種奨学金の相談に応じ、助言・援助を行い、積極的に奨学金制度を活用し、進学するなど、自らの能力や適正等にあった進路を主体的に選択できるよう支援を行なう。学校における奨学金教育の充実を目指して進路教材を用いての指導の充実を図る。	民間委託もしくは学校の先生が実施するべきでは。	市民を対象とした相談活動が中心の事業であり相談内容によっては継続的な対応が必要となる。また各学校・区役所との連携だけでなく、他の奨学金等事業の実施団体との連携も必要となるため、年度によって委託先が変わる入札・プロポーザル方式は不適当であり、市が直接事業を執行している。大阪府・各市町村も同様に奨学金等相談窓口を設置している。	ホ 年度により委託先が変わるという継続性の課題については、複数年契約の検討もありうるのではないかと考える。
音楽団事務所の管理事務	音楽団事務所、音楽堂の建物、設備維持管理事務等。	民間委託できないか。	音楽団事務所は音楽堂の管理棟であると同時に音楽団の拠点施設となっている。音楽団は施設ではなく合奏体であり、音楽士(職員)の集合体であるため、そのものを自体を委託することはメリットがないため直営としている。これら音楽士等の日常の人事管理や関連業務を司っているのが庶務部門であるが、本課との連絡調整をはじめ直営職員に関わる関連業務を民間に委ねることは事務執行上の問題や組織運営の観点から困難であると考えられる。	ホ 庶務業務の中には民間活用可能な業務もある。全面的な民間活用ができないなら、切り出し可能業務を外注する場合と現状とのコスト比較が必要である。
中央図書館施設管理業務	中央図書館のストックマネジメント 施設利用者の安全の確保、快適性の維持、市民の財産の適正な管理を効率的に行う。 (1) 建築物及び建築設備等に係る法律の遵守のための体制維持 (2) 建築設備等の点検・保守・整備 (3) 建築設備等の効率的な運用	民間委託できないか。	技術的管理については、中央図書館と地域図書館23館に対して、1号職員1名、2号職員4名体制で、電気、機械、建築(営繕)、防災と幅広い分野に対応している。また、他の業務の職員と連携するシステム構築を行いながら運用していることから、部分的な民間委託は適さないと考えられる。	ホ 他業務の職員との連携に関しては、市職員が間に立ってコントロールすれば可能と思われる。切り出している民間委託を検討する必要がある。
地域図書館施設管理業務	地域図書館(23館)のストックマネジメント 施設利用者の安全の確保、快適性の維持、市民の財産の適正な管理を効率的に行う。 (1) 建築物及び建築設備等に係る法律の遵守のための体制維持 (2) 建築設備等の点検・保守・整備 (3) 建築設備等の効率的な運用	民間委託できないか。	技術的管理については、中央図書館と地域図書館23館に対して、1号職員1名、2号職員4名体制で、電気、機械、建築(営繕)、防災と幅広い分野に対応している。また、他の業務の職員と連携するシステム構築を行いながら運用していることから、部分的な民間委託は適さないと考えられる。	ホ 他業務の職員との連携に関しては、市職員がコントロールすれば可能と思われる。切り出している民間委託を検討する必要がある。
サービス事業(中央)	連続講座、国際交流フォーラム、子どもの日記念事業や図書館フェスティバル、読書感想文コンクール表彰式等の行事を企画・実施・情報発信することにより、生涯学習の基盤施設である図書館への市民の関心を高め、読書普及や図書館利用を促進している。また、読書啓発活動の一環として子ども向け推薦図書冊子「子どものほんだな」を発行している。	企画立案以外の普及啓発イベント実施等民間委託できないか。	イベントの大部分が子供向けの催しであり、その多くが読書支援ボランティアによるものである。読書支援ボランティアは、図書館が実施した養成講座の受講者であり、絵本に関する情報提供や活動場所の提供等、さまざまな側面支援を行っている。催しの企画・立案・実施にあたっては、読書支援ボランティアとの協力が不可欠であり、民間委託は困難。	ホ 他自治体では、指定管理者に事業運営を代行させている事例もあり、イベント業務だけでなく、民間活用の可能性について検討すべきである。
サービス事業(地域)	子ども会、子どもの日記念事業等の行事を企画・実施・情報発信することにより、地域の総合的な資料・情報センターである図書館への市民の関心を高め、読書普及や図書館利用を促進している。	企画立案以外の普及啓発イベント実施等民間委託できないか。	イベントの大部分が子供向けの催しであり、その多くが読書支援ボランティアによるものである。読書支援ボランティアは、図書館が実施した養成講座の受講者であり、絵本に関する情報提供や活動場所の提供等、さまざまな側面支援を行っている。催しの企画・立案・実施にあたっては、読書支援ボランティアとの協力が不可欠であり、民間委託は困難。	ホ
社会教育施設等の電気・機械設備保安事務	教育委員会自家用電気工作物保安規程に基づく電気主任技術者業務と社会教育施設等の電気・機械設備保安管理業務をしている。	施設巡回などは民間委託できないか。	各施設の電気・機械設備の保安業務は、巡回点検に止まらず、施設・設備の状態確認を基に、改修・補修等の保全計画の立案や実施を行うことであり、業者の点検報告のみに判断を委ねるだけでない。よって、施設巡回等を民間委託化することは適切でない。	ホ 局認識での懸念は、契約内容の工夫や整理を確実にすることにより除外できると思われる。改修・補修等の保全計画の立案は市職員がするとして、巡回に民間事業者を活用しながら両立させる余地はないか。
指導振興事務(研修)事業	教職員が資質を高め、教育効果の向上や学校教育の充実、発展を図るために、学校における研究・研修を支援する。	企画立案以外の実施は民間活用できないか。	学校現場における今日的な課題に合った研究・研修であるため、経験に基づいた専門的な知識・技能、ニーズ調査が必要である。また、大阪市教育研究会との連携のもとに実施する事業も多いため、直営の必要がある。民間活用については、より専門性の高い、社会情勢にあった研修を実施するため、大学教授、一般民間企業従事者等の起用を図っている。	ホ
初任者研修事業	「教育公務員特例法23条」に基づき、教育センター等において、新規採用教職員を対象として、年間25日間(幼稚園は13日間)の研修をそれぞれの実務に即して組織的かつ計画的に実施し、教職員の資質の向上を図る。	企画立案以外の実施は民間活用できないか。	講師については、大学教授等及び企業関係者に依頼することが多いものの、教員として経験に基づいた専門的な知識・技能を主な内容とした研修であるため、直営の必要がある。	ホ
初任者研修等実施事業	初任者研修にかかる市費教員の旅費	企画立案以外の実施は民間活用できないか。	講師については、大学教授等及び企業関係者に依頼することが多いものの、教員として経験に基づいた専門的な知識・技能を主な内容とした研修であるため、直営の必要がある。	ホ
教員経験者研修等事業	「教育公務員特例法21条の1、24条」に基づき、経験2年、5年、10年の教職員を対象として、それぞれのキャリアステージの実務に即して組織的かつ計画的に研修を実施し、教職員の資質の向上を図る。	企画立案以外の実施は民間活用できないか。	講師については、大学教授等及び企業関係者に依頼することが多いものの、教員として経験に基づいた専門的な知識・技能を主な内容とした研修であるため、直営の必要がある。	ホ 専門的な知識・技能を要する研修は市職員にしかできないのか？必要な事業効果を確保しながら、民間活用等により経費削減につながる方が本当にないのか多角的な検討が必要である。
管理職研修事業	「教育公務員特例法21条の1」に基づき、新任、経験2年の経験者研修をはじめ全校校長を対象として、社会や教育の動向、本市学校教育の動向を把握させるとともに、リーダーシップやマネジメント、危機対応能力等学校園の経営者に必要な資質や能力の向上を図る。	企画立案以外の実施は民間活用できないか。	講師については、大学教授等及び企業関係者に依頼することが多いものの、学校運営、学校組織にかかわって経験に基づいた専門的な知識・技能を主な内容とした研修であるため、直営の必要がある。	ホ
健康教育等研修事業	「教育公務員特例法21条の1」及び「地方公務員法39条」に基づき、栄養教諭・学校栄養職員に対して、新任、経験2年・5年・10年を対象とした経験者研修をはじめ、専門的な研修や実技研修等を実施し、栄養教諭・学校栄養職員の指導力の向上や実務能力の向上を図る。	企画立案以外の実施は民間活用できないか。	講師については、大学教授等及び企業関係者に依頼することも多いものの、栄養教諭・学校栄養職員として経験に基づいた専門的な知識・技能を主な内容とした研修であるため、直営の必要がある。	ホ
学校事務職員研修	学校経営の中心的役割を担う事務職員として、経験年数に応じた専門性の向上を図るため、体系的な研修を実施する。新任研修は基本的な知識の習得と実務能力の育成、採用2年次・5年次研修は視野の拡大と判断力、問題解決能力の養成、第一次・第二次・第三次研修は高度な経営能力の育成を目的に実施するとともに、全員対象として職員の資質向上を図るため一般課題別研修を実施する。	企画立案以外の実施は民間活用できないか。	講師については、大学教授等及び企業関係者に依頼することが多いものの、学校事務職員としての経験に基づいた専門的な知識や技能(実務)を主な内容とした研修であるため、直営の必要がある。	ホ

市政改革室の見解における区分

- イ：現在、民間活用が図られており、今後の拡充についても積極的な見解のもの。
- ロ：現在は民間活用が図られていないが、今後については積極的な見解のもの。
- ハ：現在は民間活用が図られているが、今後の拡充の余地が少ない、もしくは消極的な見解のもの。
- ニ：現状では、民間活用について検討したいという見解のもの。
- ホ：現在は民間活用が図られておらず、今後の検討の方向性も定かでない、または消極的な見解のもの。

事務事業の民間活用に関する市政改革室及び各局の見解

【監査・人事制度事務総括局】

事務事業名	事務事業内容	市政改革室のコメント	局の考え方	局の考え方を受けての市政改革室の見解 (イ～ホの区分説明は末尾に記載)
職員の給与に関する報告・勧告	市内民間事業所及び本市職員の給与実態調査を実施して公民較差を算出し、地方公務員法の規定に基づき、議長及び市長に対して職員の給与に関する報告及び勧告を行っている。また、この報告・勧告のため、勤務条件諸制度の調査研究なども行っている。	民間委託についても要検討。	職種別民間給与実態調査は、人事院と全国の人事委員会が共同で行っているもので、公務員(常勤職員)が調査しなければ民間企業の協力を得ることが難しいという人事院の見解があり、本市単独で民間委託を行うことは困難である。また、今年度より調査データ処理などの業務については、非常勤嘱託職員の活用も行っているところである。	二 給与実態調査とデータ処理業務についてのみ言及されているが、現在、市職員が行っているその他の業務についても民間活用の余地がないのか、点検が必要である。

市政改革室の見解における区分

- イ： 現在、民間活用が図られており、今後の拡充についても積極的な見解のもの。
- ロ： 現在は民間活用が図られていないが、今後については積極的な見解のもの。
- ハ： 現在は民間活用が図られているが、今後の拡充の余地が少ない、もしくは消極的な見解のもの。
- ニ： 現状では、民間活用について検討しがたいという見解のもの。
- ホ： 現在は民間活用が図られておらず、今後の検討の方向性も定かでない、または消極的な見解のもの。

民間事業者等から寄せられた意見(概要)

NO	民間で実施可能と考えられる事務事業の内容	民間で実施することにより期待できる効果について	民間での実施を可能とするための条件について
1	放置自転車の撤去及び保管業務	撤去する総回数、総台数を増やすことができる。	条例改正(1ヶ月から1週間への保管期間の短縮、自転車放置者からの罰金徴収)
2	路上喫煙取締り業務(路上駐車民間監視員による)	監視員の人員の増大、人件費の節約	
3	マンション、ワンルームマンションの建設許可、建築指導業務(地域団体、地元住民の当該業務への参画)	街づくりや景観保全ができ、地域に場違いなマンション建設を防ぐことができる。	条例改正(建設許可、建築指導に関する条例を地元民間団体等の許可、指導が必要とするように改正)
4	野宿生活者自立支援センター及び一時避難所の設立及び運営業務(野宿生活者支援団体による)	施設入居の促進及び円滑な運営	
5	難病や特定疾患に関する問い合わせ対応業務	病気の専門的な知識を持っている人が対応する方が、安心感、信頼感もてる。	
6	・森林の保全・緑化、自然保護、水・土壌の保全 ・リサイクル・廃棄物、美化清掃、消費・生活、まちづくり、環境教育 ・地球温暖化防止、砂漠化防止 ・大気環境保全、有害化学物質、騒音・振動・悪臭対策などの業務(環境NPOによる)	経済的効果(公共財の価値の増加ないし維持など)、社会的効果(滞在する人の活気など)、環境教育上の効果、その他の効果(NPOによる政策提言、消費者の意識向上、エネルギー使用削減など)など大きく期待できる。	・NPO活用方策の検討 ・弱小団体への仕事の機会の創出と育成、支援体制の構築
7	市内随所への住民票・印鑑証明書などの発行機械の設置	利便性の向上、人件費の節約	
8	・放置自転車対策 ・歩道やバリアフリーの点検業務	・実施団体の収入は大阪市の地域活性化にもつながる。 ・点検業務に障がい者雇用を行えば、障がい者の自立にもつながる。	
9	花博記念公園鶴見緑地および園内施設の運営・維持管理業務	委託費の縮減、施設活用への創意工夫発揮による利用者の増大(創意工夫の例)市民参加型事業展開、メディア取材誘致、開園時間拡大、ナイトツアー、閉園後の一部貸出し ほか	包括的な委託の実施
10	大阪城の維持管理業務	観光資源としての魅力向上、入場者の誘致促進、来場者に対するサービスの向上(創意工夫の例)観光関連事業者とのタイアッププロモーション、開城時間拡大、外国人観光客対応、営業施設の誘致 ほか	包括的な委託の実施
11	大阪城ホールの維持管理業務	レジャー志向の多様化等に呼応した利用促進、コンベンションホール・サブホール等の活用促進(創意工夫の例)大型イベントの誘致、開館時間拡大、教育プログラム事業等の実施、営業施設の誘致 ほか	包括的な委託の実施
12	大阪市ビクターズインフォメーションセンターの管理運営業務(市内5カ所)	利便性の向上、業務の効率化・コスト削減	
13	大阪市海外事務所の運営及び海外市場開拓、海外調査・情報業務(全4ヶ所)	民間事業者のネットワーク、ノウハウの活用による機能力の拡大・業務の効率化、観光商品の開発力・販売力等の向上、実客能力の拡大、在阪企業の現地活動支援、外国企業の誘致促進	
14	文化および芸術の振興に関する業務(アーツカウンシルの設立による)	・市民ニーズに応じた施策の実施 ・真に効果的で実態に即した政策立案および客観的な評価の実施 ・柔軟な予算確保	・アーツカウンシルの設置(独立あるいは全市を統括する部局の管轄組織として) ・専門的なプログラムオフィサーの任命 ・法令改正(予算等に関する裁量権をアーツカウンシルに譲渡できるようにするため)
15	政策・施策の立案・意思決定業務(市とNPOの協働による) (例示) 総合計画策定作業 公園整備 *ほとんどの行政事務事業は民間との協働で実施可能	・施策、事務事業全般の点検 ・行政組織の変革 ・潜在的な行政課題の発掘 ・事業への市民参画 ・課題対応の迅速化、コスト削減	・市民サービス向上のための上乗せ、横出しを自由に行えるよう規制の緩和 ・適切な対価の設定
16	〔民間開放対象の例示〕 ・各種申請書等の窓口業務 ・債権等の管理・回収業務 ・公的施設の管理・運営業務 ・統計・調査業務 ・職員研修業務 ・検査・監査業務 ・市有資産の売却・利活用業務	〔公共サービスの民間開放による効果〕 ・民間企業の新たなビジネスチャンス創出 ・大阪経済の活性化 ・市政への信頼回復と財政危機の克服	・事務事業に関する情報開示の徹底(コスト、体制、設備、法規制の有無等) ・企業会計を前提としたコスト計算の実施 ・経営判断や採算性に見合う十分な契約期間の確保 ・スムーズな継承制度の確立(担当職員の受託企業への出向制度等) ・民間事業者の創意工夫を活かせる制度の確立 ・創意工夫等から生じた利益が受託者にも帰属する制度の確立 ・市役所内の類似業務の共同開放 ・府をはじめ周辺自治体との連携・共同実施
17	各事業局における消耗品の購入業務(NPO等を活用した専門部門の設立による)	業務の効率化、コスト削減	
18	・国の法律で定められているもの以外の事務事業 ・市の外郭団体等が実施している事務事業 ・職員研修業務 ・提案型公募制助成事業等に関する業務 ・区レベルの地縁組織、NPO法人、ボランティア組織間のネットワーク構築に関する業務	・市民ニーズに応じた事業企画、実施 ・専門性・技術水準の高い事業企画、実施 ・社会実験、モデル事業など先行的な事業企画、実施	・参入規制の緩和(法人格、事業実績により申請を妨げないこと) ・事業の再生産、継続可能な委託 ・補助金額の提示
19	子どもの教育や子育て支援に関する業務	・専門的知識・技術、迅速なニーズ察知によるサービスの向上、事業目的の速やかな達成、 ・事業目的に沿ってサービスの質を落とすことのない経費削減の検証	・学校等の施設の使用規制の緩和、使用手続きの簡素化 ・関係部局の横断的な協力・協働 ・事業公募におけるプロセス・結果の公開

事務事業の内容	NO.1 放置自転車の撤去及び保管業務
ご意見に対する見解	<p>民間活用状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放置自転車の撤去については、本市職員の立会い（指導監督）のもと自転車の積込運搬業務を既に民間へ委託しています。</li> <li>・ 有料駐輪場の管理運営については、平成 19 年度から指定管理者制度を導入しています。</li> </ul> <p>今後の方向性(可能性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 撤去した自転車の保管所は市内に 2 2 箇所ありますが、保管所の管理運営については現在、本市監理団体である（財）大阪市都市建設技術協会へ業務委託により実施しているところ、同協会との契約は今年度末で廃止する方向で調整しています。</li> <li>・ 有料自転車駐輪場の管理運営については、さらなる民間のノウハウ活用と利用者サービスの向上のため、平成 20 年度からは利用料金制度を組み入れた指定管理者制度を導入する予定です。</li> </ul> <p>「期待できる効果」に対する見解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記のとおり、放置自転車対策については、現在、出来る限り民間を活用しており、今後も拡充を図っていく予定です。</li> <li>・ ただ、放置自転車の撤去時の本市職員の立会い（指導監督）は、公権力の行使にあたり行政が主体とならざるを得ないと考えます。</li> </ul> <p>「可能とするための条件」に対する見解</p> <p>罰金とは法的性質が異なりますが、本市では放置禁止区域内で自転車を即時撤去しており、その返還にあたり、自転車 2500 円、原付バイク 4000 円という、実質的にペナルティ効果のある撤去保管料の徴収を行っております。</p>
既に実施している民間活用の状況	<p>〔件名〕</p> <p>(1)大阪市立有料自転車駐車場の管理業務に関する協定 (2)放置自転車対策に関する業務委託</p> <p>〔委託内容〕</p> <p>(1)有料自転車駐車場の管理運営 (2)放置自転車の撤去運搬、保管所の管理運営及び撤去保管料の徴収業務</p>

事務事業の内容	NO. 2 路上喫煙取締り業務（路上駐車民間監視員による）
ご意見に対する見解	<p>民間活用状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間活用事例はありません。</li> </ul> <p>今後の方向性(可能性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の路上喫煙対策は、「路上喫煙対策委員会」の答申にもあるように、路上喫煙の問題は、基本的に喫煙マナーやモラルの問題であることから、「路上喫煙禁止地区」の指定による罰則は、適用そのものを目的とするものではなく、PR効果・抑止効果を得ながら必要最小限に止め、喫煙マナー・モラル向上にむけた市民や事業者の自主的な努力を促す施策の推進が必要であると考えています。「路上喫煙防止指導員」の増員による「取り締まり」（罰則の適用）の強化については、必ずしも路上喫煙対策の実効性の確保につながるとは考えておらず、今後、「禁止地区」の拡大などの際に検討することとなります。</li> <li>・そのため、「路上喫煙対策委員会」の答申に基づく「（仮称）重点啓発推進地区」制度により、自主的に活動を進める市民・事業者の団体に対して、本市が協働、支援を行うなど、路上喫煙マナー・モラルの向上にむけた施策を推進していきます。</li> </ul> <p>「期待できる効果」に対する見解</p> <p>上記「今後の方向性(可能性)」と同様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくりの観点からは、「条例」の趣旨・目的からも、むしろ市民・事業者・行政が、互いに協力・協働しながら路上喫煙マナー・モラルの向上にむけた取組を推進させることが重要と考えています。</li> </ul> <p>（参 考）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「駐車監視員」は、道路交通法の規定に基づき、公安委員会から資格を付与されて放置車両の確認等を行うものであり、従事する業務については法令・規則等により定められています。</li> <li>・「路上喫煙防止指導員」については、「路上喫煙の防止に関する条例」及び「同施行規則」により、条例違反者に対する過料の処分に係る事務、その他の路上喫煙の防止に関する事務を行うとされています。</li> </ul>

事務事業の内容	NO.3 マンション、ワンルームマンションの建設許可、建築指導業務
ご意見に対する見解	<p>民間活用状況 民間活用事例はありません。</p> <p>今後の方向性(可能性) マンションやワンルームマンションなどの建物を建設するに先立って、建築主は、建築基準法の規定を遵守し建築確認を受ける必要があります。その際、建築主等は、建築基準法の規定に適合していれば、建築主に対し確認済証の交付を行わなければならないこととなっています。こうした建築確認に関する業務は、建築基準法の規定により建築主事<sup>1</sup>もしくは指定確認検査機関<sup>2</sup>のみが実施できる業務とされており、地元民間団体や商店街等が実施することはできません。</p> <p>なお、本市では、平成18年6月より建築主と近隣住民等との話し合いが促されることを目的とした「建築計画事前公開制度」に基づき、高さ20m（マンションの場合、概ね6階程度）を超える建築物の建築主に対し、建築計画の概要を近隣住民等に対して周知することなどを義務付けるとともに、平成7年8月より建築に伴う紛争の防止と良好な居住環境の確保を図ることを目的とした「ワンルーム形式集合建築物に関する指導要綱」に基づき、ワンルーム形式集合建築物の建設時に、駐車・駐輪施設や廃棄物保管施設等の設置、管理体制の整備や管理規約の作成などについて指導をしているところです。</p> <p>1 建築主事： 建築物の計画が建築基準法に適合しているかどうかの確認を行う者。都道府県・市町村の職員で、国家資格である建築基準適合判定資格者検定に合格し国土交通大臣の登録を受けた者のうち、知事・市町村長が命じた者。</p> <p>2 指定確認検査機関： 建築確認を行うことができる民間の機関で、国土交通大臣又は都道府県知事が指定する機関。指定確認検査機関における建築確認業務は、国家資格である建築基準適合判定資格者検定に合格し国土交通大臣の登録を受けた者のうち、当該指定確認検査機関により選任された者（確認検査員）が行っている。</p> <p>「期待できる効果」に対する見解 建築基準法の規定により、建築確認は建築主事または指定確認検査機関でしか実施できないため、ご意見にあります「期待できる効果」は想定できないと考えます。</p> <p>「可能とするための条件」に対する見解 建築基準法の規定により、建築確認は建築主事または指定確認検査機関でしか実施できないため、ご意見にあります「可能とするための条件」はございません。</p>

事務事業の内容	NO. 4 野宿生活者自立支援センター及び一時避難所の設立及び運営業務（野宿生活者支援団体による） [自立支援センターについて]
ご意見に対する見解	<p>民間活用状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ホームレス自立支援センターの実施主体は、国のホームレス自立支援事業実施要領で「都道府県又は市町村とする。ただし、本事業の一部を適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等に委託できる。」とされており、管理運営を社会福祉法人に委託しています。</li> </ul> <p>今後の方向性(可能性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設立については、実施主体が都道府県、市町村とされていることから困難です。</li> <li>運営については、社会福祉事業にかかる施設運営の実績と福祉的援護にかかる社会資源等との連携を図り得る実施体制を確保できることが必要なことから、生活保護施設の運営経験が豊富な社会福祉法人に委託しています。</li> </ul> <p>「期待できる効果」に対する見解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本市のホームレス自立支援施策については、野宿生活者が自らの意思で安定した生活を営めるように支援することを基本とし、野宿生活者自らの能力の活用を図るとともに、必要に応じて既存の各種施策も活用しながら、自立した生活が営めるように施策を推進しており、その中で自立支援センターを、野宿生活者の自立を総合的に支援するための中核施設として位置付けています。</li> <li>施策を実施するにあたっては、引き続き社会福祉法人、NPO などの関係団体と十分連携し、その団体の施設や知識、人材等を積極的に活用するなど協力を求めています。</li> </ul>
既に実施している民間活用の状況	<p>〔件名〕</p> <p>(1)自立支援センター管理運営 (2)アフターケア事業</p> <p>〔委託内容〕</p> <p>(1)・施設の管理運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>入所者への宿所の提供、食事の提供</li> <li>入所者の就労、生活、保健等に関する相談指導</li> <li>就労機会の確保及び住宅相談、住宅確保に向けた支援</li> </ul> <p>(2)・自立支援センター就労退所者の再野宿防止に向けた相談、助言</p>

事務事業の内容	NO. 4 野宿生活者自立支援センター及び一時避難所の設立及び運営業務（野宿生活者支援団体による） [仮設一時避難所について]
ご意見に対する見解	<p>民間活用状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>仮設一時避難所の実施主体は、国のホームレス緊急一時宿泊事業実施要領で「都道府県又は市町村とする。ただし、本事業の一部を適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等に委託できる。」とされており、管理運営を社会福祉法人に委託しています。</li> </ul> <p>今後の方向性(可能性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設立については、実施主体が都道府県、市町村とされていることから困難です。</li> <li>運営については、社会福祉事業にかかる施設運営の実績と福祉的援護にかかる社会資源等との連携を図り得る実施体制を確保できることが必要なことから、生活保護施設の運営経験が豊富な社会福祉法人に委託しています。</li> </ul> <p>「期待できる効果」に対する見解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本市のホームレス自立支援施策については、野宿生活者が自らの意思で安定した生活を営めるように支援することを基本とし、野宿生活者自らの能力の活用を図るとともに、必要に応じて既存の各種施策も活用しながら、自立した生活が営めるように施策を推進しています。</li> <li>施策を実施するにあたっては、引き続き社会福祉法人、NPO などの関係団体と十分連携し、その団体の施設や知識、人材等を積極的に活用するなど協力を求めています。</li> </ul>
既に実施している民間活用の状況	<p>〔件名〕</p> <p>公園内仮設一時避難所運営</p> <p>〔委託内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設の管理運営</li> <li>入所者への宿所の提供</li> <li>入所者の就労、生活、保健等に関する相談指導</li> <li>就労機会の確保及び住宅相談、住宅確保に向けた支援</li> </ul>



事務事業の内容	NO. 5 難病や特定疾患に関する問合せ対応業務
ご意見に対する見解	<p>民間活用状況</p> <p>本市においては、難病啓発事業を当事者団体であるNPO法人大阪難病連（以下「難病連」）に委託し、難病に対する正しい知識の普及・啓発を行っています。</p> <p>また、都道府県事業である難病相談支援センター事業を大阪府が難病連に委託し、府民の難病に対する生活上の悩みなどのピア(当事者)として相談を受けており、さらに難病医療情報センターを神経難病医療推進協議会（府立急性期総合医療センター内）に委託し、府民の難病に関する療養相談等を医療従事者が専門的に応じています。</p> <p>今後の方向性(可能性)</p> <p>病気及び療養生活全般の相談は、本市においては、保健所及び各区保健福祉センターの保健師が行っており、内容によっては専門医や患者会等の紹介を行い、さらに難病相談会や小児慢性特定疾患相談会など実施し、専門医師や栄養士などによる専門相談を行っています。また、難病医療情報センターにおいても医療従事者が相談に応じています。なお、ピア(当事者)の立場としての相談業務も都道府県事業として、難病相談支援センター事業ですでに実施しているため、本市事業である小児慢性特定疾患において、当事者の立場での相談業務(小児慢性特定疾患児ピアカウンセリング事業)を平成20年度から民間委託事業として実施し、患児家族の精神的負担軽減を行っていく予定です。</p> <p>「期待できる効果」に対する見解</p> <p>難病は123疾患、小児慢性特定疾患は514疾患が対象であるため、病気等に関する専門的な助言については医療従事者が適しており、委託または雇上げにより対応し、民間事業者のうち患者団体等は当事者の立場として、患者・家族の支援等を行っていただくことが適切であると考えます。</p>
既に実施している民間活用の状況	<p>〔件名〕</p> <p>(1)難病啓発事業</p> <p>(2)難病相談支援センター（都道府県事業 大阪市民を含む府民対象）</p> <p>(3)難病医療情報センター（都道府県事業 大阪市民を含む府民対象）</p> <p>〔委託内容〕</p> <p>(1)当事者としての経験を基に学集会・講演会・街頭キャンペーン等により難病に対する正しい知識の啓発</p> <p>(2)難病患者・家族の生活上の悩みや不安など、当事者として電話や面接による相談、就労支援など</p> <p>(3)府民の難病に関する療養相談に応じるとともに、難病に関する情報の収集と提供</p>

事務事業の内容	NO. 6 環境関連の事業に関する意見
---------	---------------------

事務事業の内容	水・土壌の保全について
ご意見に対する見解	<p>民間活用状況 水の保全：活用事例あり 土壌の保全：活用事例なし</p> <p>今後の方向性(可能性) 水の保全： 業務内容によっては、個人情報保護の観点が重視されるものもあり、そのような条件下で実施される業務を除き、民間委託の実施可能性について引き続き検討を行います。</p> <p>土壌の保全： 法や条例に基づく規制指導業務のため、民間活用は困難です。</p>
既に実施している民間活用の状況	<p>〔件名〕</p> <p>(1)公共用水域の水質常時監視業務 (2)地盤沈下・地下水位観測所の維持管理業務</p> <p>〔委託内容〕</p> <p>(1)市内主要河川・大阪港における採水業務 (2)市内観測所内計測機器の維持管理、計測データの集計業務</p>

事務事業の内容	リサイクル・廃棄物について
ご意見に対する見解	<p>民間活用状況</p> <p>資源ごみ選別業務、容器包装プラスチック異物除去等業務について、民間委託を実施しています。</p> <p>今後の方向性(可能性)</p> <p>引き続き実施していきます。</p> <p>「期待できる効果」に対する見解</p> <p>公共サービスの実施にかかる民間活用のひとつとして、NPOの活用が示されていますが、育成目的の手段として、大きな項目が例示されているだけで具体性に乏しいため、期待できる効果が発揮できるかは判断が付きがたいところです。</p> <p>「可能とするための条件」に対する見解</p> <p>NPOに対し、仕事の企画や育成・支援体制が必要との意見ですが、業務委託を行う場合、NPOに限定した取扱いはできないところです。</p>
既に実施している民間活用の状況	<p>〔件名〕資源ごみ選別業務</p> <p>〔委託内容〕本市が収集した資源ごみ(缶・びん・ペットボトル等)をそれぞれ、アルミ・スチール・その他金属・白色ガラス・茶色ガラス・その他色ガラス・ペットボトルに選別、異物を除去する。</p> <p>〔件名〕容器包装プラスチック異物除去等業務</p> <p>〔委託内容〕本市が収集した容器包装プラスチックを異物除去・圧縮梱包し再商品化事業者へ引き渡すもの。</p>

事務事業の内容	美化清掃について
ご意見に対する見解	<p>民間活用状況</p> <p>市民・事業者との協働施策(「まち美化パートナー」)及び民間委託を実施しています。</p> <p>今後の方向性(可能性)</p> <p>引き続き実施していきます。</p> <p>「期待できる効果」、「可能とするための条件」に対する見解</p> <p>上記の「リサイクル・廃棄物について」と同様の見解です。</p>
既に実施している民間活用の状況	<p>〔件名〕道路清掃業務委託</p> <p>〔委託内容〕主要幹線道路の機械清掃、歩道側植樹帯・分離帯の除草清掃、主要ターミナル清掃、歩道橋・橋の歩道清掃</p>
備考	市民・事業者の美化活動に対する協働として「まち美化パートナー制度」を実施しています。

事務事業の内容	環境教育について
ご意見に対する見解	<p>民間活用状況</p> <p>現在、指定管理者（民間）が環境教育拠点施設（大阪市立環境学習センター）の管理運営を代行していますが、その業務の一部（環境情報紙発行、自然体験観察園業務、野遊び教室、環境秋祭り、地球館こどもエコクラブ）はNPO法人などに再委託しています。</p> <p>「期待できる効果」に対する見解</p> <p>民間の持つ専門的知識や技術の活用が図られ、事務の効率化や経費の削減に繋がることが期待できます。</p> <p>「可能とするための条件」に対する見解</p> <p>教育・学習に係る政策立案など市の意思決定に関する重要なものは市が行い、事業実施に関しては委託や助成を行うことにより民間で実施することも可能であると考えます。</p>
既に実施している民間活用の状況	<p>〔件名〕</p> <p>指定管理者による大阪市立環境学習センター管理業務</p> <p>〔委託内容〕</p> <p>施設管理及び事業運営の全般</p>

事務事業の内容	地球温暖化防止について
ご意見に対する見解	<p>民間活用状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・なにわエコライフ認定事業（民間委託）</li> </ul> <p>なにわエコ会議（市民、NPO・NGO、事業者、行政から構成）を活用した地球温暖化防止等にかかる啓発活動を協働で実施しています。</p> <p>「期待できる効果」に対する見解</p> <p>民間の持つ専門的知識や技術の活用が図られ、事務の効率化や経費の削減に繋がることが期待できます。</p> <p>「可能とするための条件」に対する見解</p> <p>温暖化防止に係る政策立案など市の意思決定に関する重要なものは市が行い、事業実施に関しては委託や助成を行うなどにより民間で実施することも可能であると考えます。</p>
既に実施している民間活用の状況	<p>〔件名〕 なにわエコライフ認定事業</p> <p>〔委託内容〕</p> <p>参加者募集、説明会・情報交換会の開催、環境家計簿集計、認定審査会の開催、認定フェアの開催、エコライフ普及員の養成・活用</p>
ご意見に対する見解	<p>民間活用状況</p> <p>省エネへの取り組みは地球温暖化を防止するうえで必要不可欠です。家電販売店等は店頭で販売される家電製品ごとに省エネ性能が把握できる「省エネラベル」表示に努めるよう省エネ法で定められていますが、「省エネラベル」の普及が進んでいないのが現状です。そこで、行政・市民団体・環境NPOで構成する「大阪省エネラベルキャンペーン実行委員会」において、家電販売店等に対する「省エネラベル」の普及促進等の活動を実施しています。</p> <p>「期待できる効果」に対する見解</p> <p>民間の持つ専門的知識や機動力の活用が期待できます。</p> <p>「可能とするための条件」に対する見解</p> <p>温暖化防止に係る施策については、委託等により民間実施が可能であります。既に実施しています。</p>
既に実施している民間活用の状況	<p>〔件名〕「大阪省エネラベルキャンペーン実行委員会」における活動</p> <p>〔委託内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家電販売店等に対する「省エネラベル」の普及促進</li> <li>・家電販売店に対する普及状況のモニタリング調査の実施</li> </ul>

事務事業の内容	大気環境保全、有害化学物質、騒音・振動・悪臭対策などの業務について(環境 NPO による)
ご意見に対する見解	<p>民間活用状況</p> <p>民間活用事例はありません。</p> <p>今後の方向性(可能性)</p> <p>大気騒音担当の規制指導業務は法令に基づく行政処分を伴う公権力の行使に関わるものであるため、直営で事業を実施する必要があり、民間活用になじまないものです。</p>

事務事業の内容	大気環境保全（自動車排ガス対策）について
ご意見に対する見解	<p>民間活用状況</p> <p>調査・測定等に係る業務について、民間委託を実施しています。環境 NPO と連携した業務等はありません。</p> <p>今後の方向性(可能性)</p> <p>調査・測定等に関しては、専用の測定機や経験が必要なので、NPO に対して事務委託可能な業務はありませんが、エコドライブの推進等の自動車排ガス対策を進めていくうえでの協働は可能と考えられます。</p>
既に実施している民間活用の状況	<p>〔件名〕</p> <p>(1)自動車交通環境計画推進事業</p> <p>(2)局地大気汚染改善対策調査</p> <p>〔委託内容〕</p> <p>(1)自動車交通量調査、車載型 NO<sub>x</sub>・PM 計走行調査等</p> <p>(2)自動車排ガスによる局地大気汚染調査（窒素酸化物、浮遊粒子状物質）</p>

事務事業の内容	NO. 7 市内随所への住民票・印鑑証明書などの発行機械の設置
ご意見に対する見解	<p>民間活用状況</p> <p>現在、本市においては、住民票等の自動交付機の導入はしておらず、機械管理も発生していないため、民間活用は導入していません。</p> <p>今後の方向性(可能性)</p> <p>自動交付機の導入は、費用対効果等の面から、現状は難しいと考えます。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自動交付機の導入及び維持管理に関して非常に多額の経費がかかること。</li> <li>・ 既に導入している市町村においても、自動交付機での発行件数は相対的に少なく、費用対効果は低いこと。</li> </ul> <p>「期待できる効果」に対する見解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土・日曜日、夜間にも発行できる <p>本市では、梅田・難波・天王寺にサービスカウンターを設置しており、土・日・祝日についても10時～19時まで(平日は9時～19時)証明書を発行しています。また、区役所では時間外窓口BOXを設置し、土・日・祝日については9時～21時まで、(平日は業務終了後から21時まで)証明書の請求ができるようにしており、証明書は後日自宅へ郵送するサービスや、平日執務時間帯に証明書の電話予約を受け、翌土・日・祝日の9時～21時の間に区役所で証明書を受け取るサービスも実施しています。</p> </li> <li>・ 人件費等のコストダウンが図れる。市内随所に設置することにより、市民の利便性の向上が図れる。 <p>現状では、費用対効果を見極める必要があると考えます。</p> </li> </ul>

事務事業の内容	NO. 8 歩道やバリアフリーの点検業務
ご意見に対する見解	<p>民間活用状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在は建設局工営所において、日常点検業務のひとつとして直営で行っています。</li> </ul> <p>今後の方向性(可能性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係法令上は、道路管理業務（工事及び維持）を道路管理者以外の者にさせることができます。</li> <li>・現在業務を担っている工営所の組織規模の見直しに併せて、直營業務範囲の見直しも進めていきます。</li> </ul> <p>「期待できる効果」に対する見解</p> <p>寄せられているご意見が実現すれば障害者の雇用が促進されと考えられます。本市においても、就職困難者の雇用について、検討を行っているところですが、契約の公平・公正・透明性を十分確保するためには、未だ様々な課題があるところです。</p>
備 考	放置自転車対策については、別紙NO. 1をご参照ください。



事務事業の内容	NO. 9 花博記念公園鶴見緑地および園内施設の運営・維持管理業務
ご意見に対する見解	<p>民間活用状況</p> <p>園内の一部有料施設について、民間事業者から指定管理者を公募して、当該施設を管理させており、利用者の意見を取り入れるなど、サービスの向上と管理経費の縮減に努めています。</p> <p>今後の方向性(可能性)</p> <p>園内主要施設の運営と維持管理を民間事業者が包括的に担うことについては、鶴見緑地の整備状況に合わせて、指定管理者制度の導入を目指しているところです。また、未整備地域である鶴見緑地駅前エリア(3.9ha)を、土地の有効活用と公園全体の賑わいや活性化の観点から、早急に整備する必要があると考えており、外部委員による基本構想策定会議等を設置して検討を進めます。</p> <p>「期待できる効果」に対する見解</p> <p>公園内の有料施設を、園地部分を含めて一体的に運営・維持管理することにより、園地や公園施設との連携をより図ることができ、スケールメリットを生かすことで施設の有効活用や市民サービスの向上、管理経費の縮減について、一層の効果が期待できます。</p> <p>「可能とするための条件」に対する見解</p> <p>本公園を代表する総合植物館「咲くやこの花館」は、下記のとおり、他の園内施設と別に指定管理者制度が導入されるため、維持管理業務を遂行するに当たり、緊密な連携が必要となります。</p>
既に実施している民間活用の状況	<p>〔件名〕</p> <p>「鶴見緑地パークゴルフ場」指定管理者制度導入(平成18年度から4年間)</p> <p>〔委託内容〕</p> <p>パークゴルフ場の運営・維持管理業務</p> <p>園内のスポーツ施設(球技場、屋内プール、運動場、庭球場、スポーツセンター)についても、指定管理者制度を導入しています。</p>
備考	今年度、「咲くやこの花館」の指定管理者を公募し、平成20年度から4年間、指定管理者を指定する予定です。

事務事業の内容	NO. 10 大阪城の維持管理業務
ご意見に対する見解	<p>民間活用状況</p> <p>大阪城は、大阪のシンボルとして毎年多くの観光客が訪れる大阪市の観光施策・文化施策を推進していく上での重要な拠点施設です。さらに、天守閣は、文化財保護法に基づく重要文化財「公開承認施設」であるとともに、非常に高い歴史価値を有する国の登録文化財であるなど、その管理については、本市との密接な連携のもと、専門的な管理を行う必要があることから、平成 18 年度の指定管理者制度の導入に際し、(財)大阪観光コンベンション協会を指名し、管理運営を行っています。</p> <p>今後の方向性(可能性)</p> <p>本市では、大阪城天守閣を含め本市博物館施設について、博物館施設の基幹業務の継続性と複数の施設の一元管理による集積効果を発揮するため、地方独立行政法人化を目指しています。そのため、平成 20 年度から 2 年間については、現行法人を指名し、指定管理の運用を図ることとしています。</p> <p>「期待できる効果」に対する見解</p> <p>本市が指定する法人において、現在、大阪城で開催される四季のイベントへの参画など本市施策との連携や天守閣における兜・陣羽織の試着体験等の自主事業の実施、旅行者等との観光券・クーポン券取り扱い契約による利便性の向上、外国語標記を含む館内案内サインの充実や音声ガイドシステムの導入などを行い、市民サービスの向上に努めています。</p> <p>「可能とするための条件」に対する見解</p> <p>本市が定める指定管理の業務の範囲としては、設備の保守点検や警備・清掃等の天守閣の日常的なメンテ業務から、集客増を図るための施設を活用した事業の実施まで、広範囲な業務内容となっています。</p>
既に実施している民間活用の状況	<p>〔件名〕</p> <p>「大阪城天守閣」指定管理者制度導入（平成 18 年度から 2 年間）</p> <p>〔委託内容〕</p> <p>大阪城天守閣の管理運営</p>

事務事業の内容	NO. 11 大阪城ホールの維持管理業務
ご意見に対する見解	<p>民間活用状況</p> <p>財団法人大阪城ホールは、当ホールを運営するために設立された財団で、建物は財団の所有です。ホールの利用の調整や促進に従事する職員は民間出身のプロパー職員で行っています。また、現状で民間に委託できる業務は、ほぼすべて委託しています。</p> <p>今後の方向性(可能性)</p> <p>今後も、可能な限り民間の活力を十分に活用し、当ホールの利用促進を図っていきたいと考えます。</p> <p>「期待できる効果」に対する見解</p> <p>ホールの開館は、実質365日で、年間約300日といった高い稼働日数となっています。また、利用時間も24時間体制を採用しており、使用促進を図るにもほぼ限界に達していると考えています。</p> <p>「可能とするための条件」に対する見解</p> <p>すでに民間委託を行っており、ホール職員が行っているのは、ホールとして行うべき最低限の業務となっています。仮に包括的な委託を行ったとしても当財団として行うべき業務が残るため、結果的に非効率になると考えています。</p>
既に実施している民間活用の状況	<p>〔件名〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間出身のプロパー職員の採用</li> <li>・ 民間委託の実施</li> </ul> <p>〔委託内容〕</p> <p>清掃業務、中央監視業務、警備業務、音響・照明・舞台設営、施設設備保守点検、施設改修工事の設計・施工等。</p>
備 考	<p>上記のとおり「大阪城ホール」は、本市施設ではなく、(財)大阪城ホールが所有する施設であり、具体の施設運営については同財団において行っています。</p> <p>なお、同財団は、大阪市が出損する監理団体となっていることから、施設維持管理を含めた、あらゆる面において経済的な施設運営をしていただくとともに、民間委託を行うにあたっては、公正性、透明性、競争性をもった契約手続きを行うよう本市から要請を行っています。</p>

事務事業の内容	NO. 12 大阪市ビクターズインフォメーションセンターの管理運営業務（市内5カ所）
ご意見に対する見解	<p>民間活用状況          現在、(財)大阪観光コンベンション協会に管理運営業務を委託しています。</p> <p>今後の方向性(可能性)          大阪市では、来阪ビクターの周遊と滞在の促進を図るため本市規則に基づき観光案内所を主要ターミナル等に設置しており、ビクターに対し市内全域の観光案内所を行っています。その運営については、ビクターに有益な情報を幅広く収集し、観光素材・情報を客観性、公平性、公正性の観点から整理し、提供するため、(財)大阪観光コンベンション協会に委託しています。</p> <p>観光事業は本来収益事業であり、民間事業者による情報提供に委ねると、商業ベースに左右される懸念があることから、本市設置の観光案内所を民間事業者に委ねることは現状では想定していません。</p> <p>しかし近年、観光情報をはじめとする情報収集の形態が変化していることから、将来的にはどのような運営が適切であるかを今後検討していく必要があると認識しています。</p> <p>「期待できる効果」に対する見解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス(利便性)の向上 について          民間事業者が受けることにより、個店情報等の充実が図られる可能性はありますが、提供する情報の客観性、公平性、公正性の確保が必要です。</li> <li>・業務の効率化・コスト削減 について          これまでも運営コストの削減に努めてきていますが、削減が難しい人件費と不動産賃借料が大半を占めています。人件費も英語など外国語対応が可能な人材を配置するため、一定の水準を確保する必要があります。</li> </ul>
既に実施している民間活用の状況	<p>〔件名〕大阪市ビクターズインフォメーションセンター管理運営業務委託</p> <p>〔委託内容〕本市観光案内所業務（・来所者への観光案内業務 ・来所者に必要な各種の紹介 ・案内業務に関する件数の調査及び統計 など）</p> <p>(財)大阪観光コンベンション協会に委託することで、季節・曜日・時間帯や場所による繁忙状況に応じて、臨機応変に人員配置等を行い、効率的な運営を行っています。</p>

事務事業の内容	NO. 13 大阪市海外事務所の運営及び海外市場開拓、海外調査・情報業務（全4ヶ所）
ご意見に対する見解	<p>民間活用状況</p> <p>海外市場開拓等にかかる現地の市場調査や大阪への企業誘致案件発掘を現地の民間企業に委託する場合があります。</p> <p>今後の方向性(可能性)</p> <p>海外事務所の駐在員は、本市の代表として現地政府等との交渉や、海外における本市施策の実施の任にあたる事から、本市施策に精通している本市職員を充てる必要があります。したがって民間委託による事務所の運営は困難と考えております。一方、現地での調査などは、業務内容に応じて専門的なノウハウやネットワークを有する民間業者を活用すべき場合もあると認識しています。</p> <p>「期待できる効果」に対する見解</p> <p>民間事業者のノウハウ、ネットワークを活用することで効果的な業務遂行が可能になると認識しています。業務内容に応じ最も適した業者を選択することで経費を抑えながら最大限の効果を得られるものと考えています。</p>
既に実施している民間活用の状況	<p>〔件名〕</p> <p>市場調査、企業誘致案件発掘</p> <p>〔委託内容〕</p> <p>調査業務</p>

事務事業の内容	NO. 14 文化および芸術の振興に関する業務（アーツカウンシルの設立による）
ご意見に対する見解	<p>民間活用状況 民間活用事例はありません。</p> <p>今後の方向性(可能性) アーツカウンシルの設立は困難です。 ただ、文化および芸術の振興には、アーティストをはじめ、アートマネージャー、有識者など、専門的な知識と経験を有する民間との連携は不可欠であり、官民共同による効果的な施策推進を図る必要があると考えています。</p> <p>本市としては、こうした人材から課題設定や施策の方向性、重点的に取り組むべき施策と、その推進方策等に関する提言に加え、施策評価を行ってもらう体制の整備について、長期的に検討していく必要があると考えています。</p> <p>「期待できる効果」に対する見解 文化および芸術の振興には、民間との連携は不可欠です。民間の意向を施策に反映すること、また施策評価を外部の視点から行うことなど、市民のニーズに応じた施策の実施につながるものと考えています。</p> <p>民間組織として設立された場合、本市に寄せられた提言について、検討することは可能ですが、施策の実施や行政からの補助金の執行については、多様な市民ニーズに公平・公正に対応していく必要があることから、意思決定プロセスを明確なものとするうえで、どのような手法が適当かなど、検討課題も多く、実現はかなり困難であると考えています。</p> <p>「可能とするための条件」に対する見解 行政として関与する組織である場合、評価機関であり、かつ実施機関としての設置は困難です。</p> <p>また、本市組織であるなら、議会の審議等を経る必要があり、予算に関する裁量権は認められないところです。</p>

事務事業の内容	NO. 15 政策・施策の立案意思決定業務（市とNPOの協働による） 〔例示：総合計画策定作業、公園整備〕
ご意見に対する見解	<p>民間活用状況</p> <p>総合計画審議会には、民間の専門家や公募委員の参画を得ているほか、現行の総合計画の策定にあたっては、検討にかかる基礎資料の収集、意見交換のためのシンポジウムの開催、市民への情報発信などの業務について民間活用を行いました。</p> <p>公園整備については、計画の段階から住民に直接参加してもらい、住民同士が話し合いながら具体的な公園の内容を決めていくワークショップ方式を採用した公園づくりを実施しています。</p> <p>今後の方向性(可能性)</p> <p>総合計画の策定など今後の施策の検討にあたっては、大阪が抱える課題を市政の主人公である市民の方々と共有し、ともに考えていくことが重要であり、市民の皆さんの幅広い参画を得ながら議論を重ねていく必要があると考えます。</p> <p>「期待できる効果」に対する見解</p> <p>市民の視点や協働の視点からの変革、現場からの課題の発掘、市民が主体的に参画する事業の提案など、提案されている効果について、NPOとの協働により期待できる可能性はあります。</p> <p>「可能とするための条件」に対する見解</p> <p>対価の問題については適切な予定価格の設定等により対応が可能ですが、どの程度の効果が期待できるか十分な検討が必要です。また、どのNPOにその能力があるのかや単独または複数のNPOをどのような基準で選定するかといったアカウンタビリティや評価の問題に加え、市民の意見のとりまとめに誰が責任を持つかといった問題が生じると考えられます。</p>
既に実施している民間活用の状況	<p>〔件名〕</p> <p>総合計画検討調査（14～17年度）</p> <p>〔委託内容〕</p> <p>基本構想、基本計画策定のための検討、総合計画にかかる指標等の策定に関する検討、地域別計画策定に関する調査、市民参加と情報発信、委員会の運営 など</p> <p>〔件名〕</p> <p>みんなのわくわく公園づくり</p> <p>〔委託内容〕</p> <p>業務委託ではありませんが、ワークショップ方式を採用し、住民に直接参加していただき、公園計画の決定を行っています。</p>

事務事業の内容	<p>NO. 16</p> <p>「大阪市における公共サービスの実施にかかる民間活用の基本的な考え方について（案）」の全般に対する意見</p> <p>ご意見の中で例示された業務の民間活用の状況等は各々以下のとおりです。</p>
---------	---

〔所管：市民局〕

事務事業の内容	各種申請書等の窓口業務 各種申請書等の受付、確認に関する業務について
ご意見に対する見解	<p>民間活用状況</p> <p>システムを導入している住民基本台帳業務の証明書作成に係る端末入出力業務について、現在、大阪市サービスカウンター及び郵送事務処理センターにおいて民間活用を行っているところです。</p> <p>今後の方向性(可能性)</p> <p>住民基本台帳業務の証明書作成にかかる端末入出力業務について、区役所においても民間活用の検討を行ってきたところですが、市政改革の取組みとして、人材の有効活用の観点から、技能職員が同業務に現在従事しているところです。また、各種申請書等の窓口業務、各種申請書等の受付、確認に関する業務について、本市においては、不正請求や虚偽届出の防止のため受付段階において審査を行っており、受付については職員が行っているところです。</p> <p>住民基本台帳業務及び戸籍業務における民間活用については、「市町村職員の適切な管理下にある状況」、「市町村長の具体的な指揮監督下」のもと、審査や決定の最終的な判断が市町村職員に留保されていれば法律上は否定されないものである旨の見解が、総務省及び法務省から示されています。</p> <p>しかしながら、「市町村職員の適切な管理下にある状況」、「市町村長の具体的な指揮監督下」にある状況であったとしても、個人情報保護や情報漏洩についての不安を解消する具体的方策が必要であると考えており、このような状況下での民間委託等についても、情報漏洩等があった場合に、公共サービス改革法の適用による、みなし公務員としての罰則適用を可能とするなどの措置が必要であると考えます。</p> <p>上記の措置が行われた場合、審査及び決定部分において、形式的なものについては職員の適切な管理のもとで民間委託等により行いながら、疑義の生じたものについては職員が行うことにより、証明書交付、住民基本台帳、戸籍簿への適正な記載等の処理が担保できることから、それ以外の補助的業務も含めて民間活用を行うことが可能となり、公共サービスの質の向上と経費の削減が見込まれると考えます。</p> <p>「期待できる効果」に対する見解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間企業の新たなビジネスチャンス創出 派遣業務等を行っている事業者等にとって、新たなビジネスとなると考えます。</li> <li>・ 大阪経済の活性化 事業者が活性化することにより、ひいては大阪経済の活性化にもつながるものと考えます。</li> <li>・ 市政への信頼回復と財政危機の克服 公共サービスの質の向上及び、経費の削減につながるものと考えます。</li> </ul> <p>「可能とするための条件」に対する見解</p> <p>上記のとおり、一定の制度改正が必要であると考えており、国からのアンケート調査に対しても、同趣旨の回答を行っているところです。</p>



既に実施している 民間活用の状況	<p>〔件名〕</p> <p>(1)住民情報課端末入出力従事者派遣業務 (2)大阪市サービスカウンター・郵送事務処理センター端末入出力従事者派遣業務</p> <p>〔期間及び人数〕</p> <p>(1)期間：平成 19 年 4 月 1 日～19 日                      人数：49 名 (2)期間：平成 19 年 4 月 1 日～                              人数：13 名</p>
---------------------	---

〔所管：財政局〕

事務事業の内容	<p>債権等の管理・回収業務について</p> <p>各種債権、資金の管理業務や債権の支払督促など回収に関する業務（地方税に係る債権）</p>
ご意見に対する 見解	<p>民間活用状況</p> <p>現在は民間活用をしていません。</p> <p>今後の方向性(可能性)</p> <p>更なる市税収入の確保に向け、地方税の徴収率向上・収納対策を強化する一環として、民間債権回収会社のオペレーターを活用した電話による納税催告業務の実施準備中です。</p> <p>「期待できる効果」に対する見解</p> <p>催告業務を民間活用することにより、徴税吏員をより高度な滞納整理業務に従事させることができます。</p>
既に実施している 民間活用の状況	<p>〔件名〕</p> <p>* 現在、上記業務の準備中です。</p> <p>〔委託内容〕</p>

事務事業の内容	<p>統計調査業務について          計画調整局都市再生振興部統計調査担当が行っている統計調査業務は、          (1)指定統計調査の実施、及び(2)企画・解析業務 に分けることができます。</p>
ご意見に対する見解	<p>民間活用状況</p> <p>(1) 指定統計調査は地方自治法上の法定受託事務であるため、民間活用についても国の処理基準に基づいた事務処理が求められます。現在、民間活用が可能な統計調査は、総務省所管の一部統計調査（19年度は就業構造基本調査及び全国物価統計調査、20年度は住宅・土地統計調査（予定））のみとなっています。しかし、これらの民間活用が可能な統計調査におきましても、本市の調査対象数を勘案すると、全国一律の結果精度を維持する「質の確保」を前提として、コストや業務量等の「業務の効率化」及び業務遂行可能な民間事業者が存在するかどうかの「受託可能性」のいずれの点においても、現時点では本市での実施は極めて困難と考えます。</p> <p>なお、19年度に民間活用を実施した市町村は、就業構造基本調査で1市（福井県越前市）だけで、全国物価統計調査では実施されていません。また、本市と同様に調査対象が集積する他の政令指定都市でも、民間活用による統計調査を実施した都市はありません。</p> <p>(2) 集計等の業務は、すでに民間活用を実施しています。</p> <p>今後の方向性(可能性)</p> <p>(1) 今後、統計調査ごとに示される国の処理基準に基づき、質の確保、業務の効率化等を総合的に勘案して民間活用の可否を検討していきます。</p> <p>(2) 集計等の業務は、すでに民間活用を実施しています。</p> <p>「期待できる効果」に対する見解</p> <p>(1) 民間活用できれば、民間企業の新たなビジネスチャンスになると考えます。</p> <p>(2) 短期間で集計できることにより業務を効率化するとともに、集計や推計方法で民間の創意・工夫を活用できることにより業務を高度化しております。</p> <p>「可能とするための条件」に対する見解</p> <p>(1) 指定統計調査は、公共サービス改革法上の手続きは必要ありませんが、法定受託事務であるため国の処理基準に従った取組が必要となります。</p> <p>(2) 特段の規制はありません。</p>
既に実施している民間活用の状況	<p>〔件名〕</p> <p>(1) なし</p> <p>(2) 市民経済計算、地域経済分析（産業連関表）、人口分析</p> <p>〔委託内容〕</p> <p>(2) 集計業務</p>

事務事業の内容	職員研修業務について 大阪市職員に対する研修に関する業務・大阪市が所有する職員人材開発センターの管理・運営業務 (例)階層別研修、専門(技術)研修
ご意見に対する見解	民間活用状況 ・研修の一部において、民間事業者(外部講師)への委託等を行っています。  今後の方向性(可能性) ・効果的な人材育成の観点から、他都市における先進事例を参考にしながら、委託範囲の拡大も含め、今後の可能性について検討していきます。  「期待できる効果」に対する見解 ・民間の研修事業者に委託することにより、質の高い、より専門性のある研修の実施を期待することができます。  「可能とするための条件」に対する見解 ・委託研修の事業者決定にあたっては、現在公募型プロポーザルを実施しており、特段の民間参入規制は設けていません。 ・具体施策の企画・立案については、本市の責任において行う必要があります。
既に実施している民間活用の状況	〔件名〕 パワーアップ研修、インストラクター養成研修、職場チーム改善セミナー、階層別研修におけるグループ型研修の一部 〔委託内容〕 マネジメント、CS(市民満足度)、コミュニケーションなどの研修内容

事務事業の内容	市有資産の売却・利活用業務について
ご意見に対する見解	民間活用状況 建物等の解体撤去や地下埋設物・土壌汚染調査、埋蔵文化財の調査、測量業務等で民間活用を実施済みです。  今後の方向性(可能性) 上記内容を基本として今後も継続して活用していきます。  「期待できる効果」に対する見解 不要な資産売却の効率的実施が期待できます。  「可能とするための条件」に対する見解 公有財産の処分等は、本質的な長の権限であり、売却手続きにおける透明性・公平性の保持の必要性から、民間部門に委ねにくい面がありますが、引き続き可能な分野については、民間のノウハウの活用を行っていきたいと考えます。
既に実施している民間活用の状況	〔件名・委託内容〕 建物等の解体撤去や地下埋設物・土壌汚染調査、埋蔵文化財の調査、測量業務等

事務事業の内容	<p>NO. 17 各事業局における消耗品の購入業務（NPO等を活用した専門部門の設立による）</p>
ご意見に対する見解	<p>民間活用状況</p> <p>本市では、平成18年11月に策定した「共通管理業務簡素化・集約化等基本計画」に基づき、給与関係業務など各所属における庶務業務の総務事務センターへの業務集約・委託化や各種簡素化・集約化方策に取り組んでおります。平成19年11月には、総務事務センター運営事業に関する包括的業務委託契約を民間事業者と締結し、平成20年度中の稼働に向けて準備作業を進めています。</p> <p>ご提案いただいた消耗品等の購入業務の簡素化につきましては、同基本計画に基づく各種方策として、「文房具等共通物品の集中処理（単価契約、随時発注等）」の検討を進めていきます。</p> <p>今後の方向性(可能性)</p> <p>文房具等全所属で調達している共通物品について、単価契約を行い、発注部署へ業者から2・3日以内に配送できる仕組みを構築します。会計処理については、物品購買基金及び財務会計システムの統括物品管理機能の活用や、総務事務センターの外部スタッフによる処理も検討するなど、各所属の契約事務及び支出関係事務の省力化を図ります。</p> <p>「期待できる効果」に対する見解</p> <p>各所属における調達に係る契約事務や支出事務における時間や労力については、集中処理を行うことによる効率化効果が想定できます。また、単価契約（一括調達）によるコスト削減の効果も一定期待されます。</p>
備考	<p>現在、各所属で共通的に使用する印刷帳票や封筒などについては、収入役室において物品購買基金を活用し、統括用品として一括で調達しています。</p>

事務事業の内容	NO. 18 国の法律で定める以外の事務事業 ほか
---------	---------------------------

〔所管：市民局〕

事務事業の内容	NPOからの公募提案型委託事業
ご意見に対する見解	<p>民間活用状況</p> <p>本事業は、NPO等市民活動団体の特性を活かした行政課題を、NPO等と市が協働により実施するものとして、NPO・ボランティア団体に限定した委託事業です。</p> <p>今後の方向性(可能性)</p> <p>NPO等市民活動団体の専門性、迅速性・柔軟性などの特性を活かし、行政だけでは解決しにくい課題を、市と協働で実施することにより解決を図るためのモデル事業として実施しています。</p> <p>「期待できる効果」に対する見解</p> <p>協働で事業実施することにより、NPOと行政の互いの特性を活かし、市民サービスや地域福祉の向上に寄与できます。</p> <p>「可能とするための条件」に対する見解</p> <p>本事業は、NPO等市民活動団体の特性を活かした行政課題を、NPO等と市が協働により実施するものとして、NPO・ボランティア団体の非営利活動団体に限定した委託事業と実施しています。</p>
既に実施している民間活用の状況	<p>〔件名〕NPOからの公募提案型委託事業（平成19年度：7件）</p> <p>〔委託内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民活動団体と行政が連携した協働推進のためのシステムづくり</li> <li>・青少年を対象とした社会貢献意識の醸成</li> <li>・学校運動場における芝生の維持管理方法に関する事業</li> <li>・自分をいかし他者をいかす若者を育てる事業</li> <li>・住まいの地震対策に関する普及啓発事業</li> <li>・障害児を力強く育むやさしい地域づくり</li> <li>・NPO・ボランティア等のネットワークを図り、更にはその特性を活かした継続性のあるまちづくり事業（意見として記載された「ネットワークの構築に関する事業」に該当します。）</li> </ul>
備考 (例示されたその他の事業について)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の法律で定められているもの以外の事業については、今回の「大阪市における公共サービスの実施にかかる民間活用の基本的な考え方（修正案）」のなかで、民間活用を進めるにあたっての事務事業の分類・整理を図っています。</li> <li>・本市の外郭団体等が実施している事務事業については、平成17年2月策定の「大阪市監理団体改革基本方針」に基づき、委託事業の見直しとして、現在も取り組んでいるところです。</li> <li>・職員研修については、別紙NO. 16をご参照ください。</li> <li>・NPO公募制助成事業については、平成18年度末をもって事業を廃止しました。</li> </ul>

事務事業の内容	NO. 19 - 1 子どもの教育や子育て支援に関する業務
ご意見に対する見解	<p>民間活用状況</p> <p>青少年の健全育成にかかる青少年センターや青少年野外活動施設等については、すでに公募による民間の指定管理者により運営されています。児童養護施設等については、平成 20 年度からは公募した指定管理者により運営されます。公立保育所については、民間委託を進め、すでに 16 か所について委託済みです。また、公の施設の管理運営だけでなく事業実施においても民間活力の導入が進み、子育て支援における公募等による N P O 等民間事業者の活用等を実施しています。</p> <p>今後の方向性(可能性)</p> <p>公の施設の管理について、児童福祉法等によって本市職員が管理運営しなければならないと定められているものを除いて、指定管理者制度等により民間活力の導入をさらに検討していきます。また、事業実施についても、個人情報保護等のため行政自ら実施すべき事業を除いて、民間委託等による民間活力の導入を進めていきます。</p> <p>「期待できる効果」に対する見解</p> <p>子育て支援及び青少年の健全育成事業における質の向上の観点からは、N P O 等が持つ専門性やネットワークを有効的に活用することにより、多様化する市民のニーズに的確にきめ細かく対応できるものと考えます。経費削減の観点からは、民間事業者の持つ資源を活用することで、行政単体で行うよりも効果的な事業実施が期待できるものと考えています。</p> <p>「可能とするための条件」に対する見解</p> <p>施設の使用規制の緩和等については、こども文化センターの貸館事業において、児童文化の振興が目的の催しに限定していたが、児童文化の振興に支障のない限り、市民の文化活動全般に拡大する等使用の幅を広げて公共施設を活用しています。関係部局の横断的な協力・協働については、局を横断したこども・青少年にかかる個別課題に対応したプロジェクトチームを立ち上げる等の局横断的な取り組みを進めています。事業公募のプロセス・結果の公開については、これまでも公募した指定管理者の選定結果を公表する等情報公開に努めています。また、事業の透明性・公平性を確保しつつ、より一層サービスの質の向上が図れるよう今後とも公募による事業実施を進めていきます。</p>
既に実施している民間活用の状況	<p>〔件名〕</p> <p>(1)当局所管の 15 施設について指定管理者制度を導入</p> <p>(2)公立保育所 16 か所を民間委託</p> <p>(3)「つどいの広場」事業</p> <p>〔委託内容〕</p> <p>(1)施設の運営管理</p> <p>(2)保育所の運営</p> <p>(3)子育て親子交流事業等</p>

事務事業の内容	NO. 19 - 2 子どもの教育や子育て支援に関する業務 「民間での実施を可能とするための条件」については末尾に一括して掲載しています。
事務事業の内容	社会教育委員に関すること
ご意見に対する見解	<p>民間活用状況</p> <p>委員については、社会教育関係団体の代表や学識経験者（NPO関係者、コミュニティ活動関係者等含む）など、幅広い分野から委嘱しています。</p> <p>今後の方向性(可能性) 理由も記載のこと</p> <p>社会教育委員については、今後とも幅広い分野からの委員を委嘱していきます。</p> <p>「期待できる効果」に対する見解</p> <p>既にこれまでも、外部委員からの意見としての、意見具申等をいただき、施策に反映するなど、一定の効果をあげています。</p>
既に実施している民間活用の状況	〔件名；委嘱状況〕 社会教育委員 19名（平成19年1月現在） （社会教育関係団体代表者 5名 学識経験者 14名）
事務事業の内容	PTAに関すること
ご意見に対する見解	<p>民間活用状況</p> <p>事業目的については、社会教育関係団体であるPTAを育成することであり、様々な分野の知識の獲得や地域との連携を、団体自らが企画運営していくことができるよう支援しています。</p> <p>「期待できる効果」に対する見解</p> <p>PTAは、地域連携、協働の核である非営利の組織であり、これまでも市民のニーズを反映するための重要な役割を果たしていただいています。今後とも、PTAとの協働を通じ、市民ニーズの把握につとめます。</p>
既に実施している民間活用の状況	〔件名・委託内容〕 PTA中堅指導者研修を大阪市PTA協議会に委託し、団体自らの企画において外部講師等の招聘による学習活動を実施
事務事業の内容	社会教育における人権教育の推進に関すること
ご意見に対する見解	<p>民間活用状況</p> <p>個別の業務については、既に民間委託を実施しています。</p> <p>今後の方向性(可能性)</p> <p>人権教育に関する業務のうち、施策等については、公正・中立の立場が必要であるとともに、多くの局との緊密な調整等が必要であることから、特に行政の責任が求められるところです。</p>

	<p>一方、個別の専門的な業務の実施にあたっては、民間団体との協働が必要と考えていることから、現在も民間団体と協働し事業を実施しておりますが、今後とも協働の視点のもと、事業を進めてまいります。</p> <p>「期待できる効果」に対する見解 個別の専門的な業務については、さまざまな民間団体との協働を行うことが効果的であると認識しています。</p>
既に実施している民間活用の状況	<p>〔件名・委託内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・識字推進事業のうち、指導者養成事業</li> <li>・人権啓発普及事業のうち、選定された人権啓発ビデオや教材の購入や貸出し・活用など</li> </ul>
備考	総合生涯学習センター指定管理業務に位置づけています。

事務事業の内容	生涯学習及び地域教育の振興に係る施策の総合的企画、調査及び連絡調整並びに事業の推進に関すること
ご意見に対する見解	<p>民間活用状況 生涯学習センター及びクラフトパークの管理運営業務については、すでに民間活用を実施しています。</p> <p>「期待できる効果」に対する見解 生涯学習施設への管理運営業務に関わっては、指定管理者制度を導入し、民間への新規参入の機会を拡大しつつ、住民サービスの質の向上を図るとともに、経費の節減等を図っています。また、各施設における事業実施にあたっては、市民参画・市民協働の視点に立った事業や、NPO あるいは大学等の高等教育機関とのネットワークを活かした事業の推進に努めています。なお、総合生涯学習センターについては平成 20 年度からの 2 年間、その他の各施設については平成 18 年度からの 4 年間の指定期間分について、「公募」により指定管理者を選定しています。</p> <p>「生涯学習大阪計画」に基づく本市生涯学習施策は、当然、行政の責任において推進すべきものであることから、各施設が行う事業については、指定管理者と協議・調整するとともに、業務の遂行状況や実績について、適宜確認等を行っています。</p> <p>また、継続的なサービスの提供に向けての課題については、今後、次回の指定管理者の公募に向けて、あらためて指定期間等、検討していく予定です。</p>
既に実施している民間活用の状況	<p>〔件名〕 生涯学習施設の管理運営業務 (総合生涯学習センター・弁天町市民学習センター・阿倍野市民学習センター 難波市民学習センター・城北市民学習センター・クラフトパーク)</p> <p>〔委託内容〕 施設の管理運営に関する業務(生涯学習事業等に関すること、貸室に関すること、施設の総合管理に関すること、建物及び付属設備の維持保全業務、安全確保に関すること、等)</p>



事務事業の内容	教育センターとの業務上の連絡に関すること
ご意見に対する見解	<p>民間活用状況・今後の方向性(可能性)</p> <p>この業務については、教育委員会事務局指導部教育活動支援担当と教育センターの間での事業実施上の連絡及び調整を行うものであり、業務の性質上、民間事業者等の活用対象となるものではなく、今後も現状で業務を遂行していくところです。</p>

事務事業の内容	児童及び生徒の生活指導に関すること
ご意見に対する見解	<p>民間活用状況</p> <p>学校教育における生活指導については、その内容から教育委員会において意思決定し、実施しています。事業の中では、暴力防止プログラム(CAP)について、民間を活用して実施しています。</p> <p>今後の方向性(可能性)</p> <p>学校教育における生活指導については、企画及びその実施は、教育委員会において意思決定されるものであるため、民間の活用は難しいと考えます。個々の事業において、その民間の専門性が必要な事業についてのみ、活用していく方向です。</p> <p>「期待できる効果」に対する見解</p> <p>学校教育に関する内容については、前述のとおり教育委員会において、意思決定されるため、民間の活用はなじまないものと考えております。</p>
既に実施している民間活用の状況	<p>〔件名・委託内容〕</p> <p>暴力防止プログラム(CAP)</p> <p>CAPの実施については、特定のNPO法人に特許があるため、専門組織を活用して実施しています。</p>

事務事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の教育活動に係る事業の企画及び実施に関すること</li> <li>・人権教育に係る総合的企画、調査及び連絡調整に関すること</li> <li>・幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の教育活動の指導及び助言に関すること</li> <li>・特別支援教育の振興並びに特別支援教育に関する企画、調査及び研究に関すること</li> </ul>
ご意見に対する見解	<p>民間活用状況・今後の方向性(可能性)</p> <p>これらの教育に関する事務事業については、本市が主体的に実施すべきものであること、本市の状況を踏まえ独立行政委員会である教育委員会において意思決定していくものであること等から、民間事業者等の活用にはなじまないところです。</p>

学校等の施設の使用規制の緩和、使用手続きの簡素化について

学校施設については、学校教育の用に供することを目的とする施設であり、その目的以外の使用については、法的にも種々制約が出てくるではありますが、学校教育に支障の無い範囲で大阪市ではこれまでも生涯学習ルーム事業等、学校施設を活用して、地域の方々を対象とした事業を実施しております。

学校施設の使用については、関係法令や目的外使用許可に係る審査基準に則り対応しております。

関係部局の横断的な協力・協働について

教育に関する事業については、他局との横断的な協力、協働が必要な事業が多いと考えており、現在も必要に応じて関係局と連携・協力を行っています。

事業公募におけるプロセス・結果の公開について

民間活用の透明性・公平性を確保することは非常に重要と考えており、事業公募においては入札により実施するほか、指定管理者の選定においては、選定基準を明らかにするとともに、結果についても公表を行っています。